

Title	帝範臣軌源流考附校勘記
Sub Title	
Author	阿部, 隆一 (Abe, Ryuichi)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	1968
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.7 (1968.) ,p.171- 289
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-00000007-0171

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

帝範臣軌源流考附校勘記

阿 部 隆 一

一 帝範の成立と漢土に於ける伝流

唐の太宗の撰せる「帝範」、同じく則天武后が纂せる「臣軌」の両書は、我が国に於ては、古く王朝時代より、君臣必読の軌範の書として、尊重され来つた。この両書の成立については、先人殆ど論じ尽くした観がある。なかんずく狩谷校斎は、我が寛文刊の帝範・臣軌に、古鈔本による校合を書き入れし、その遊び紙に、本書の成立と諸書目著録に関する漢土の資料を抄録している。また近藤正斎は、その著「右文故事」卷之四、「御本日記統録卷上」に、徳川家康手沢本「臣軌」の解題中に、臣軌の成立と伝流を論じている。両書の成立に関する漢土の資料については、筆者は先学の指摘した範囲以上に発見したものは少ない。本論に於ては、主として両書が我が国に渡来してから、漢土に亡逸したこの二書が、我が国に於いて、いかに伝えられ、いかに講読されたかを、現存伝本に即して考究し、また

現存諸伝本による校勘記の提供を中心とするものである。しかし説明の順序として、先学が既に指摘した資料を先にあげながら、この本の成立と漢土に於ける伝流について些少気づいた所を補いたいと思う。

帝範は、新旧両唐書には、

帝範四卷 太宗撰
賈行注 (旧唐書經籍志丙部子録)

太宗帝範四卷 賈行注 (新唐書藝文志丙部子類)

と著録されている。太宗が本書を撰した所以と年代については、宋の王忠麟の「玉海」卷廿八雜御製に、「資治通鑑」
「唐会要」等を引いて述べる所がある。「通鑑」によれば、

〔貞観〕二十二年春正月己丑、上作帝範十二篇、以賜太子曰、君体・建親・求賢・審官・納諫・去讒・戒盈・崇儉・賞罰・務農・閱武・崇文、且曰、修身治國、備在其中、一旦不諱、更無所言矣、又曰、汝当更求古之哲王、以為師、如吾不足法也、夫取法於上、僅得其中、取法於中、不免為下、吾居位已來、不善多矣、錦繡珠玉、不絶於前、宮室台榭、屢有興作、犬馬鷹隼、無遠不致、行遊四方、供頓煩勞、此皆吾之深過、勿以為是而法之、顧我弘濟蒼生、其益多、肇造區夏、其功大、益多損少、故人不怨、功大過微、故業不隕、然比之尽美尽善、固多愧矣、汝無我之功勤、而承我之富貴、竭力為善、則國家僅安、驕惰奢縱、則一身不保、且成遲敗速者國也、失易得難者位也、可不惜哉、可不慎哉、

と。「唐会要」卷卅六修撰には、

〔貞観〕二十三年正月二十日、太宗撰帝範十三篇、賜皇太子、顧謂王公曰、聖躬闡政之道、備在其中矣、

と。我が国に伝來した「帝範」に附された闕名者の注には、

太宗撰帝範十二篇、賜皇太子頎、謂公主曰、飭躬闡政之道、皆在其中、朕一旦不諱、更無所言矣、と記す。後に述べる梅沢記念館藏鎌倉鈔本「帝範」の紙背に記された勘注の中に、今は佚書となった「太宗実録」から一条を引いている。この引文は従来知られることなかった貴重な佚文と言うべきで、録して曰く、

太宗実録曰貞觀廿二年春正月己丑太宗撰帝範十二篇賜皇太子頎謂公主曰飭躬闡政之道備在其中朕一旦不諱更無所言矣卅七

頎之本

と。以上四本を比較すれば、通鑑・会要・帝範闕名者注の三本の記事はいずれも、この太宗実録の文に襲沿していること明かである。梅沢本の引く太宗実録の文は以上に止っているが、恐らくは、通鑑に引かれている「又曰汝当更求云々」の文が之に続き、通鑑がそれを襲用したのではあるまいか。この「又曰」以下の文は帝範卷末の文と、辞句にかなり出入があるが、趣旨を同じくし、帝範に比すれば簡素になっている程度の差異で、大まかに見れば大同小異の文と言ってよい。それはとも角として、「会要」が成立年を貞觀廿三年となしているのは、廿二年の誤りらしく、また「帝範十三篇」と作るのは、明かに「十二篇」の訛謬である。太宗が皇太子に帝範を賜ったというのは明白であるが、ここで問題となるのは、「賜皇太子頎謂公主曰」（「実録」）、「賜皇太子頎謂王公曰」（「会要」）、「賜皇太子頎謂公主曰」（「帝範注」頎一本作頎或本作頎）の文である。太宗の時の皇太子は、次の高宗となった太宗の第九子、諱は治で、頎・頎・頎ではない。頎は高宗の第七子の中宗の諱であるが、頎慶元年の誕生であるから、この時は未だ生れていない。この注文について、市野迷庵が寛文刊本帝範に校語を書き入れ、「按謂公主三字不可解恐有誤」（成實堂文庫旧蔵本）と指摘したのはもつともである。故細川潤次郎博士は「帝範臣軌訂補」（大正四年宮内省刊）に、

原本、頎ニ作ル恐クハ誤ナラム○按ズルニ、太宗ノ皇太子ハ高宗、名ハ治ナリ、頎ニ非ズ、古鈔本ニ頎ヲ頎ニ作

ル、頤ハ即チ高宗ノ第七子中宗ノ名ナリ、頤ト頤トハ、字形相似テ謬ルヤウナレドモ、皇太子トハ曰フベカラズ、鄙見ニハ頤ハ頤ノ誤ナラム、頤ハ一二頤ニ作ル、頤ト相似テ、誤レルモノナラム、即チ帝範ヲ皇太子ニ賜ヒ、公主ヲ頤テ云云ノ語ヲ発セラレタルモノナラム、

と断案を下した。この推定はまことに従うべきで、事実梅沢本引用の「実録」は頤の字の左旁に一本が「頤」の字に作ることを注記し、「会要」は頤に作つてある。ただ会要が「王公」に作るのは、「公主」の訛誤であろう。即ち太宗は貞観二十二年正月（太宗は翌二十三年五十三歳を以て崩じた）、廿一歳になつた皇太子治の将来の規範となさんがために、帝範十二篇を撰して、自ら親しく太子に授けたもので、その席には諸王族も亦陪席していたのである。

本書は帝王の書であるから、広く士大夫の間に読まれたか否かは別として、唐代を通じて尊重されたことは想像に餘りある。唐代既に本書に対する注の編まれたことは、前掲の新旧唐書に賈行注四巻が録されているが、そのほかに、唐後期の敬宗の宝曆二年（八二六）に、韋公肅なる者が帝範の注を撰進したことが「旧唐書」「唐会要」に次の如く記されている。

辛未秘書省著作郎韋公肅注太宗所撰帝範十二篇進特賜錦綵百匹（「旧唐書」敬宗本紀宝曆二年条）

二年五月秘書省著作郎韋公肅注太宗文皇帝帝範一十二篇上之（「唐会要」卷卅六修撰）

賈行の伝は明かでなく、両注とも今伝わらず、いずれが前後するか不明である。我が国に伝来した帝範に附されてある注は唐代の撰になることは容易に推定されるが、撰者名を題していないので、賈注・韋注のいずれかに該当するか、この二注とは別のものであるか、詳かならずとする外ない。

本書の巻数については唐代の記録はいずれも「十二篇」と録するのみで、巻数を記さない。新・旧唐書が四巻と記

すのは、賈行注本の巻数が四巻であったので、正文のみの原本が四巻であったとは必しも定め得ない。原本は恐らく四巻ではなかったであろう。我が国に伝える附注本は二巻である。本書とほゞ同じ分量の「臣軌」は二巻であるから、原本は元来二巻であったかもしれない。しかし不分巻であったか、此れ亦不明とせざるを得ない。唐代成立の文献の中で帝範を引いた書を筆者は知らぬが、「貞觀政要」議征伐篇には、帝範下巻の「閱武篇」を、「太宗帝範曰」として、その全文を引載している。

本書は五代を経て、宋に入ってから、南宋初までは完本が伝っていたらしい。宋初太平興國四年の勅編たる「文苑英華」には本書の序を収め、北宋の仁宗の勅編になる「崇文總目」には、「玉海」卷廿八の引く所によれば、「帝範一卷 述修身治國之要言」と録されてあった。この一卷というのは、清の錢侗は「此本蓋無注者」（「崇文總目輯釈」と推定している。南宋の淳熙四年に成った官蔵の書目たる「中興館閣書目」には、同じ「玉海」の引く所によれば

中興書目帝範二卷太宗撰凡十二篇天聖四年閏五月學士宋綬錄進帝範二卷

と録してあった。宋に入ってから本書の伝本は貴観となっていたようである。しかも南宋後期にはその半ばを失ったらしく、「郡齋讀書志」（袁本）後志（衢本卷十）には、

帝範一卷

右唐太宗撰、凡二十篇衢本作十二篇

、今存者六篇、正觀衢本作貞觀末、著此書、以賜高宗、且曰、修身治國、備在其中、一旦

不諱、更無所言矣、其末頗以汰侈自咎、以戒高宗、俾勿効己、殊不知闔門之内、慙德甚多、豈特汰侈而已哉、武后之立実有自来、不能身教、多言奚益悲夫、

と記され、また「直齋書錄解題」卷九には、

帝範一卷 唐太宗撰凡十二篇以賜高宗

と著録されている。「通志藝文略」には、「帝範四卷唐太宗撰」と記し、「宋史藝文志」子類儒家類には、「太宗帝範二卷」と見える。「通志」「宋史」の著録は必ずしも伝本の現物に即したのではなく、先行の著録を踏襲しているに過ぎない。前者四卷に作るは唐志に因り、後者二卷に作るのは「中興館書目」に従ったのであろう。以上の如く、宋代に於ける本書の巻数は各々著録がまちまちで、「通志」の四巻を別とすれば、一卷乃至二巻に作っている。注について何等の記述も見られない所から考えれば、宋代の伝本は無注本であったようである。「直齋書錄」は「一卷」と記すのみで、完・闕いずれかの注記がないので、「郡齋讀書志」の一卷の如く、その半ばを逸せる欠本か、「崇文目」の一卷の如く完本であるか明かでない。しかし現在では、宋末から元代にかけては、六篇を存するに止った闕本のみが伝わり、完本は失われたものと考えられている。この推測は「四庫全書提要」の次の如き解説によっている。

帝範十二篇、唐太宗貞觀二十二年撰以賜太子、新旧唐書、皆云四卷、晁公武讀書志僅載六篇、陳振孫書錄解題、亦題曰一卷、元吳萊謂征雲南燹夷時、始得完書、攷其事、在泰定二年、蓋此書宋佚其半、元乃復完也、唐書藝文志、載有賈行注、而旧唐書敬宗本紀、称坐歷二年、秘書省著作郎章公肅、注是書以進、特賜錦綵百匹、是唐時已有二注、今本注無姓名、觀其体裁、似唐人注經之式、而其中時称楊万里呂祖謙之言、疑元人因旧注而補之、其援引頗詳洽、而詞不免於煩贅、臣等謹為參攷其誤、附列注文之下、仍依旧史、釐為四卷、以復其旧云、乾隆三十八年四月恭校上

「四庫全書總目」の解題の文は、この書前提要の文とは僅かながら出入がある。総目は特に四庫全書本が永樂大典所載に基いたことを明かにして、元末に本書の完本が再び現れた経緯をさらに詳しく、

此本載永樂大典中、凡一十二篇、首尾完具、後有元吳萊跋、謂征雲南燹夷時、始見完書、考其事在泰定二年、蓋此書、南宋佚其半、至元乃復得日本、故明初軔有全文也

と述べている。即ち久しく闕本であつた帝範の完本が元泰定年間の雲南征伐の際発見され、その附注本が永樂大典に収載された、その永樂大典から録出して、校訂したのが四庫全書本である。この附注本は、乾隆年間、清朝の武英殿より聚珍版として刊行された。此が世に所謂る、永樂大典或は武英殿本と称されるもので、これによって帝範は再び世に広く流布されるようになったのである。武英殿本刊行前は、本書は非常に稀覯であつたらしいが、明初永樂年間の明王室の蔵書目録たる「文淵閣書目」には次の如く五部著録されている。

唐太宗帝範一部一冊完全 唐太宗帝範一部一冊完全 唐太宗帝範一部二冊闕 唐太宗帝範一部一冊闕
部一冊闕

此等明室蔵本は明末清初に殆ど散逸したが、帝範は武英殿本刊行以前に民間に伝本が稀れに存したことは、四庫全書以前に成立した清の錢曾の「讀書敏求記」に、「帝範一卷 貞觀末唐太宗御製、帝範十二篇賜高宗、晁氏曰今存者六篇、而此爲完書、豈不全于宋、而反全于今日歟」と録されている所から察せられる。曾の見た本がいかなる本であつたか明かでないが、恐らく雲南で発見された永樂大典本系であつたのであろう。曾はその完本を目して恰も偽書と断ずるかの如き口吻を洩らしている。その誤解であることは、章鈺が「讀書敏求記校証」に於て、「遵王殆未深考」と注記せる通りである。

しかし、以上の「四庫全書提要總目」の解説に誤りのあることを、入手せる朝鮮銅活字本帝範によって実証したのは、故徳富蘇峰翁であつた。翁は、狩谷掖斎手校の帝範臣軌を大正四年影印せる際、附印別冊の「帝範臣軌解題」に

於て、翁が京城に於て獲得せる、武英殿板と同一内容を有し、しかも永樂大典未収以前の本たる朝鮮銅活字本を紹介し、その至治三年の劉參道の序文に徴して、帝範完本が雲南に発見されたのは、泰定二年よりはさらに溯る前であること、その注の撰者は、提要総目に於て、紀昀等が唐人の旧注に元人が補録したものと推測したのとは異り、元の李元鎮の撰であることを明かにして、次の如く述べた。

予前年於京城、獲朝鮮銅活字之帝範、此書全係与武英殿板帝範同一底本、但彼從永樂大典抽出、此乃大典未収録以前の伝本。卷首有序文、予因得以此正紀曉嵐輩之杜撰臆說、亦可謂意外之幸矣。蓋紀曉嵐一輩、称註者無姓名、而因此書、乃知為元人霸郡李肅元鎮也。又此書出自雲南、推元吳萊跋文、称在泰定二年、而按元史本紀、有泰定元年春二月帝範進講云々文字、今此序文、又顯然有至治三年癸亥七月之文字、是距其泰定二年、實三年前矣。矧序云、近年出於雲南、經進於闕下、奉勅付史館、補唐鑑之遺、今文安李元鎮、詳加註釈、於此帝範行於世久矣。則可知其更在前矣、是亦足見紀曉嵐輩之臆說也。仍取其序文、更付之撮影、以備考。但其註釈、概以下与武英本同一、今不復贅録焉。

太宗帝範附音註解 四卷 元李肅元撰 一冊

朝鮮銅活字印本。九行十七字。至元三年劉參道序及び趙文炳等列銜あり。

と。蘇峰翁の解題には、幸に本書の序文を影印し、且つ活字翻印も附してある。この朝鮮本の祖本となつた元至治三年序刊本の劉氏序文は、

(前略)唐史有其目而逸其書、近年出於雲南、經進闕下、奉勅付史館、補唐鑑之遺、今文安李元鎮、詳加註

釈、於是帝範行於世久矣、清江儒学旧刻唐書、歳久摹印訛欠、至治癸亥、朝列大夫同知臨江路總管府事古汴趙公文炳提举学校、既重修 礼殿、復整理書板之餘暇、日出帝範一帙、命余刻之、使与唐書同一不朽、公属意斯文、嘉惠後学、政事識大体、廉能公直、士民悦服、余并述于編端、以毋忘公之盛心云、 至治三年癸亥七月朔、臨江路儒学教授廬陵劉參道存序

と叙している。これによれば、この至治三年序刊本は帝範李注の第一次の刊本ではなく、それ以前にその祖本となつた刊本が既に先行していたことを推測せしめるのである。

しかし蘇峰翁より前に、永樂大典本帝範の注は元の大徳年間霸州の李肅元が撰したことを指摘した人があつた。それは清の許瀚である。その著「攀古小廬文」(咸豊七年高均儒序刊、筆者の見たのは「昭和七年刊文求堂書目」附印の影咸豊刊本)

帝範閣本云、唐書藝文志載有賈行注、而旧唐書敬宗本紀称、宝歴二年秘書省著作郎章公肅注是書似進、是唐時已有二注、今本注無姓名、觀其体裁、似唐人注經之式、而其中時称楊万里呂祖謙之言、疑元人因旧注而補之、瀚謹案、都穆鉄網珊瑚称、大徳中霸州李肅元為之注、廬陵鄧光薦序之、疑今本注乃李作也

と、明の都穆の「鉄網珊瑚」の記事をあげて考証している。また邵懿辰の「四庫簡明目録標注」に増訂を加えた邵章も亦その「統録」に「鉄網珊瑚」のこの条を引用している。同書卷一によれば、

唐太宗帝範三卷、元元貞初雲南行省左丞得之白人、字与漢異、乃訳而進之、大徳中、霸州李肅元鎮嘗為之注、廬陵鄧光薦序之、余家所藏安成刻本、元旧物也、

と。都穆の言によれば、帝範が雲南の民間から出たのは元貞初年で、穆は至治三年序刊本に先行する李注元刊本(大徳中刊か)を有していたことが判明する。この注者の氏名については、上記の如く「李肅元鎮」「李元鎮」「李肅元」

と夫々異つて録されているが、伝は明かでない。穆が「訳而進之」と言っている如く、帝範は元朝に於て蒙古文に翻訳されたらしく、清の錢大昕編「補元史藝文志」巻一訳語類に

忠経・貞觀政要 天曆中・中書平章政事察罕譯 帝範四卷 亦察罕訳

と録されている。また元朝に於ては、「元史」本紀卷廿九に

泰定帝。泰定元年春二月甲戌、命平章政事張珪・翰林学士承旨都魯都兒迷失・学士吳澄・集賢学士鄧文康、以帝範資治通鑑大学衍義貞觀政要等進講

と伝える如く、帝範の進講が行われたが、元・明時代を通じ、一般にはあまり普及しなかつたらしく、大徳・至治の二種の元刊本とも現在伝本を聞かず、ただ至治刊本を底本とした朝鮮銅活字本が天下の孤本として伝わるのみで、明代以降清乾隆帝の聚珍版が行われるまでは、漢土に於ては帝範は泯棄同然の有様であつたと言つてよい。

以上の如く、帝範は、本邦に伝来した唐闕名者注本と李注本の所謂の武英殿本との二系統が現存するわけである。この二種のテキストは、後に論ずる如く、正文に於て、かなり出入が見られる。

二 帝範の我が国に於ける伝流

「帝範」が撰述された貞觀廿二年は、我が孝徳天皇の大化四年に当る。本書が何時我が国に将来されたかは明かでない。しかしその伝来はかなり古いものと想像される。「日本国見在書目録」には、雑家の部に

帝範二々々贊一 弘々々三

と見える。「帝範贊」一卷はいかなる書か、和漢古今の諸目録にその著録を見ない本で、勿論伝存していない。ただ

書名より僅にその内容の一端を想像するのみである。「弘帝範」三卷は、漢籍に非ずして、国書で、本目錄に混入されたものである。この書は、「三代実録」卷卅二陽成天皇の元慶元年（八七七）十一月三日の条、当代の碩儒として重きをなした参議従三位行左衛門督大江朝臣音人の逝去を誌した記事中に、

音人別奉 勅、撰群籍要覧卅卷、弘帝範三卷

と見える通り、大江音人が勅を奉じて撰せる書である。本書は今伝っていないが、書名から察すれば、「帝範」を敷衍せる本であつたらしい。この記事が、「帝範」の書名が我が国の文献に見られる嚆矢である。音人が「弘帝範」を何天皇の勅を奉じ、何時編したかはわからぬが、同書が勅撰されるに至つたことは、我が国に於ては、これより前から「帝範」が既にかなり講読されておつたことを物語るものであるまいか。遅くとも、陽成天皇の御代に本書の進講が行われた証左が存している。後に紹介する、国学院大学図書館蔵元龜二年吉田兼右書写帝範の、「君体篇」の「貞明而普照億兆之所瞻仰」の句の「貞明」の字旁に「陽成御諱不読」なる訓読注の書き入れが存するからである。「貞明」は陽成天皇の御諱である。

帝範が我が国で講読された確証は文献上では、現在の所、此より古く溯り得ない。しかし、唐文化の吸収に汲汲力めた我が国が、本書を将来し、朝廷に於て講誦されたのは、これより遙かにはやいと思わねばならぬ。本書と同じく帝王必読書とされた「群書治要」の進講の文献上の初見は、仁明天皇の承和五年（八三八）六月で、「天皇御清凉殿。令助教正六位上直道宿祢広公読群書治要第一卷」（「続日本後紀」卷七）と見える。唐王朝創業の帝であり、不出世の英主と謳われた太宗の盛名は我が国にも赫々たる光芒をはなち、太宗が生涯の感慨をこめて親ら皇太子を誨め諭した本書が、我が国に於ても万世帝王の宝典と重じられたのは故なきではない。特に本朝に於ては、本書が漢土に廢れた

後も、平安初以降、「群書治要」「貞觀政要」と並んで尊重され、特に本書は後世までひき続き、列聖代々その進講を受けたもうた。列聖講習の跡を詳に史乘に辿り得ないが、平安時代より鎌倉時代に至る宮廷講習の様子的一端をよく示すのは、上に掲げた国学院大学図書館蔵古鈔本と通行の寛文刊本とに記された奥書である。両書の奥書は本をほぼ同じくする。古鈔本によって、その奥書を左に掲げよう。説明の便宜上年代順の数字を各条の上に冠する。

(10) 弘安九年七月廿九日墨点了同晦朱点了(寛文無)

(2) 寛治八年七月十六日於楊梅亭点了尤可秘藏而已本云(寛文本無) 藤永実

(3) 長寛二年正月廿八日 主上既訖(寛文本作「奉授主上已訖」) 式部大輔藤原朝臣永範

承安元年七月廿四日 御読了此書奉授二代 聖主了家之重ノ宝也 從三位行宮内卿兼式部大甫藤原朝臣永

範

(4) 建久三年六月十六日 御読了此書継家蹤已及 聖主三代誠是ノ家之秘本也 正四位下式部大甫藤原光範

(9) 文永十一年八月十六日以同本移点了 棟昌

同十二年三月二日以菅翰林在匡朝臣本見合之加点了是又二代御ノ読本也 參木左大弁棟昌

件本云(寛文本無)
承元二年四月廿三日書写了(寛文本此下有「以二品戸部丞範本移点畢」) 菅原淳高

(5) 元仁二年三月廿五日侍 御読了 翰林学士菅原淳高 在良弟輔方第五代在嗣祖也

(6) 弘長元年十二月十三日候 御読了藤家奉授 三皇南家又侍ノ二代両家秘本吾道之重宝也ノ 從三位菅原在

章淳高二男(是条已下寛文本無)

(7) 正嘉三年春二月十四日授吏部經断在守亭了 翰林学士菅在判

(8) 文永五年正月十九日授中官少進在久了 更問少進菅在匡淳高子

(10) 弘安九年七月廿九日以南家之秘說授長老鈞既了 虎賁郎將源在判

右奥書任本書写之了(以下略)

寛文刊本は右の奥書の前に

(1) 件書上巻云／康平三年五月五日点之礼部郎中江匡房

同下巻云／康平三年五月六日点之治部少丞江匡房

なる奥書がついている。国学院本の祖本となったのは、文永十一年(一二七四)棟昌が南家点本を写し、翌年更に菅家点本を以て見合せ加点了本を、弘安九年(一二八六)書写移点了本である。右の奥書の各条を年代順に考えて帝範講誦の跡を迎えることにする。

(1) 康平三年(一〇六〇)大江匡房の奥書は、帝範現存本の加點奥書としては最古で、大江家は大江音人以来本書の講習に力めたらしく、大江家本は現在伝っていないが、後に述べる如く、各家の諸点本に「大江点」として特異な訓説と校注が旁記されている。この匡房の奥書は寛文刊本では冒頭に冠してあって、それ以下の奥書との関聯がつかず、意を解し難いが、後に紹介する慶應義塾図書館蔵天保二年菅原聰長書写本の本奥書では、この匡房の奥書は、(4) 建久三年藤原光範の奥書の条の次行に、

此本見合江家本云々 件書上巻云

とあって、義が落ち着く。此が原形であろう。また此によって「大江点」として諸点本の引くのは、匡房の点であることが明かとなる。

(2)寛治八年(一〇九四)は堀河天皇の世、藤原永実(南家の学者で、「尊卑文脉」(以下の伝は主に本書による)によれば、文章博士成季の男、大内記、文章博士、従四位下、元永二年卒。

(3)長寛二年(一一六三)二条天皇に、また承安元年(一一七一)高倉天皇に、藤原永範が御進講。永範は永実の男、東宮学士、宮内卿、大宰大貳、式部大輔、文章博士、正三位、治永四年薨。

(4)建久三年(一一九二)後鳥羽天皇に藤原光範が御進講。光範は永範の二子、文章博士、大内記、民部卿、従二位(一本従三位)。

(5)元仁二年(一二二五)後堀河天皇に菅原淳高が御進講。淳高は在高の子、春宮学士、刑部卿、式部大輔、治部大輔、文章博士、従二位、後堀河・四条・後嵯峨三朝の侍読、建長二年薨。

(6)弘長元年(一二六一)亀山天皇に菅原在章が御進講。在章は淳高の二子、少納言、式部権大輔、大学頭、文章博士、従二位、亀山天皇の侍読、文永五年薨。この奥書に「藤家奉授 三皇南家又侍二代」とある。「南家又侍二代」は藤原永範の(3)の奥書を指すが、「藤家奉授 三皇」とあるから、承元二年(一二〇八)菅原淳高が書写移点した本には、南家本の外に、藤家本(式家か)も含まれ、且つ藤家が三帝の本書御講読に侍したことが判明する。ちなみに、承元二年淳高が書写した本を、寛文刊本は「以二品戸部永範本移点畢」と作っている。永範は上記の如く、式部大輔、正三位であって、二品戸部に該当するのは、その子の民部卿従二位であった光範であるから、永範は光範の誤りである。上掲の慶應義塾図書館蔵菅聰長本は光範に作っている。

(7)正嘉三年(一二五九)、翰林学士菅(恐らくは在章か)が菅原在守に本書を授けた。在守は在章の二子、後宇多天皇の侍読、東宮学士、大内記、式部少輔、従四位。

(8) 文永五年(一二六八)菅原在匡がその子在久に本書を授けた。在匡は在章の長子、文章博士、正四位下、式部大輔、治部卿、刑部卿、龜山・後宇多の二朝の侍読。在久(一本在冬に作る)は文章博士、皇后宮権大進、中宮少進、弘安十一年卒。

(9) 参議左大弁棟昌なる人が、文永十二年(一二七四)、右の南家本を以て移点し、翌十二年に、上の菅原在匡本(承元二年菅原淳高が南家の藤原光範点本を書写せる本)を以て見合せ加点了。棟昌の伝は未詳であるが、文永十一年十二年に、参議にして左大弁を兼ねたのは久我具房のみである。棟昌は或は具房の別号であらうか。

(10) 以上の南家説を弘安九年(一二八六)七月廿九日源某が長老釣に伝授。同廿九日晦日以上の奥書本を以て加点了。虎賁郎将源の伝は明かでない。

平安朝から鎌倉末に至る記録から帝範講読の事蹟をさらに少し拾ってみよう。上にあげた国学院大学図書館蔵元龜二年古鈔本には、「務農篇」の「則競懷仁義之心」の句の「懷仁」の二字に「二字御諱」の旁記が附してある。「懷仁」は一条天皇の御諱であるから、天皇が本書の御進講を受け給うたことと拝察し得る。堀河天皇の寛治五年(一一〇九一)、「正月十七日丁丑、晴、(中略)参内裏、依一日勘進、献帝範」(「柳原家記録」百三十七江記)と見える。平安末の稀代の好学者悪左府藤原頼長が「台記」に、年毎にその年間読書せる書名を列記した条項がある。保延五年(一一三九、二十歳)の条中に、「臣軌二卷 帝範二卷」が記されている。また頼長が、久安四年(一一四八)鳥羽上皇の四天王寺行幸に供奉中の九月二十二日の条に、

余与信西、依勅侍屋形内、家明朝臣侍外、上问我朝故事、信西对之无所停滞、余不加一言、中心為恥、上曰、朕在天位、学帝範於師在良朝臣、又雖不好学、師来必親遇之、

と録されている所から、鳥羽天皇が菅原在良から帝範の進講を受けたまいしことが明かとなる。菅原在良は、式部大甫、鳥羽院侍読、文章博士、従四位上、贈従三位、保安三年（一一二二）卒八十歳。在良が鳥羽天皇に帝範を授け奉ったことは後掲の猿投神社蔵本の奥書からも証し得る。「花園院宸記」の正和二年（一一三三）二月十五日、四月廿二日、五月六日の条によれば、天皇は廷臣を召して、帝範の御談義を行わせられた。

室町時代に入っても、宮廷に於て帝範の進講は行われた。「御湯殿上日記」によれば、正親町天皇の永祿二年（一一五九）、称名院三条西公条をして帝範の談義を行わしめられたことが左の如く見えている。

三月二日、せうみやう院ていはんの御たんきめされ候へとおほせらるゝ、六日まいるへきよし申さるゝ、

六日、雨ふる、ていはんの御たんき、称名院申さるゝ、

十一日、ていはんの御たんきあり、

十六日、ていはんの御たんきあり、おとこたちみなくまいらるゝ、御所くくなり候、たけのうち殿もまいり候、

廿一日、ていはんの御たんきあり、上はてゝ下にかゝる、みなくにくこんたふ、

廿五日、ていはんの御たんきけふまでにてはてまいらせ候、りしやうあんより御たる三色三かまいる、御たんき

過て、みなくになふ、

この時の帝範談義については、「嚴助往来記」にも、

永祿二、四月□日、於禁中帝範御談義有之、称名院被申、於御三間被申、致丁聞、御樽進上之、三種三荷、則於御三間御盃參、各御酒被下之、師弟子祖候仕、御酒被下了、

と出してゐる。

帝範は朝廷のみならず、鎌倉時代に入って、鎌倉幕府に於ても、將軍の啓沃の書として京都より招いた儒者を侍読として講ぜしめた（臣軌の項参照）。帝範は臣軌と共に広く紳士たる者の教養書の一つに数えられていたことは、玄恵の「遊学往来」、一条兼良の「尺素往来」、飯尾永祥の「撮壤集」等の書籍の項に、その書名が列挙されている所からも想像できよう。このように、本書が読書人の間に普及し重じられるにつれて、諸書の佳句金言を類聚して編纂した中世時代の教訓書や作詩文用類書類に本書からの引用が収載されるに至った。此については、臣軌の項にまとめて述べることにする。帝範講習の状況をさらに、以下の現存の帝範諸本を解題しながら述べて行くことにしよう。

三 現存帝範諸本

梅沢記念館蔵〔鎌倉後期〕鈔本二卷（以下「梅本」と略称）

卷上・卷下がそれぞれ筆者を異にする補配本であるが、両巻ともほぼ同時代頃の筆写にかかる。共に同質の渋引縹色地紙表紙、黒漆塗り軸を以て装訂され、外題は同筆で「帝範上（下） 智□」なる題簽が附される。この表紙題簽とも南北朝室町初を下らぬものであるから、両巻を併せ補って完本となしたのは古くからであることがわかる。両巻ともテキスト・訓点がほぼ同系であるから、或はもともと寄合書であったとみられぬこともない。卷上は厚手楮紙、紙幅二八糎、界高二三・二糎、界幅二・七糎。卷下は厚手楮斐交漉紙、紙幅二八・二糎、界高二三・四糎、界幅二・六糎。共に毎行十三字注小字雙行。朱筆のヲコト点（紀伝点）・句点、墨筆の訓点・六声清濁点（濁点。）、卷上は朱筆卷下は墨筆の音訓合符が附してある。和訓にも僅かながら濁点を附す所がある。両巻とも振仮名の訓点にはほぼ二筆あり、一は本文とほぼ同筆同時の筆と見られる。他はやや後筆であるが、南北朝を下らぬ。後筆の中で墨色が

濃く、旧点を上からなぞって記入した仮名点がある。此は上下巻同筆であるから、この両巻を補配した後に加點されたものと思われる。両巻とも注文には訓を附していないが、ごく僅か一部訓を記した箇所がある。

両巻ともに、所々、行間或は層上に反切音義注や校語注が附され、巻上には紙背に注の記入を有し、共に本文同筆である。巻上はどうしたものか、注文に空格にして字が闕けている箇所が多い。正文注の校語注には、「イ」即ち異本、「江」即ち大江本の符号を附するものと、所拠本を示さぬものがある。訓読の中には「江」と符号を附した、即ち大江家の訓説を記す所がかなり多い。本点本は、江家点本を参照しているが、次の書き入れから見、他に式家本をも照合している。巻下関武篇の「孔子曰コウノミツノハクナシテ不レ教ニ民ヲ戦ハス・是謂ニ棄レ之ヲ。」(仮名に翻記)の訓に対し、層上に異訓をかかげて曰く、

不ニ教ニ民ヲ戦ハス　私云任論語説

基長案タミニセンラシヘサルヲト可読歟云々

と。また巻上の序の次にある目録及び篇名について、紙背注に、「以上江本無此目錄但家本有之」「君体江本如此奥皆无篇字」「君体篇　敦光本如此皆有篇字」と記し、また序の「皇天降命曆教在躬」の「曆」の字について、紙背注に「歴敦本　江本」とある。敦光は式家の藤原衡衡の子、敦基の弟、少納言、文章博士、正四位下、大頭頭式部大甫、天養元年（一一四四）卒。基長は敦基の四代の後で、宮内卿、正応二年（一二八九）卒。この書き入れから見、本点本は江・式両家本に非ざることには明かであるが、何家の家本であろうか。この本の紙背注に、序の「昔隋季版蕩海内分崩」の句の「崩」の字について、「分崩崩ハケ不説」とある。「ケ」は意味不明であるが、「家」即ち家本或は我が家の略号ではないかと推定する。この句以下について、国学院大学図書館蔵鈔本は「菅本自隋季至八紘御説不候」と旁記する。この紙背注はこの御進講に於ける禁忌のことを注記したらしく、そうとすれば、この本は菅家本に属する可能性が生ず

る。勿論菅家に限らずどの博士家でも御読に侍する際は同様にこの禁忌を守ったかもしれぬ。小林芳規氏は、本鈔本を、訓法の上から、菅家本と推定された（同氏著「平安鎌倉時代に於ける漢籍訓読の国語史的研究」第四章第
三項。本稿に於ける同氏の引用は全て同書による。以下書名省略）。筆者はこの鈔本を菅家本と断定し去るには些少躊躇する所もあるが、菅家の人の手を経たか、その転写たることは想像され、少くとも菅家本を参照していることは確かである。

本鈔本の紙背注は、校語・音義注、本書注文の不足を補って更に敷衍する為めに、当該故事の諸出典書からの引用抄録から成っている。音義は主に玉篇と宋韻（「宋重修広韻」を指すらしい）によっている。ついでながら、この引用書の中に、注目すべきは、二種の佚書を含んでいることである。一は上に紹介せる「太宗実録」卅七の佚文であり、他は「典言」である。即ち

典言云堯与群臣到翠嬀之淵云々

と。ここに引用された九字の限りでは、帝範注では「龍魚河図曰」として掲載されている。「典言」は、「隋書経籍志」子の雑に「典言四卷後魏人李穆叔撰」後齊中書郎荀士遜等撰と著録されたいちのいざれかで、「旧唐書経籍志」儒家には、「典言四卷李若等撰」、「新唐書藝文志」儒家には「李穆叔典言四卷」と著録されている。「宋書藝文志」已下の諸書目には見えず、和漢に伝を失った亡逸書である。我が国には夙に将来され、「日本国見在書目録」雑家には、「典言四魏叔撰」（按魏叔当）と見える。この引文は佚文とも言えぬ片言であるが、この書がとも角我が国で使用されたことを示す証左として刮目すべきであろう。

猿投神社蔵〔南北朝初〕鈔本卷上一卷（以下「猿本」と略称）

三河国（現愛知県豊田市猿投）猿投神社の所蔵、後掲の「臣軌」の僚卷で、両書併せて一具となっている。卷下を

欠き、また巻上も惜しむらくは、巻初を闕き、序の「育黎元陶均庶類」から始る。未装訂。紙幅二九糎。界高二二糎、界幅二・七糎。毎行十四字注小字毎行十七字雙行。朱筆の句点・ヲト点（紀伝点）・音訓合符・四声清濁点（濁点。）・人名符、墨筆の訓点を附す。注文は無点。行間に音義・校注を旁記し、眉上に字義の出典を示す尚書・史記の引文抄録二条が存する。巻末奥書に朱筆を以て

以家秘本朱墨両点交合す

と記す。この「家秘本」とは何家の本であろうか。

本点本は下巻を欠くので、この本の伝流を示す奥書が元来あつたか否か明かでない。しかしこの帝範と僚卷をなす「臣軌」の巻末には奥書を有し、それによれば、その本は永仁二年藤原長英（式家、基長の子）が加点した本の転写で、長英本の祖本の本奥書に曰く、

菅大卿在良奉授／ 鳥羽院本也

又借家親本見合畢式部大輔侍読之本也／授柱史公良畢 参議在判

と。菅原在良が帝範御講読に侍したことは「台記」からも推定できることは上記の通りである。この本亦在良が鳥羽天皇への奉授本である。しかし「臣軌」を至尊に講し奉ることは恐らくあり得ぬことのように思われる。また帝範臣軌は対にして併せて一具とされることが多いから、元来この本奥書は帝範末にあるべきものが、ここに移されたのであるまいか。或は帝範・臣軌を一聯とする奥書であつたのであろうか。柱史公良は菅原公良なるべく、在良の後胤たる公輔の男、実は菅原為長の男、大内記、文章博士、大学頭、式部権大輔、正三位、正元二年薨、六十六歳。この奥書に見える公良に伝授した参議とは恐らく公良の実父たる菅原為長であるまいかと想像する。為長が参議の職にあつ

たのは文暦二年から嘉禎二年で、公良が柱史即ち大内記に就任したのは寛喜三年であるからである。推定の如くこの奥書が「帝範」のそれとすれば、この猿投本は菅原在良本を祖とせる菅家本である。現存本中内題を「帝範卷上」と作って「卷」の字のある(巻の字に見せ消ちが附
されているにしても)のはこの本のみで、後掲の慶応本・高野本の校注旁記によれば、「卷上」に作るの「菅二品本」たることが記されている。菅原公良にこの本を授けた参議が鎌倉初の大儒たる菅原為長とすれば、その見合せた家親本というのは、その父長守の本である。それは式部大輔侍読本とあるが、当時菅家の人は多く式部大輔を経ているから、恐らくそれも菅家伝来本であろう。

本鈔本はその本文・訓法の両面から見て、菅家本に式家本を比較せる本と見て、矛盾支障は見出さない。訓読と校語の中にはこの本も「江」と注記せる大江家本のそれを旁記収載している条が多い。帝範の現存本はいずれもかなりの訛脱を免れないが、この本は他に比して舛誤が少く、現存古鈔本中の最善本と称し得る。

慶應義塾図書館蔵応安元年（一三六八）鈔本二卷一軸（以下「慶本」と略称）

後補の梨地色に菊花唐草文様の錦表紙を添えて改装され、見返し金銀切箔散し、薄葉紙を以て裏打補修が施さる。紙幅二四・六糎。界高一九・一糎、界幅二・四糎。毎行十四字注小字雙行。朱筆のヲト点（紀伝点）・句点、墨筆の訓点音訓合符四声清濁点（濁点。。。混用）が附してあり、また合点を加えること多く、ヲト点につけられている場合もある。注文は無点であるが、稀に一部に訓点が附してある箇所も存する。行間層上に、校注・音義注が多く、層上に和訓注や字義の出典書よりの引用書入等が見られる。巻初「竹裏館文庫」の朱印を存し、美濃竹中家旧蔵本。巻末に本文同筆の左の奥書を有する。

応安元年十一月四日 良賢

良賢の次行に列んで「昌運」なる別筆の署名がある。この良賢は清原良賢とも考えられ、良賢の廿代前後の若書きと推定しても年代上は支障はない。しかし清家の人が、官名や姓を署さぬことは異例で、次に「昌運」なるやや後人の署名が列んでいる所から察すれば、清原良賢とは別人の僧名と考えるべきであろう。巻末の二葉の継紙（昌運の署名がある所から始まる、但し本文と同質紙）の末尾は反故を使用しており、その紙背に、帝範と同筆の筆蹟で臣軌序の數句が書写されている。書き損じの紙を使用したらしく、これから見ると、同一の手鈔者が臣軌も筆写しておいたものと思われる。

この本のヲウト点は紀伝のそれである。本点本の訓読の特徴は別訓異訓と見られるものが他の現存鈔本に比して遙かに豊富に左右に記入され、また校語の旁記も他本より多く、多数の点本を比較せる一種の混合点本たることが形式上から容易に想像される。比校本中明記されているのは「江」の大江本が最も多く、他に「敦基本」「敦本」「敦」の式家本、「菅二品本」「菅」の菅家本である。小林芳規氏は、本鈔本の巻頭題「帝範序」の題下に「敦基本」と小字細注があり、内題が「帝範上敦本」と書され、また數ヶ所に「敦本」或は「敦」の注記が存する点、且つその訓法が氏の云う式家の訓説と合致するという立場から、本点本を式家の代表的点本と判定した。また氏は帝範に於ける菅家の代表的点本と断定した猿投本とこの本との訓を詳細に比較類別された。敦基は藤原明衡の男、前述の敦光の兄、右京大夫、大内記、式部大甫、文章博士、正四位下、嘉承元年卒。しかし氏がこの応安鈔本を式家点本と断定されたことには読み違いが存するようである。

式家本と断定する最初の根拠となつた巻頭題は次の如く記されている。

帝範十二篇 太宗撰 敦基本
帝範序

つまり右側の旁記校注は、「帝範序」が藤原敦基の本では、「帝範十二篇 太宗撰」と作ってあったことを注記したものと解すべきで、この本そのものが敦基本であるということではない。もつともこの旁記の書式では「帝範十二篇 太宗撰」なる一行が「帝範序」の前に一行記してあったか、或は旁注として記されてあったと解することもできる。いずれにせよこの本は敦基本に非ざる本が底本であったことを物語るもので、敦基本は参照の一本であったことが明瞭である。氏が式家本たることの根拠とした「敦本」等の注記は、「江本」等と同じく、逆にこの本の底本が非式家本であることを示す根拠となるものである。この本が「帝範上」の上層に「裏書云帝範卷上菅二品本帝範上敦本」と記し、また下巻末の句「不可惜哉」の如く「菅本」の注記があつて、菅家本も参照比較していることは明かである。

既述の通り、この本の訓読は多くの訓みを併記してあつて、他の点本に加えられた訓読の大部分が網羅され、他本に見られぬ訓法もかなり多く存する。その中にはこの本が他本に比し時代の降つた南北朝期の点本であるだけに、鎌倉以前の古訓と違つた新訓説も散見することができる。この本の底本となつたのが式家本でないとしても、この本には式家本が参照されている限り、式家の訓説を、「敦」の注記が附された教条に止まるわけではなく、かなり多数包含している可能性を否定するわけではない。諸本を比較すれば、一本には「江本」として明記された訓説が、他本では特記されずに採られている例は極めて多い。「江説」の如く「某説」として特記されるのは、その説が他と顯著に異なる独自の訓説であるから、それに対してのみ特に注記されるのである。小林氏がこの本の中から式家の訓説と推定される例を多数詳細に例示された。しかし、それ等はこの本の当該字句に加えられた多数訓の中の一つで、しかも他の伝本の訓と共通するものがかなり多い。後に論ずるが、特に帝範の訓法に関する限り、某家の訓説と選択識別することは殊に困難で、寧ろ危険と言つた方が穩当である。特にこの本は訓法の上ではどの家本が主となっているかわから

ぬ諸家混合点本と称すべきである。小林氏が式家の訓説として掲示されたものを確認する為めには、帝範の他の諸伝本の訓読と更に比較検討の上、この本の含む多数の訓説を批判して式家訓を簡括する吟味を経ねばならぬように思われる。

この本の行間の旁記、上層書入の反切音義に「音」の略符号に「レ」を使用する。音義の引用書に書名を明記するのは「集韻」と「東韻」(或は「東」)の二種である。この「東韻」は平安時代に漢土の切韻諸書よりも盛に用いられたが今は佚した、菅原是善の撰になる「東宮切韻」と思われる。本鈔本書き入れには四条引かれている。

早稲田大学図書館蔵弘化三年小野保正摹鈔本(高野本) 卷上一卷(以下「野本」と略称)

新補香色地絹表紙、見返金切箔散し。紙幅三四糎。烏糸欄は珍しく、天と地に夫々上層(幅二・三糎)下層(幅一・五糎)を施け、本文は界高二三・八糎、界幅二・七糎。毎行一五字内外注小字二二字内外不等雙行。墨筆のみを以て句点・ヲコト点・訓点・音訓合符・六声清濁点(濁点)、和訓にも僅かながらいの濁点)を附し、行間上層に音義注校注の書入がかなり多く、玉云として玉篇を引く所もある。注文白文。校語の旁記や校注訓説に「江」の江家本との参照注も書き入れされている。この本は他に比し、音訓符を附すること詳密である。卷末書写奥書に、

右帝範一卷以高野山古本摸写了弘化三春 小野保正

題簽には「帝範高野本」と墨書。この本は高野山本の忠実な摸写で、この高野本の原本は恐く鎌倉時代の書写になるものであったと思われる。高野山に帝範古鈔本の存したことについては、「経籍訪古志」に次の如き著録を見出す。

帝範二卷旧鈔卷子本 高野山藏

卷首題帝範序、御製序、後本文題帝範上、次行列書篇目、毎行界長七寸七分、幅八分半、行十三字、注雙行、

卷末不記鈔校時月、攷紙質字樣當是五百年外書本、此本宝素堂影摸伝藏、

高野山に江戸時代までは確に帝範古鈔本が存したことは別に下の如き確証がある。江戸時代高野山如意輪寺に蔵され明治後高野山の正智院に移っている国宝弘仁鈔本「文館詞林」を納めてある書櫃の箱蓋の裏に江戸時代の筆蹟で次の箱書の紙が貼つてある。

法華三宗相對抄

第二、三、四、五、七、八、九、十、十四、十五、十九、二十已上十二軸

帝範序二軸

當時「文館詞林」は紙背の「法華三宗相對抄」が表に、「文館詞林」が紙背として、相對抄の卷次によつて裝訂されていたので、かかる箱書となつたのである。帝範二卷がこの箱に「文館詞林」と共に納められていた筈であつた。しかし現在はその存否が明かでない（詳細は昭和四十四年古典研究会刊「影弘仁本文館詞林」拙稿解題参照）。「経籍訪古誌」著録の宝素堂即ち小島宝素蔵影摹本は、後に羅振玉氏の架蔵に入つたらしく、氏の「帝範校補」（遼居雜箸）所収）の序に、

甲子秋予刊日本寛文本帝範曾抛大典本比勘異同為校記一卷丁卯冬得日本小島氏蔵古写卷子本復為之校讎補正五十餘則前書既刊行不可増入乃別録校補一卷待他日重刊時是正焉己巳九月上虞羅振玉記

と言つてゐる。この早大蔵帝範は訪古誌著録の高野山本の模写であつたと思われるが、訪古誌が記録する烏糸欄寸法と合致するが、ただ彼が「行十三字」と録するのが此と異なるのが些少不審である。羅氏の校讎と殆ど一致するが、僅か相違する所も見られる。もつとも羅氏の校讎はかなり麤笨である。

この点本は、原本の所在が不明で、宝素堂影摹本すら漢土に去つた現在では、下卷を欠くのは残念であるが、幕末

の摹本ながら貴重なる存在である。この本も博士家点本の系であるが、いずれの家本か断定し難いが、どちらかと言えは所謂菅家本に近い。

— 国学院大学図書館蔵元龜二年吉田兼右手鈔本二卷一冊（以下「国本」と略称）

茶褐色表紙（二七・五×二一・三釐）。紅色地に金泥の題簽に「帝範上下」と題書。首に「宝鈴文庫」（フランク・ホーレイ）の蔵印あり。単辺（二二・八×一七・八釐）有界七行一六字注小字雙行。朱筆句点・ヲト点（星点のみ）、墨筆訓点・音訓合符・四声清濁点（濁点^〇）を附す。但し注文は稀に訓点があるが、大部分は白文。行間に音義注（音の略符号「六」）・校語注、菅家本による進講の際の禁忌を示す注を傍記し、校語には「イ」本との校合、他本と同じく校注・訓説に大江家本との校合の跡を示す注記が存する。卷末に本書の伝流を物語る奥書を有し、その中途までは既に上に引用説明を加えたから、その部分は省略して、既に引用せる奥書の末行より左に掲げることにする。

右奥書任本書写之了

文明十二年菊月從翰林学士長直朝臣被見此本予本紛失之／間自重陽建筆五六日間書之 大卿菅判

同廿三日加朱墨点以他本重加校合者是也但於注朱墨共無点／間追可加筆者也

同廿六日以相伝秘本校合之以朱点之以朱懸点分今日校合本之説也／不可出窓下不可許外見耳 諫議大夫大

府卿菅判（此条朱筆）

同十二年初冬十八日以海住山本校合之了 樂水判

（以下別葉）

元龜二三十以高辻黄門長雅卿之家本遂書功件奥書累代／之秘本炳焉也但非无疑惑仍同四十七以万里亞相惟房卿

旧本／比較之違失太多注付了

右兵衛督兼右

この本を書写した右兵衛督兼右は吉田（卜部）兼右で、清原宣賢の次男、父の実家の神祇の家たる吉田家を継ぎ、右兵衛督、神祇大副、従二位、元龜四年薨（五十八歳）。既に考証した如く、この本は、弘安九年に南家本を書写し更に菅家本を以て見合せた本を、文明十二年九月に、諫議大夫（参議）大府卿（大藏卿）菅原頭長が、翰林学士（文章博士）菅原長直（参議、式部大輔、権大納言、正二位、大永二年薨）から借鈔加点し、更に他本を以て校合、それに相伝の秘本（菅家本）を以て校合し、それには朱を以て合点を附した。現にこの本にも朱で合点が附されてある。それを更に同年初冬染水が海住山家の本を以て校合した。頭長は少納言、参議、大藏卿、正三位、文明十二年出家した。海住家本と校合した染水の伝は不明であるが、尊卑分脉によれば、菅原頭長は文明十二年高辻（菅原）長雅（文章博士）とあるが、或は染水は頭長の法号であるまいか。この菅原頭長本を吉田兼右が元龜二年高辻（菅原）長雅（文章博士、式部大輔、権大納言、正二位、天正八年薨）の家本によって書写し、更に万里小路惟房（権大納言、内大臣、正二位、元龜四年薨）の本を以て比較し注付けを行ったというのである。

以上の如く、この点本は平安後期から室町末に至るまで各家の比較を経た本である。この本の基本となったのは、既に述べた如く南家の本で、それに菅家本を以て比較したものである。菅家本といっても、元来は藤原光範の南家本を書写したもので、それに大江匡房の説と式家本を見合せ書き入れた本で、基本は同様南家本で、両本とも祖を辿れば同系である。この兼右書写本は、文明十二年に染水が他本・相伝の秘本（菅家本の一か）、並に海住家本を以て校合し、更に兼右が万里小路家蔵旧本で比較を加えたというのである。ここに使用された諸校合本がいかなる本であるか明かでないが、相伝の秘本と校合した際に加えたという合点はこの本にも移されており、その校語訓説はほぼ前

掲諸本の訓読の中に存するものと合致する所が多い。この如く見れば、この本は南家本を基礎にした諸家混合本と看做すべきであろう。兼右が「件奥書累代之秘本炳焉也」ではあるが、「但非无疑惑」と言った如く、長い年月に亘る転写に転写を重ねて来ているだけに、旧形を損い、偽訛を犯す所があるのは免れ難いこと言うまでもない。この本の系統が現存伝本の中では最も多い。

国立国会図書館蔵〔江戸前期〕鈔本二卷一冊（以下「正親町本」と略称）

緑色表紙（二八・五×二一糎）。字面高さ約二三糎。每半葉七行一六字注小字雙行。朱筆句点・ヲコト点（星点のみ）、墨筆訓点・音訓合符・四声清濁点（濁点。○）を附し、注文は訓点を加えた箇所が僅に存するのみで大部分無点。行間の校語音義の傍記等全て前掲本と同じ。表紙右肩に「真年遺書」と上に横書せる書標を貼り、巻首に「正親町蔵」の卵形朱印、「読杜艸堂」の朱印がある。即ち正親町家・鈴木真年・寺田望南旧蔵本である。後掲の国立国会図書館蔵臣軌と僚卷をなしている。巻末奥書は、前掲国本と同じで、ただ末尾の元龜二年の右兵衛督兼右の奥書がなく、「文明十二年初冬云々楽水判」に止り、その前行の「同廿六日以相伝秘本云々」の朱筆の二行がなく、この二行分が空いている。

この本は前掲国本と同系であつて、行款から傍記書き入れに至るまで鈔手の誤写を除いては両本全く一致する。ただ異なる所は、この本の奥書に、彼にある相伝の秘本を以て校合しそれには合点を加えたという条を欠いている通り、彼に合点が附された訓説が此には全然欠くか、或は合点が加えられていないことである。また僅かであるが、朱筆を以て傍記された校語があるが、此は彼にはない。この朱筆校語のみは文明年間のものではなく、後人の書き入れであろう。

神宮文庫蔵〔江戸前期〕鈔本二卷一冊（以下「神本」と略称）

後掲の「臣軌」と合綴されている。栗皮表紙（三〇・五×二一糎）。字面高さ約二五糎。每半葉七行行一六字注小字雙行。朱筆句点・朱引・ヲト点（星点のみ）、墨筆訓点・音訓合符・四声清濁点（濁点。◦）を附す。注文は朱引・墨訓点を附せる所が他本に比して多い。行間・層上に音義・校語等の書入が多い。巻初に御巫家の蔵印あり。巻末奥書は前掲国本と同じく、ただ、国本の奥書の末の「元龜二云々」の兼右の奥書の次に、清原国賢の左の奥書を有する。

天正八々中旬雇或筆令写之同廿五日以朱墨点之右奥書等／任本不違一字写之 少納言清原朝臣国賢

国賢は清原宣賢の孫たる枝賢の男、少納言、大蔵卿、従三位、慶長十九年卒（七十一歳）。この本は国賢の原本でなく、その転写である。狩谷掖斎もこれと同じ臣軌と併せた国賢本を有していたことは「経籍訪古誌」に「帝範二巻、臣軌二巻旧鈔本 求古楼蔵」という著録がある。但し掖斎蔵本は現在所在不明で、それが国賢原本かその転写かは知り得ぬが、恐らく転写本であつたと思われる。掖斎は寛文刊本にこの国賢本を以て校訂の書き入れを加えており、刊本の奥書にも、この本の奥書を以て校し、且つ補記している。掖斎の書き入れによれば、元龜二年の条末に「右兵衛督兼右」の署名がなく、国賢の奥書が

天正八々中旬雇或筆令写之同廿五日以朱墨点之右奥書等右兵衛督兼右任本不違一字写之／少納言清原朝臣国賢となつている、「右兵衛督兼右」の六字前行に在るべきのが誤つてこの行に混入したのである。此は掖斎らしからぬ誤読であるが、この本も同様であつて、この条の奥書の書き方が、

但非无疑惑仍同四十七以万里重相惟房卿旧本比较之違失太多注付了

天正八々中旬履或筆令写之同廿五日以朱墨点之右奥書等 右兵衛督兼

右任本不違一字写之 少納言清原朝臣国賢

となっていて、一見校齋が記した如く読みとれるように紛しく書写されているからである。

この本は前掲国本の吉田兼右鈔本を清原国賢が重写した本で、従って訓読・旁記書入れも悉く忠実に移写してある。しかし僅かであるが、後に附した校勘記に明かな如く、本注文に文字の出入がある。その多くは兼右本の訛謬を訂した箇所、国賢が校讎を施したものであろう。またこの国賢本には層上に、兼右本にはない音義及び注文の故事を補足する故事の出典よりの引用抄録が補記されている。此等注記は国賢が加えたものであろうか。

慶應義塾図書館蔵〔江戸〕鈔本二卷一冊

栗皮色表紙（二八×二〇糎）。単辺（二〇×一六・四糎）無界、每半葉七行毎行一六字注小字雙行、朱点朱引を施し、序のみ訓点あり。前掲の清原国賢奥書本と全く同系同種本で、行間層上の書入も同じように移写してある。ただ訓点は附さず、序の正文・注文の訓はほぼ寛文刊本に同じく、また寛文刊本と対校したと思われる朱筆（序のみ藍筆を混ゆ）の校字を附す。誤写が多く、それ等の多くは朱筆で訂されている。奥書の「同十二年……以海住山本校合之了」の条の「住」の字が「注」に誤る。校齋書入も「注」に作ってある。此から見ると校齋所蔵国賢奥書本も国賢原本ではなく、重写本であったろうと想像する。

慶應義塾図書館蔵天保二年菅原聰長鈔本二卷（無注）一冊（以下「坊本」と略称）

縹色表紙（二六・七×一九・五糎）。今紙縫で仮綴にしてあるが、元来包背装であったらしい。字面高さ約二三糎。每半葉五行一三字。墨筆訓点音訓合符を附し、行間校注を旁記し、「江」の校語・訓説を掲げる所が多い。巻首に

「紀伝之家」「東坊城藏書記」「快馬渡河」「刀水書屋所藏図書記」の朱印あり、東坊城(菅原)家・渡辺刀水旧藏本。
卷末奥書に曰く、

書本云

承元二年四月廿三日書写早

以二品戸部光範本移点早 菅原淳高

本云

長寛二年正月廿八日奉授 主上已訖

式部大輔藤永範

寛治八年七月十六日於楊梅亭点早尤可秘藏而已 藤永実

承安元年七月廿四日御読早此書奉授二代 聖主早家之重宝也 從三位行宮内卿兼式部大輔藤永範

建久三年六月十五日御読早此書継家蹤已及 聖主三代誠是家之秘本也正四位下行式部大輔藤朝臣光範

此本見合江家本云々 件書上卷云

康平三年五月五日点之 礼部郎中江匡房

同下卷云

康平三年五月六日点之 治部少丞江匡房

元仁二年三月廿五日侍御読早 翰林学士菅淳高

已上書本奥書也

永享十一年正月十七日以証本書写早則加点点早

帝範二卷

冊合一

以權大納言家厚／卿所藏古写本手写之比今本

一注本

二正文

最佳加之旁付江家／之説頻存古体可謂

吾家之珍／宝也天保二年二月右大弁兼／勘解由長官菅原聰長

書写者の菅原（東坊城）聰長は尚長の男、文久元年薨。聰長は花山院家厚（文久二年薨）所藏永享十一年鈔本を以て書写したものである。この本は、以上の奥書から、前掲国本が校合に使用した菅原淳高本に該当することが判明する。しかしこの淳高本も本鈔本のこの本奥書によって元来は南家本であったことが一層明瞭になる。しかし同系本の筈である国本とはかなり出入がある。この本は後世の書写であるから誤字が多く、特に訓読に於てはどれだけ旧姿をとどめているか疑問があるが、大体は古訓をとどめており、江家本との校注・訓説の校合が他本に比しやや詳しく、帝範の校合訓説上参照に足る一点本である。

京都大学附属図書館（清原文庫）藏慶長四年清原秀賢手鈔本二卷一冊（以下「京本」と略称）

茶褐色表紙（二八×二一糎）。表紙左肩に「帝範合部」と題書。単辺（二五・八×一六・八糎）有界八行毎行一四字注小字雙行。天に欄眉を広くとり、その幅九・八糎。所々に朱引を加え、墨筆の訓点音訓合符を本文注文共に附す。巻首に「天師明経儒」「舟橋藏書」の朱印あり。巻末に清原秀賢自筆の左の奥書を有する。

右一冊者苟人君之儀則也如畫出一箇賢君矣／於于爰或人為雖需講說の本之無相持仍旁求／數本考正之尚有不詳其餘者臆思之所及推而以／改易求の本可訂正者也

慶長四曆屠維大淵猷旦月中旬吏部郎中清原秀賢

次に朱筆を以て

右以數本雖校考之都而無真本注所引之書多以尋求／取得者十八九其次加首書早

清原秀賢は国賢の男、式部少輔、慶長十九年卒四十歳、博士家の掉尾を飾った明経博士。この本は他の諸本と比較するに、ほぼ前掲の吉田兼右・清原国賢本に拠り、それに秀賢が独自の判断で校訂改易を加えたものである。その校

書の法は、奥書に秀賢が自ら記した如く、真の証本と認め得る本を見出し得ないので、数本を校合して詳ならざる所は推して改易したというのである。その推定は、できるだけその字句の出典に基いて勘校し、特に注文は引用書の原典と校合したことで、その努力の結果が、字句の出典や注文を補う諸書からの引用抄録が眉欄への標記となっている。従ってこの秀賢本は諸本の訛字が正され、特に注文の引用文は原典と照合して補正された所が多く、文義の通じ易い校本となっている。しかし注に引用される場合、必しも原文が正確忠実に掲載されるとは限らず、寧ろ節録削除が行われるのが通例であるから、この校勘の法は往々旧形を損い易い危険性を有する。この本はその意味であくまで秀賢校本と言うべきであって、帝範校勘上参考に資する所大であるが、必しも附注帝範の旧に忠実であるとは保証し得ない。

島原市公民館松平文庫蔵〔江戸前期〕鈔本二卷一冊（以下「島本」と略称）

淡茶褐色墨流表紙（二九×二〇・五糎）。字面高さ約二二糎。每半葉八行行一九字注文小字雙行。墨筆を以て訓点を附し、注文は無訓。首に「島原秘蔵」、尾に「尚舎源忠房」「文庫」（陰刻・楕円形）の蔵印あり。江戸前期の蔵書家島原藩主松平忠房旧蔵本。

奥書がないので、この本の伝流を明かにし難いが、その訓読はかなり古訓をとどめながら、室町末近世初の訓法になつている所が多い。テキスト・訓読共に寛文刊本に共通する所が多く、江戸前期に行われた帝範流布本と言い得ようか。古鈔本に比べると、訛字誤脱が多い。

内閣文庫蔵〔江戸前期〕鈔本二卷一冊（以下「林本」と略称）

淡香色表紙（二七・八×一八・七糎）。表紙左側に「帝範上下 全」と題書。字面高さ約二二糎。每半葉八行行一

九字注小字雙行。本文に墨訓点を附し、注文は無訓。巻首に「林氏藏書」「弘文学士館」（陰刻）「浅草文庫」、表紙及び巻尾に「昌平坂学問所」の印を有する。林家旧蔵本。

この本は行款から、訓読・誤写に至るまで前掲本と同一の同種本である。この本は「経籍訪古志」に「又〔帝範〕旧鈔本 林祭酒蔵」と著録された本に該当するようである。

東京大学附属図書館蔵〔江戸〕鈔本二卷一冊

渋引淡香色表紙（二六・七×一八・一糎）。原装の上にボール厚紙の覆表紙を附して洋装製本に仕立ててある。字面高さ約二二糎。每半葉七行各行一六字注小字雙行。正文にのみ墨訓点を附するが、上巻の納諫篇の前半までは、墨筆とは別手の朱筆を以て、正・注文に朱句点朱引を附し、且つ注文にも朱筆で訓点を施す所もあり、また古訓説の別訓や明瞭な訛脱を朱筆で校字旁記してある。「正斎蔵」「坂田文庫」「南葵文庫」等の蔵印を有し、近藤正斎・南葵文庫旧蔵本である。

この本は前掲島本・林本とテキスト・訓点共に同系同種である。ただ島本・林本が下巻の注文中の「某曰」の曰を殆ど云の字に作るが、此は他の諸本と同じく曰に作り、少しく誤字が訂せられている違いがある。上巻の前半は他の古鈔本系の本と校合したらしく、本文とは別手の朱筆で校注・訓説が補記されている。

寛文八年跋刊二卷二冊（一冊本は後刷）

臣軌二巻と共に、寛文八年の柳谷散人埜子苞父（野間静軒）の跋を附して、京都の林和泉塚から板行された本で、江戸時代以来最も流布した本である。跋文・刊記は臣軌の巻末に附してある。この帝範の奥書は

件書上巻云／康平三年五月五日点之礼部郎中江匡房

同下巻云／康平三年五月六日点之 治部少丞江匡房

寛治八年七月十六日於楊梅亭点了尤可／秘藏而已 藤永実

長寛二年正月廿八日奉授主上已訖 式部大輔藤永範

承安元年七月廿四日御読畢此書奉授／一代 聖主早家之重宝也／ 從三位行宮内卿兼式部大輔藤永範

建久三年六月十五日御読畢此書継家蹤／已及 聖主三代誠是家之秘本也／ 正四位下行式部大輔藤原朝臣光範

承元二年四月廿三日書写畢／ 以二品戸部永範本移点畢 菅原淳高

元仁二年三月廿五日侍御読畢／ 翰林学士菅淳高

この奥書によれば、この本は前掲国本と元来は同祖同系本である。しかし出入が甚だ多く、寧ろ前掲島本・林本に近い。訛謬が比較的少くなっているのは恐らく上梓に際して、校訂が加えられたものと思われる。訓点は王朝以来の古訓の跡をとどめている所もあるが、全体としては室町期の名残りをとどめながら江戸時代の訓読に至る過渡期の訓点であつて、本文と同じく島本・林本のそれに相互に共通している所があつて近い。本書は江戸後期まで刷印が続けられ、多数流布し伝本が極めて多い。江戸時代に、この寛文刊本に拠つた翻印本には、臣軌と共に文化九年発行された弘前藩稽古館刊木活字本（大本、四周雙辺無界每半葉一二行毎行一九字）一冊がある。無注の正文のみで、明かな誤字は訂してある。この本伝本稀れ、筆者の管見に入ったのは、慶應義塾斯道文庫・弘前市立図書館・京都若林正治氏の蔵本のみである。明治後或は民国後に出版された帝範のいずれも皆この寛文本に拠っている。

この寛文刊本に狩谷掖斎が校合並に解題の書き入れを加えた本は既に度々引用したが、ここに解説を附記する。この本は徳富氏成實堂旧蔵本で、今お茶の水図書館蔵。原本を閲覽し得ぬので、大正四年民友社刊影印本によって説明

する。帝範卷末の識語に、

享和三年八月廿日以武英殿聚珍版書所収／本比雛畢

狩谷望之（朱筆）

文化七年八月二日以古鈔本校訂 望之（藍筆）

また臣軌卷末の識語に、

帝範臣軌二書以屋代伯賢依林祭酒藏本校訂之本写之了 真末

と記す。全卷の書き入れは、朱筆と藍筆、僅に墨筆から成る。朱筆の一行間に旁記された校字で、此は掖斎が未だ高橋真末と名乗っていた青年時代の若書きで、自ら記す如く、屋代弘賢が林家藏本によった校字をそのまま移写したものである。この林祭酒藏本というのは、前掲の現内閣文庫藏本であることは、この校字とこの本とが全く符を合する所から断定し得る。層上に書き入れされた武英殿本・文苑英華本との朱筆の校字は享和三年の書き入れで、同様に層上に記された注文中の引用文をその原典による校合及び管蠡抄・河海抄・埃囊抄・三教指帰覚明抄・羣書治要等の所引文との校合等の書き入れ、上巻初の遊び紙の唐書経籍志等よりの帝範書誌の引用抄録等の朱筆は共に享和三年に記入されたものと思われる。この書き入れの中には、弘賢の書き入れをそのまま移写したものが或は含まれているかもしれないが、原本に接しないので、墨色等の判定が不可能であるから、正確に断定はなし得ない。藍筆の校合は文化七年の筆で、その古鈔本とは掖斎が有せる清原国賢奥書本である。他に僅かであるが、層上に墨筆による玉海所引文との校合書き入れがあり、此は下巻遊び紙の玉海よりの引用抄録と共に記入の年代は不明であるが、享和三年後文化七年に前後するものであろうか。

脱誤の多い帝範は、従来この掖斎の校合によって旧形を探る外なかった。本稿も亦この掖斎の書き入れの学恩に負

う所多大である。成實堂には、市野迷庵が寛文刊本にこの椽翁書人を手写し、更に自ら古鈔本（清原国賢奥書本の如し）を以て再校合の上、按語を加え、「文化十二年七月以古鈔本再校光彦」と識した別本（渋江抽斎・森枳園・大槻如電旧蔵）、小島成斎が椽斎・迷庵両書人を移写せる寛文刊本を蔵する。迷庵の再校補入書人の鈔出と枳園の卷末添記とは民友社影印本の蘇峰翁の解題末に附印されている。

曾我部容所校明和四年跋刊二卷（無注）一冊

大本。題簽「帝範正文」。四周雙邊無界、每半葉九行行十八字、校注小字雙行。版心白口、「帝節上（下）」（丁數）容塾蔵」と刻す。上下各尾題の次行に「明和丁亥正月 阿波源元寛菴卿謹校」と。句点・訓点・声点を附刻す。卷末に「附考」一丁あり、「旧唐書經籍志」「資治通鑑」「玉海」「元史」「三代実録」より、帝範に関する記事を引用掲載する。卷末自跋末の欄外下端に「書林出雲寺發行」なる刊記がある。自跋に曰く、

書帝範後

帝範十二篇。唐太宗文武皇帝所親述以貽孫謀也。惟太宗以天縱之姿。夙建勲施化。三代而後。莫能若焉。文章富有。亦以為盛。然千載于今。散軼不鈔。或若問對書。於孫吳大無發明。識者嘗疑焉。独斯書。洋洋德音。垂裕責難。懷乎其可懼哉。則為君父者不可不誦也。為臣子者又不可不誦也。以故唐臣載書於前。元帝降命於後。迨乎明清。無得而稱者。蓋亦泯矣。

本邦故事。每詔儒臣進講焉。於是江參議上弘帝範云。恨坊本文字漫漶。脫誤良多。元寛竊憂尚矣。朝求野募。遂校成一本刊而傳之。素所嵌注解。庸妄無取。想出於白面之手。非賈章之書也。悉皆刪去。庶幾還乎旧觀。或云。書名帝範。而子命兒輩誦之。從而又刊之。無乃大僭乎。余曰。否。二典三謨。餘

佛乎廊廟。帝盤周誥。告諭乎黎庶。豈不帝王模範哉。而詩書義之府。古之所以造士也。況語云。升高必自下。陟遠必自邇。則斯書也為詩書亞。誦習又何尤。

明和丁亥正月 阿波 源元寛苞卿謹識

源元寛、曾我部氏、名は元寛、字は苞卿、式部と称し、号は容所、阿波の人、天明七年没、年五十三。「古本論語集解考」二卷、「元行冲孝経考」一卷等の著ありと云う（「大日本人名辞書」）。この本が何を底本とし、何を校合に参照したか明かでない。この本は殆ど流布されず、伝本極めて稀少、筆者は無窮会・豊橋市民文化会館・学書言志書屋蔵本の外所在を知らない。

楊守敬旧蔵本の書目たる「故宮所蔵觀海堂書目」には、「帝範二卷 日本鈔本 向山黄邨印 一冊」と見える。この觀海堂蔵書は現在台湾の故宮博物館に移されていると聞いている。

以上の諸本は国本系と島本系に属する諸本が同系の二種である外は、いづれの本も皆夫々異同出入があり、また各本ともかなり脱誤を免れない。楊守敬が寛文刊本について、「其中脱誤甚多余校以古鈔数本又以所引原書照之始可読」といつているのは、他の各鈔本にも一様にあてはまる評である。鈔手の不注意による誤写を別にすれば、その出入の差異は長い年月の転写の間に生じた訛舛脱文である。しかし各本ともその祖を同じうしていることは推定に難くない。此を訓点の方から考察すると、島本・林本・寛文刊本を除く、古鈔本系の諸本に見られる訓読は各々出入異同があるが、その大きな特徴は、他の漢籍の訓読に比すれば、その基調は大体共通していて、別訓異訓を、繁簡の差はあつても、夫々加えてあつて、どの点本もほぼ諸訓説を併記しておくことである。即ち現存の諸本は嘗て相互に照合された痕跡をとどめ、親縁関係をなしているのである。

国学院大学蔵本の奥書から判明する如く、同本は形式上菅家本と称し得ようが、南家本を基礎として式家本大江本を参照して成ったものである。帝範は平安初以降歴代進講が行われた関係上、諸家の博士が講に侍したので、その間自から諸博士家間の訓説が相互に照合され、影響し合つて、平安末に至る頃には、諸家の説が折衷され、訓説もほぼ固定されたのであるまいか。本書には鎌倉中期以前の鈔本は発見されず、現存諸本はいずれも諸博士家点本が多かれ少かれ校合整理された一種の折衷本であつて、純粹単独の某家本と言うものではない。その中であつて、どの古鈔本にも校注・訓説共に「江本」として傍記された大江家説（匡房説か）は、他家の説に比し顯著な異訓・校合があつたので特に注目が惹かれ、「江」と明記されたものと思われる。「江」の訓説には確かに往々独特の訓み方を示すものがあり、またテキスト上も従来的的本とやや異つた一本を以て校定を下したと推測される点がある。「江本」或は「イ本」（特に慶應蔵本の）と注記された校語の中には、本稿末に掲げた校勘記を検討すれば判明するが、永樂大典本即ち武英殿本や文苑英華本と合致する所が僅かながら一部存する。武英殿本は宋初の文苑英華本（序のみ）にやゝ近い。太宗親撰原本が唐を経て宋初に至る間に漸次旧形を變じ、元に至つてさらに大に譌舛を加えたようである。大江本は新に將來された唐末宋初の帝範の一本を参照して校を施す所があつたのではあるまいか。

鎌倉時代には、平安朝に碩儒を輩出した南家・式家・大江の諸家は既に衰微して振わず、博士家中では、菅家が最も隆盛で、官位が高く、帝範の進講に侍したのも多くは菅家であつたから、菅家使用の点本が、実は諸家の説を参照した一種の折衷本であつたとしても、所謂の菅家本として鎌倉以降室町末に至る間最も權威ある証本として盛行したものと考えられる。

我が国に古来より伝写された本に対し、別系をなすのは永樂大典本即ち武英殿本である。「文苑英華」に収載され

たのは序文のみであるから、そのみを以て全体を推すわけにゆかぬとしても、両者には些少の差があるが、文苑英華本は我が伝写本よりは大典本に近い關係に位するようである。我が古来の伝鈔本と大典本のいずれが、太宗親撰本の旧形をとどめているかについては、楊守敬が寛文刊本と大典本を比較した左の考証が要を尽している。

但以正文考之則此当是太宗原本其序文題御製与大典本題唐太宗文皇帝撰不同又書中文皇自称皆曰余不曰朕民字治字皆不避均以此本為是其他如建親篇枝葉扶疏大典本誤扶為不子弟無一戸之名誤為封戸之人神器誤為大器設今懸教誤令為分宜其不遠不遠也誤不為宏察之以明撫之以德脫四字作察之以德審官篇有劣智者不可賴以大功誤作有小力者不可賴以成職其下脱君扱臣而授官臣量己而受職二句納諫篇折檻壞疏誤壞為懷注者遂不知壞疏是用說苑師經投瑟撞疏事去讒篇宣王終身而不知誤宣王為宣穿一誠盈篇民財匱誤作人才遺務農篇衣食之則忘廉恥誤之為足誤忘為志欲澄其流誤証為止闕武篇忘戰則民殆誤忘為亟三年治兵弁等列也以正文混入注中崇文篇此崇文之術也脱崇之二字不能逸居其易誤逸為力是皆顯然謬訛其他訛文奪字尤不勝舉別詳札記而大典本注者不能訂正遂望文生義不顧其安然則此本非特元明以來不見亦大典本作注者所不見也又此書每二篇一綵結大典本注者皆以本篇文曲解之尤為鹵莽去讒篇昏明之本大典本竟改為國之本納諫篇卻坐二字是用袁盎卻慎夫人同坐事大典本竟不知其所出去讒篇昭公去国而方悟是用宋昭公事大典本注誤引魯昭公失国事又見方悟与情事不合遂改方為不而不知上文臣朝有千臣尤無著也凡此皆大典注本之陋不及此本之精博遠甚「日本訪書」志一卷五

我が国伝承本が太宗の自称を、大典本が朕に作るに比して、余に作り、また民・治の二字を避けないことは、旧形の真に近い歴然たる証跡である。文苑英華本は余と朕とが混在し、大典本は民は全て人に作る。しかし民・治の字については、我が伝本に於ては同じ本の中にあつても、或る箇所は民・治に作り、或る箇所は人・理に作つて混淆し、

諸本によつても、また出入異同がある。此は旧形既に或は民に作り或は人に作ったのか、避諱の施された唐鈔本が將來されて混淆を生ぜしめたのか、邦人が唐制に倣つて自ら妄に避諱を加えたのか、いずれかの原因によるものである。平安後期までの間に、我が国に古来の伝本の外に、少しく大典本系に近い一本（恐くは「文苑英華」所拠本の如き唐末宋初の本）が伝わり、校合に参照されたと推測される徴証が校語の中に見出されることは上記の通りである。

本書は唐代既に旧形を變じつあつたことを想わしめるものは、「貞觀政要」議征伐篇に引載された閔武篇の全文である。政要の原本は原田種成氏の説によれば（「貞觀政要の研究」参照）、中宗に上進した初進本と玄宗に上進した再進本の両本があり、宋代の刊本は兩種を混用し、現今通行の戈直集論本は宋刊本にさらに移易を加えたという。初進・再進の吳兢の両原本は漢土に失われて、我が国にのみ古鈔本として伝有し、初進本に属するのは龍谷大学蔵写字台文庫本や京都大学図書館蔵藤波本で、再進本には所謂南家本・菅家本があげられる。唐代我が国に伝つた古鈔本系のテキストが現通行本に比し、吳兢原本の旧形を保つことは言うまでもない。しかしそれが原本の真形を一字一画に至るまでどこまで厳密に伝えているかは勿論疑問の餘地がある。且つ閔武篇の僅々一百二十餘字を以て全卷を推すのは武断も甚しいと云わねばならぬが、今試みに政要所引の文を、原田氏の「貞觀政要定本」の校記を用いて、帝範諸本と比較した結果を勘案すれば（校勘記参照）、次の如く想像されぬでもない。即ち初進本から通行本に至るにつれて、帝範の引用文は我が古鈔本系帝範から離れて大典本系に近づいて行くことである。民の字については貞觀政要は各本とも皆人の字に作り、論語の引文までも避諱している。

この大典本は、清朝乾隆年間武英殿聚珍版として刊行された。それがやがて我が国に伝わり、江戸時代後期後は、旧來本と並んで行われ、文政十三年刊官版（覆武英殿本）・尾張藩明倫館刊本活字本の翻刻が上梓された。

四 臣軌の成立と漢土に於ける伝流

臣軌二卷太后撰（「旧唐書」経籍志内部子録儒家類）

武后臣軌二卷（「新唐書」藝文志内部子類儒家類）

と著録されている如く、臣軌二卷は唐の則天武后が、臣たる者の軌範を教えんが為に編せしめた書である。何時撰せしめたかについては、「旧唐書」の則天本紀は結尾にただ「太后撰臣軌兩卷」と記すにとどまるが、同書卷廿四礼儀志四には、

則天二年自製臣軌兩卷、令貢举人為業停老子、神龍元年停臣軌、復習老子

と記され、「唐会要」卷七五にも、右とほぼ同文で

長寿二年三月、則天自製臣範兩卷、令貢举人習業停老子、神龍元年二月二日赦文、天下貢举人停習臣範、依前習老子

とある。即ち則武の長寿二年（六九三）、臣軌二卷を撰し、唐室は老子の子孫と称したので、ことの外老子を尊び、国初以来九經の外に、学者をして孝經論語老子を兼習せしめていたのを、武后は老子を廢して、代えるにこの臣軌を以てし、子類たるべき臣軌を陞して経類と同等ならしめるに至った。しかし武氏の一族を除き、中宗の帝位を復し、再び国号を唐と称するに至るや、直ちに神龍元年（七〇五）臣軌の兼修を停止して旧に復したというのである。しかるに我が国に伝った臣軌の卷末には「垂拱元年撰」と題する。垂拱元年（六八五）は長寿二年に先だつこと八年であるから、唐書・唐会要の記事と合わない。清の阮元は「四庫未収書目提要」卷二に於て、我が国から逆輸入された臣

軌を解題し、卷末の垂拱元年撰の文字を疑つて、「乃日本人妄増也」ときめつけ、之を排した。此に對し、森約之は、

唐会要是記令貢舉人習業之始也蓋武后垂拱年間撰述之至長寿年間始令貢舉人習業耳阮元以謂卷末題日本人妄増此

言反妄矣且元年撰誤作二年撰益可以映其謬妄耳

(成實堂文庫旧藏
市野迷庵等手校本)

と反駁した。又楊守敬も同じく、「日本訪書志」卷五に、

余按日本楓山宮庫藏本及向山黃村所藏天正年間鈔本皆有垂拱元年撰五字筆迹亦相同絕非此邦人所臆增竊意此書撰於垂拱而令貢舉人習業則在長寿会要第舉其制令之年耳

と論証した。島田翰も約之・守敬と説を同くし、

旧唐志唐会要並明言其成於長寿二年、而旧鈔本皆題垂拱元年撰、蓋效書成於垂拱元年、而令貢舉人習業則在長寿二年、会要唐志、並舉其習業之年而言耳(「古文旧書考」卷一)

と推定した。旧唐書・唐会要の長寿二年というのは貢舉人をして帝範を習業せしめることを制定した年を記したので、帝範の撰の行われたのは垂拱元年であるというのである。この説は従うべきである。本書が撰された垂拱元年當時武后は既に専權を握っていたが、未だ母後の地位にあつたので、老子の兼修を停止することを憚り、天授元年(六九〇)自ら帝位を奪つて唐室の革命を断行し、ついで長寿二年老子を停止して、己の修撰せしめた本書を不磨の典書たらしめようとしたのであろう。

唐室が中興されてから、武后の制は尽く廢され、勿論本書の權威は失墜して、殆ど顧られなかつたことと思われる。しかし宋初には未だ本書が伝存していたことは、「崇文總目」に「臣軌二卷 唐武后撰」と著録されているのに徴し得る。また「文苑英華」卷七三四には本書の序が「臣範序」と題して収められている。しかし南宋に入つては、

「中興館閣書目」既に本書の著録を見ず、ただ、「郡齋讀書志」後志には

臣範二卷 右唐則天皇后武氏撰、範或作軌、武氏稱制時、嘗詔天下學者習之、尋廢、本十篇、今闕其下五篇

と見え、伝本既に後半を佚していたことが判明する。しかしやがてその闕本すらも失われたらしく、「直齋書錄解題」には、もはや著録を見なくなっている。「通志略」の「臣軌二卷唐武后撰」の著録は、「唐書」の踏襲と見るべく、「文献通考」の「臣範二卷 鼂氏曰云々」の記事は、全て「郡齋讀書志」からの引載で、この二書の著録を以てしては、当時本書が存せるや否やの証を徴すべくもない。本書の著録は、「宋史」藝文志以降の諸書目には、絶えて見ることが得ず、宋末以降漢土に於ては、その伝存を全く失ったものである。

しかし本書は、我が国に於ては、古くから帝範と並んで誦読されたために、幸に闕けることなく伝存した。我が国に伝えられた諸本についての詳細は、後述に譲るが、我が国に伝承本は帝範と同じく附注本である。その注は撰者名を題さぬ本もあるが、一本には巻頭に、「鄭州陽武県臣王德纂注上」と題する。また猿投神社蔵本・書陵部蔵本・穂久邇文庫蔵本・近藤正斎引く所の御本には、巻末に、注者の奥書が次の如く識されている。

臣德纂述曰、其臣軌御本中所引陵本正経及子猿投史者、其正経之義、則皆取先儒旧注、不敢猿本更生異見、其子陵本御本脱、史之義、則唯取河上公焉、餘皆出自愚心、亦無不師祖徃説矣

また、それに続いて、猿投本・御本には、次の如き唐人の本奥書（御本には「本押紙也」「江本云」の肩書ありと）が附してある。

臣軌既是 御撰、妙極、稽御本誤古垂範千載、作鏡御本百僚、既為臣之令摸、迺事君猿本之要道、程御本宜誦登於口、誠蔵於心、束髮什御本簪、庶多弘益、長安四年三月御本作閏四日、江都県孫祥記

長安四年（七〇五）は武后の年号で、本書成立の垂拱元年より降ること廿年である。この注の撰者たる王德纂については、近藤正斎が「其王纂ハ唐書及ヒ萬姓統譜ヨリ鄭州志並ニ陽武県志ヲ閲スルニ俱二見ルコト無シ他日ノ考ヲ俟ツ」（「右文故事」卷四）と云う如く、その伝は明かでない。

本書が一名「臣範」と称されたことは、上に引いた「唐会要」「文苑英華」「郡齋讀書志」に見る通りで、我が国の「明文抄」「普蠡鈔」等にも両書名が混用引かれている。此につき、島田翰は説を出して左の如く論ずる。

又案、劉昫旧紀載、太后撰臣軌兩卷、而此間所伝旧鈔本並皆作臣軌、原題之為臣軌、無復容疑矣、唐避世字民字改代字人字、改治作理、予惟玄宗名隆基、後世以軌基音相似案集韻軌字在上声五旨基字屬平声七之、是軌基為嫌音、改臣軌作臣範、是以有兩題名也、或問曰、子之言則似矣、王氏記中亦為臣範則何也、予曰王德纂唐書万姓統譜鄭州志陽武県志等皆無所

攷、然案其注語、冗漫繁瑣不似唐初諸家簡潔蓋作其注当在肅宗之後矣、且前曰臣軌後曰臣範、是古書之例往々而然、既經後人改刻、無復当日之旧、其不相同又無足怪矣、（中略）或云臣範是茲書原題蓋後人省略範字作軌遂転写作軌也然藤志曰作軌是言恐非是（「古文旧

書考」卷一）

「臣軌」を「臣範」に作ったのは、玄宗の諱を避けたという説は一考に価しよう。ただ注の著者王德纂が卷末に「臣範」に作る矛盾については、範に作るの御本のみで、他の諸本は皆軌に作っているから左程問題にすべきではあるまい。翰はこの王注について、右に引用せる文の前に、

長寿之与神龍又幾年、臣軌之行可謂盛矣、而今觀其注、淺陋膚昧、殆文義之不知者所為德纂蓋陋巷之卑夫矣、因惟、是書當時盛行之書、当是有数家注解、而今会存王氏一家而已

と評価している。確にこの王注は淺陋膚昧の譏りを免れないが、「其注語冗漫繁瑣不似唐初諸家簡潔蓋作其注当肅宗

之後矣」と断ずるのは如何であろうか。此は翰が、臣範に作ったのは忌諱の故なりとする自説を証さんが為に、王注の成立をことさら唐後期となした嫌いがある。「注語冗漫繁瑣」は或る意味で唐代の注解様式の特徴である。この王注は高宗時代に撰された李善注文選等の精善なるには比すべくもないが、その形式上の様式では同一で、その亜流に類するものであって、その成立が武后治世当時と見ても決して不可ではない。臣範の盛行は長寿神龍の武后治世の間のみで、唐室の中興後はその反動から恐らく顧られなかつたであろう。特に「臣王德纂注上」と題して上進している所から見て、恐らく武后治世中の成立と見るのが至当である。玄宗の諱を避けたというのも一理あるが、当時「臣範」は、恐らく「帝範」と並び称されたので、何時しか「帝範」の書名につられて、「臣範」とも云われるようになったと考える方が自然であるまいか。

「帝範」が太宗親ら筆を執つて撰じたか否かは別として、同書には太宗の体験が反映して、人の心をうつものがある。それに比して、「臣範」は、その言は臣下たる者須く遵守服膺すべき教誡を列列陳敘せる良典たるは言うまでもないが、畢竟教訓書であつて、無味乾燥、その文は詰屈にして暢達の風がない。それは儒臣が命をうけて善言嘉句を綴輯したにとどまるお役所仕事であるからである。しかも本書は引用文が多いが、引用に非ざる所謂地の文も先人の文を節録刪改し、或は前後を割裂して綴集したと思われる証跡がある。その一端をあげよう。本書開巻の第一章たる同本章の冒頭の文は、魏の杜恕の著たる「体論」の臣体章の文辞を殆どそのままとっている。この「体論」は失われて今伝わらぬが、幸にその一部が「群書治要」巻四八に収載されている。左に両書の文を対比しよう。「体論」は宮内庁書陵部現蔵金沢文庫旧蔵鎌倉鈔本「群書治要」による。

夫人臣之於君也、猶四支之戴元首、耳目之為心使也、相須而後成體、相得而後成用、故臣之事君猶子之事父、父子雖至親、猶未若君臣之同體也、故虞書曰、臣作朕股肱耳目、余欲左右有人、汝翼、余欲宣力四方、汝為、故知臣以君為心、君以臣為體、

凡人臣之於其君也、猶四支之戴元首、耳目之為心使也、皆相須而成為體、相得而後為治者也、故虞書曰、臣作股肱耳目、而屠蒯亦云、汝為君目、將司明也、汝為〔君〕耳、將司聰也、然則君人者、安可以斯須無臣、臣人者、安可以斯須無君、斯須無君、斯須無臣、是斯須無身也、故臣之事君、猶子之事父、而加敬焉、父子至親矣、然其相須尚不及乎身之与手足也、身之於手足、可謂無間矣

かくの如く、臣軌の文は「体論」の文辞を借りた、一種の換骨奪胎の法で、結論までそっくりそのまま踏襲しているわけではなく、義に於ては逕庭がある。なお臣軌は下巻誠信章に於て「体論」の書名をあげて一条引用する所がある。この同体章の末尾は、「陸景典語曰」として、吳の陸景の撰たる「典語」を引用する。この書も佚書であるが、その一部が「群書治要」巻四八に同様に引載されている。この臣軌引用の部分は同書の「臣職」「任賢」の両篇からとられている。

臣 軌

陸景典語曰、国之所以有臣、臣之所以事上、非但欲備員而已、天下至広、庶事至繁、非一人之身所能周也、故分官別職、各守其位、処其位者、必荷其憂、

典 語

〈臣職〉天子所以立公卿大夫列士之官者、非但欲備員数設虚位而已也、以天下至広、庶事惣猥、非一人之身所能周理、故分官別職、各守其位、事有大小、

臣之与主同体合用、主之任臣、既如身之信手、臣之事主、亦如手之繫身、上下協心、以理国事、不俟命而自勤、不求容而自親、則君臣之道著也

故官有尊卑、人有優劣、故爵有等級、三公者、帝王之所杖也、自非天下之俊德、当世之良材、即不得而处其任、处其任者、必荷其責、在其任者、必知所職、

(以下略)

〔任賢〕(前略) 夫君称元首、臣云股肱、明大臣与人主一体者也、堯明俊德、守位以人、所以強四支而輔体也、其為己用豈細也哉、苟非其選、器不虛假、苟得其人、委之無疑、君之任臣、如身之信手、臣之事君、亦宜如手之繫身、安則共樂、痛則同憂、其上下一協心、以治世事、不俟命而自勤、不求容而自親、何則相信之忠著也(以下略)

同じ「典語」からの引用としては、臣軌と群書治要との間では、大きな出入がある。治要も決して原文の忠実な引用ではなく、適当に刪節してあるが、臣軌は文意から見て、遙かに改刪を加えたと考えられる。また臣軌の引用が右の全文に亘るものと看做すべきとすれば、その刪略は甚しすぎる。右の節は同体章の末尾の結文であるから、「典語」の引文は「必荷其憂」に止まり、「臣之与主同体合用」以下は、引用文ではなく、地の文で、そこに「典語」の「任賢」章の詞章を利用刪潤して同体章の結びの文となしたと解すべきであろう。かかる先人の章句を採って文を綴ることとは当時の属文の慣習であるから、今日の意味の剽竊視すべきではない。廉潔章の季文子の故事は「説苑」、司城子

罕の故事は「新序」の文を殆どそのまま採っている。以上は偶々筆者の気づいた所をあげたにすぎぬが、臣軌の文を精細に検討するならば、かかる例は枚挙に追がれないと思われる。隋・唐藝文経籍志に徴すれば、三国・六朝の間に、今は佚書となった儒・法・雑の子類の書が多数撰述されている。臣軌は此等先行の書を適宜取捨してその文を輯綴したものと推測しても強ち不稽の説ではなからう。臣軌は勿論儒家の教義の上に立つた論であるが、特に守道章に見られる如く、道家流の思想が混淆しているのも、武后側近の当時の好尚を反映しているのであろうか。

五 臣軌の我が国に於ける伝流

臣軌が我が国に伝ったのは何時であるか詳かでない。「日本国見在書目録」雑家の部に、帝範に続いて、「臣軌皇撰后」と録されている。帝範と共に我が国には夙に将来されたと思われるが、帝範が至尊の講読書であつた關係上、その誦読の事蹟が史乘に比較的多く散見するのに比し、本書は臣下の書であるから、その講習の記事が諸記録に殆ど見られない。しかし帝範臣軌と並称されて、廷臣の重要な必読書とされたことは想像される所である。鎌倉時代に入つては、宮廷のみならず、鎌倉幕府に於ても帝範と共に尊重された。「東鑑」によれば、建長二年五月廿日、「將軍家有帝範御談議云。相州令參給。教隆真人候之云。」と、北条時頼は清原教隆を侍読として將軍頼嗣に帝範を講ぜしめ、また弘長三年六月廿六日、「今日。於御所。有帝範御談義。右京權大夫茂範朝臣。三河前司教隆等候之。又近衛中將公教朝臣。越前前司時広參候云。」同年七月十八日、「將軍家帝範御誦合一本談議一本」とあり、ついで同年八月六日、「亦於広御所。有臣範一本御誦合。彈正少弼。越前前司。掃部助範元等候御前」と記されているように、時頼は將軍宗尊親王に対し、清原教隆・藤原茂範（南家の儒、文章博士）をして帝範・臣軌を講ぜしめている。

鎌倉幕府の好學の武將の間にも禁中廷臣の風に倣つて、本書が読まれたことは、かの金沢文庫に臣軌が蔵されていたことから証し得る。今この本は亡逸したのか、その所在が発見されないが、元禄頃は称名寺にあつたらしく、金沢藩士津田太郎兵衛が前田松雲公の命を受けて称名寺の典籍を調査した報告書たる「称名寺書物之覚書」には、

一、臣軌上卷 三十枚一卷

口不足ニテ御座候 奥書

弘安十季五月九日為備越州五品校尉無〔尊カ〕閣本課五旬有餘之老愚写朱墨之両点畢 淡路守清原在判

と録されている。越州五品校尉とは金沢文庫創立者北条実時の男北条顕時で、淡路守清原は清原教隆の三子で、鎌倉將軍の師となつた清原直隆であらう。

侯伯の教化に力を尽した義堂周信の「空華日工集」の永徳二年二月十八日の条に、足利義満が論語中庸等の書を出して、義堂に質疑問答した中に、義満が帝範臣軌を出して問うたことが見える。即ち義堂は義満に

又出一卷臣軌帝範者、仍問是何等書、曰蓋君臣治国安家、礼義等事也、往者本朝儒士、好読者と教えている。

帝範臣軌が我が国書に引かれている例は極めて多いが、試みに中世時代に成立した類書教訓書にその例をとつてみよう。藤原孝範の撰と伝える「明文抄」には、帝範三十条、臣軌五十条（「統群書類従」本による）の文が収載されている。「五常内義抄」（「統群書類従本」による）には、各々四条が引かれ、菅原為長の撰と伝える「菅蠡鈔」十卷（寛文刊本による）には、帝範九条、臣軌十六条が引載され、それぞれ重要な引用書をなしている。

六 現存臣軌諸本

宮内庁書陵部蔵〔鎌倉〕鈔本卷上一帖（以下「宮本」と略称）

新補裂表紙（二九・五×一四・五糎）。もと卷子を今折帖に改装。裏折補修を加う。題簽に「臣軌信天翁」と墨書。信天翁は幕末明治初の京都の詩人であった山中猷である。序と目次は本文と別筆で、室町期の補写にかかる。界高二・三・三糎、界幅二・八糎。每半折五行、各行十四字、注小字雙行。朱筆ヲコト点（紀伝点）・句点、墨筆返点・送返名・音訓合符・四声清濁点（濁点。○）を附す。注文は概ね無点であるが、一部には訓点を加う。和訓には少し時代の降った別手を混える。一部則天文字が使用され、行間に「点本」「イ」「一本」等と注記された校注が旁記され、特に本鈔本には、帝範に見られたと同じく、「江」と明記された大江家の訓説と校注が多く附記されている。臣軌に於て江家本が参照されているのは本点本のみで、江説には他と顕著な相違を示す説を含んでいる。

本点本は不幸下巻を闕き奥書を有しないので、その伝来を明かにしない。しかし、ヲコト点が紀伝点であり、後掲の慶應義塾図書館蔵菅原聰長書入寛文刊本に僅かながら見える菅本による校字とほぼ合致するらしい所から見て、また下掲の穂久邇文庫蔵菅家本とほぼ一致する所が多いから、本点本は菅家伝来本系であるまいかと推定する。訓説から考えて、かく推測して矛盾なきようである。菅家伝来本系と思われる後掲の猿投神社蔵本がこの上巻を闕いているので、確認できぬことは残念である。本鈔本が注文句末はゞ等の虚字の多い特色は、その祖本の伝来の古きを想像せしめる。同体章の「晁旒垂拱」の句について、眉上に「本裏書云」なる和文注一条が録してある。この本裏書は恐らく旁記の校字注に「点本」と注記された本の紙背にあったのを移写したらしい。本鈔本の重要参照点本たるこの「点

本」の系統は明かでなく、そのテキストの上から見てこの点本とほぼ合致する鈔本は現存本には見当たらない。

宮内庁書陵部蔵〔江戸末〕鈔本（文永七年・文保二年本奥書）卷下一卷（以下「陵本」と略称）

淡香色地墨流表紙。紙幅二七・八糎。界高二三・五糎、界幅二・四糎。毎行十五字、注小字雙行。朱筆句点・ヲコト点（紀伝点）、墨筆返点送仮名・六声清濁点（濁点。）を附す。注文は無点。幕末頃の筆写であるが、古鈔本の転写で、或は摹写に近いものか。尾題の次に一行を空けて本注の撰者たる王徳纂の左の如き自跋が附してある。

臣徳纂述曰其臣軌中所司（当作引）正経及子史著其（当作史）正経之義則皆取先儒旧注不敢更生異見其（当作子史）之義則唯取河上公馮餘皆出自愚心不師祖（当作往）説矣

次行に本奥書が左の如く移写されてある。

臣軌下巻本云

聖曆文永七廻年王春綺節二月之天苟下（当作愚）質之家説奉校（授カ）右武衛之洌智而已（太子賓客基長（以上））

本文と同書体、以下別書体）

文保二年五月十三日授／阿賀丸了 藤□相（花押）

基長とは前述の梅沢記念館蔵帝範巻下の書眉に記された訓説に「基長案」とある、式家の藤原基長（一八八頁参照）である。そうとするならば、この本は藤原基長が家説を以て加点了た式家本である。内容上から見ても、式家本たることを否定する点はない。文保二年の奥書の署名の藤の字の下の一文字は筆者が判読しかねている字で、「凶書寮典籍解題漢籍篇」は「藤重相」と判読している。しかしこの字は「重」とするには無理なようである。仮に重相とすれば、文保二年の重相即ち大納言は、内大臣に陞って元亨元年に薨じた花山院師信で、有名な花山院師賢の父に当る。

猿投神社蔵〔南北朝初〕鈔本卷下（有闕）一卷（以下「猿本」と略称）

前掲の猿投神社蔵帝範の僚卷で、併せて一具となっている。未装订。紙幅二九糎。界高二・五糎、界幅二・四糎。每行一四字注小字雙行。朱筆句点・ヲコト点（紀伝点）・四声清濁点（濁点。）。音訓合符（墨筆と混用）・人名符、墨筆の訓点を附す。注文は無点。巻初と巻末近くに脱簡がある。即ち、巻初は、誠信章の中途「始可与為終者其唯信乎」に始る。巻末利人章の「其益政也則翹壁塩梅」の「政」字以下巻末近くの「榮不召而自来」の「而」の字に至る。ほぼ一紙分を闕いている。

尾題の次に左の如く唐鈔本に存したと思われる本跋文が附記されている。

臣德纂述曰其臣軌中所引正侄〔当作経〕下同及史者其正侄之義則皆取先儒旧注不更生異見其子史之義則唯取河上公焉餘皆出自愚心亦不師祖徃説矣

臣軌既是御撰妙極稽古垂範千載作鏡百僚既為臣之令摸廼事〔当作事君〕之要道程宜誦登於口滅〔当作誠〕蔵於心束髮

次に一行を空けて左の奥書を有する。

本云／永仁二年五月廿一日点畢 散位藤長英判
翌日雨中点了

本奥書／菅大卿在良奉授
鳥羽院本也

又借家親本見合畢式部大輔侍統之本也
授柱史公良畢 参議在判

正安三年四月三日校点畢 先年 僧実恵在
庭訓之本粉〔紛カ〕失之間重書点畢 判

于時応長壬子三月十八日校点畢／桑門玄家

嘉元四年後十二月五日奉授／菅生師公早 桑門実融在判

元亨四年卯月廿五日於三州長仙寺／書写早

元亨癸亥七月二日授 桑門玄家判
申長仙寺兵部公早

この奥書の前半については、上の猿投神社藏帝範解説の際に述べた通りである。正安三年の僧実恵以下の奥書についてはその事蹟を明かにし得ない。

以上の奥書から見て、この本は菅原在良以来の菅家本であることは明かである。しかし下掲の徳久邇文庫藏菅家本と比べると、多くの出入が見られる。

国学院大学図書館藏元龜二年吉田兼右手鈔本二卷一冊（以下「国本」と略称）

前掲の国学院大学図書館藏帝範と僚卷をなすもので、装訂を同じくす。茶褐色表紙（二七・五×二一・三糎）。紅色金泥の題簽を貼り、裏打補修が加えてある。単辺（二二・五×一七・五糎）有界七行毎行一六字、注文小字雙行。朱筆句点・ヲコト点（星点のみ）、墨筆訓点・音訓合符・四声清濁点（濁点。○）を附し、行間に校合注・音義等の書入旁記を有する。注文の一部に訓を附す所がある。間々則天文字を使用。卷首に「宝玲文庫」の黒印あり、フランク・ホーレー旧藏。卷末奥書に、

菅建徳二年辛亥後秋上旬比、石川郡東条龍泉寺於尊満坊／以清家文点如本不願惡筆不憚後日比興或為稽古或為学文／所致書写者也

同十月遂朱点了（此七字朱筆） 桑門一算判 生年五、才

元龜二年三月比以三条西巫相実澄卿秘本遂書功件本上帙／旧本下卷新写也疑惑非一仍以右之奥書他本比校之改正

之了／ 右兵衛督（花押）

この奥書の龍泉寺や桑門一筭については詳になし得ない。この奥書によれば、この本は清原家本ということである。清原家が帝範・臣軌を講じたことは、前記の吾妻鑑の記事や金沢文庫蔵本の奥書から推測できる。しかし清原家独自の家説を有する清家点本があったか否かは速断を許さない。恐らく先行の諸博士家本に大体はよつたものと思われる。清原本と云つても清原家の某が書写しておいた点本という程度の意味ではあるまいか。伝存鈔本の中ではこの本の転写本が最も多い。

国立国会図書館蔵〔江戸前期〕鈔本二卷一冊（以下「正親町本」と略称）

前掲の国立国会図書館蔵帝範の僚卷。縹色表紙（二八・八×二一糎）。無辺無界字面高さ約二四糎。行款・訓点・書入・奥書ともに前掲国本の忠実な転写である。たゞ奥書の朱筆の七字が欠脱している。巻首に「正親町蔵」「読杜艸堂」の蔵印を有し、表紙に「真年遺書」の書標を貼附。正親町家・鈴木真年・寺田望南等旧蔵本。

神宮文庫蔵〔江戸初〕鈔本二卷（以下「神本」と略称）

前掲の神宮文庫蔵帝範と共に一冊に合綴されている。行款・訓点・書入ともに前掲本に同じ。奥書は元龜二年の吉田兼右のそれ（建徳・元龜の各條の首に「本云」を冠す）の次に、

以吉田右兵衛督卜部朝臣兼右本令書写畢 于時天正第八／曆秋八月二十又六日宿雨半染山色浮雲更蔽月明感情非

一矣／從三位清原朝臣 六十一歳

同廿七日遂朱点了〔此八字朱筆〕

この本は帝範同様前掲の国学院大学院現蔵吉田兼右書写本を清原枝賢が重写した本の転写である。枝賢の奥書の天正第

八曆の「八」を、以下の内閣文庫本・狩谷掖斎所引本・東坊城聰長所引本はいずれも「二」に作り、清原朝臣の下に「枝賢」の二字を有する。枝賢は天正九年四月六十二歳を以て正三位に上って退隱出家しているから、この本の如く天正八年が正しい。現在帝範と同様に枝賢手写本は発見されていない。

枝賢本は兼右本を訓点書入共に忠実に重写してあるが、帝範同様、僅かながら、正注文の字を訂した所がある。枝賢が校勘を加えたものであろう。注文の中で、附訓の箇所が兼右本よりは多い。この本も帝範と同様に、眉上に兼右本にはない、音義（主に「排韻」を使用）や注文の故事を補足する出典諸書からの引用が抄録され、また簡単な和文の注も記されている。これ等書入は次掲の内閣文庫本には見えないから、枝賢の記したものが否かは明かでない。

内閣文庫蔵〔江戸〕鈔本二卷一冊（以下「閣本」と略称）

茶褐色表紙（二七×一九・三糎）。外題に「臣軌古本写上下」と。表紙・巻尾に「昌平坂学問所」の墨印あり。字面高さ約一九・五糎。每半葉七行毎行一六字注小字雙行。清原枝賢手写本の転写で、訓点傍記奥書共に前掲本と同じ。但し前掲神本に比し字に僅少の出入異同があり、眉上の書入はなく、注文の訓は国本よりは少しく多いが、神本よりは少く、奥書の「朱点了」の二行の朱書を欠いている。

この枝賢奥書の鈔本を狩谷掖斎が蔵棄していたことは、既に述べたが如く「経籍訪古誌」巻四に著録されている。掖斎が家蔵の枝賢本を以て校合書入を加えた寛文刊本は帝範同様成實堂文庫に存し、蘇峰翁が民友社から影印した。この本も帝範と同じく、文化七年藍筆を以て枝賢本との校勘を旁記し、朱筆の校注書入は、高橋真末と名乗っていた青年時代、屋代弘賢が林家蔵本を以て校合せる書入を移写したものである。この校注から察すると、掖斎蔵本は神宮文庫蔵本系に非ずして、内閣文庫蔵本系に合致している。掖斎の書き入れはこの外に、朱筆を以て遊び紙に「両唐書・郡

斎齋書誌よりの臣軌の条が抄録され、また朱筆による管蠡抄・羣書治要の引文や説苑・呂氏春秋等との校注、墨筆による具決外典抄との校注が眉上に記されている。この朱筆の部分は或は掖齋が自ら行ったのではなく、屋代弘賢の書き入れをそのまま移写したのかもしれない。その正確な判断が影印本ではつきかねることは上記帝範の項に述べた通りである。成實堂文庫には、市野迷庵が寛文刊本に掖齋の書入をそのまま移写し、且つ自らも再校の注を書き入れせる本を蔵した。その迷庵の識語に「文化十三年丙子夏以古写本校合了再校也迷庵老人」と。この迷庵が補記せる校注の抄記は民友社影印本の解題に帝範のそれと並んで収めてある。

この枝賢奥書本を以てせる校合を書き入れた寛文刊本に慶應義塾図書館蔵本一冊がある（以下「慶應本」と略称）。首に、「東坊城藏書記」「山陰函書」「快馬渡河」「刀水書屋所藏函書記」の印あり。東坊城家・渡辺刀水旧蔵本。東坊城（菅原）聰長書入本で、巻末に別紙を補って、建徳二年・元龜二年（兼右）・枝賢の三条の奥書を本の如く写し、その次に曰く

以山門宗淵僧都本一校了奥書三条実可嘉賞時／天保第三仲秋念七自天正二年到是年二百六十年而時月／亦同天象亦同豈不催感情乎／ 右大将兼勘解由長官菅原（花押）

また巻上尾題の次行に朱筆を以て、

安政四年秋中念七門直之間与右少将実美朝臣中務少輔／資生対読了 少納言夏長

と。夏長は聰長の男。この本の序の部分には枝賢本との校合の外に、同本の書入にはなかった菅家本との校注が記入されているのは注目すべきである。校注の書入全般は掖齋の書人と一致する、同一本を使用した校注であるから符を合するのは当然と言えはそれまでであるが、この本の眉上に書き入れられた数条の管蠡抄・羣書治要との校注（掖齋

の書き入れはこれより遙かに多い)が校語の文まで一致するのはあまりにも合いすぎる。幕末仏徒の校勘学者の第一人者たる宗淵本というのは枝賢奥書本そのものではなく、掖斎書入を移写した本であったのではあるまいか。

国立国会図書館蔵〔室町〕鈔本二卷(無注本)一冊(以下「文本」と略称)

茶褐色表紙(二三・五×一五糎)。裏打補修を加う。字面高さ約一八糎。每半葉五行毎行一二字。朱筆句点・ヲコト点(紀伝点)・勾点、墨筆訓点・音訓合符・四声清濁点(濁点)、一字のみ。を附す。則天文字を使用する所あり。卷末に夫々別筆の「文明八仲冬十三通火災了」「感得了(花押)」の二つの識語が墨書されている。その伝流を明かにしないが、博士家本の影響の下にある点本である。

竹本氏穂久邇文庫蔵〔江戸〕鈔本一冊(以下「竹本」と略称)

香色表紙(二九×二一・五糎)。单边(二〇・七×一六・四糎)有界八行。毎行十三字注小字雙行。正文にのみ朱筆ヲコト点(紀伝点)・朱句点・墨筆訓点を附す。一部僅かながら則天文字を使用する。卷末に本文と同筆で左の本奥書を有する。

悉德纂述曰其悉軌中所引正経及子史者其正経之義則皆取先儒旧注不敢更生異見其史之義則唯取河上公焉餘皆出自悉心亦不師祖往説矣

本云

右一冊者從初冬月朔立筆夜々書之云悉筆云老眼旁以父〔文カ〕／字不正墨汗厚薄一不同者也長胤為読書不及紙墨好惡之沙汰／本相怠〔急カ〕間早疎斗也如謂帝範不可出窓下不可客〔容カ〕外見矣／ 于時文明十二年初冬四宵

大藏卿菅判

校合墨点同月雨夜成功雖引合随分証本猶以不審有之／重以家説秘本可校削者也

同日以相伝之本校則如朱点不可許外見之耳 諫議大夫菅判

文明十二年に大蔵卿にて諫議大夫（參議）であつたのは、菅原頭長である。頭長は東坊城の分家で、長政の男、少納言、大蔵卿、參議、正三位、文明十三年（一本十二年）出家、法名知雄（一本知祐）。奥書中長胤とあるのは、頭長の男で、後長光と改名、文章博士、式部権少甫、從五位上。奥書によれば頭長が子長胤の読書用に書写校合したものである。この本は後世の重鈔本であるせいいか、誤写が多い。しかし、この本は前掲慶應本に「菅本」として注記された所と全く一致し、室町期より近世初に至る所謂菅家点本として注目すべきである。訓説はヲコト点以外の振仮名は他の点本のそれに比して比較的簡略である。

島原市公民館松平文庫蔵（江戸前期）鈔本二卷一冊（以下「島本」と略称）

淡茶褐色表紙（二九×二〇・五糎）。字面高さ約二二糎。每半葉八行毎行一九字注小字雙行。墨筆を以て訓点を附し、注文は無注。則天文字を使用する所あり。首に「島原秘蔵」、尾に「尚舎源忠房」「文庫」の島原藩主松平忠房の印あり。前掲の松平文庫蔵帝範と僚卷をなしている。この本は前掲の竹本氏穂久邇文庫蔵菅家本と同系同種で、夫々の誤写を除けば、誤脱に至るまで符を合している。この本の訓点は竹本のヲコト点を普通の訓点に改めて、ほぼ踏襲しているが、いくらか多くなっている。帝範と同様、この本の訓点も古訓をとどめながら、室町末近世初の訓法になつてゐる。訛脱が多いが、訓点は次掲の寛文刊本と共通する所が多い。この本は狩谷掖齋が移写した屋代弘賢の校注に使用された林祭酒蔵本と同系同種に属する。林家の帝範は上記の如く今内閣文庫に存するが、林家蔵のこの巨軌は現在所在不明である。

寛文八年跋刊本二卷二冊（一冊本は後刷）

帝範と共に本書卷末の跋文の次に「林和泉掾行」の刊記を附して上梓された本で、江戸時代以降最も広く通行せる本で、現代に至るまで臣軌の刊本は全部この本が藍本となっている。卷末に左の刊語といふべき跋文がある。

帝範臣軌二書跋

帝範二卷臣軌二卷也者共成于唐帝唐帝受隋氏弊聰明神武侯幾成康功德兼備自漢以来未之有自吁咨都嗟之後而元首股肱互為治道故所以帝範臣軌之有作者也 本朝博士誦之尤尊之至若鎌倉將軍家皆誦之有助治道久何啻中華而已哉

洛人林白水新鏤之梓以欲行于世良有故哉白水需書其後於是題之 寛文八年秋八月日 柳谷散人埜子苞父書

跋を撰した柳谷散人は、野間静軒で、名は成大、一名を三竹、字は子苞、静軒・柳谷・白雲洞・潛楼等と号し、京都の人、医者にして、また経義を松永尺五・林羅山に受け、強記博学、幕府の医官となり、延宝四年卒。刊行者の林和泉掾は、名は時元、号は白水、有名な京都の書肆出雲寺の初代である。

本書は奥書なく、どの系統の鈔本を底本としたか不明であるが、前掲の竹本・島本に少しく近い。帝範と同様に、刊刻に際して、校訂が加えられたようである。

寛文刊本を底本とした翻印に、弘前藩板帝範と僚卷をなす弘前藩刊木活字本二卷（無注）一冊がある。帝範と行款を同じくし、奥附に「文化九壬申年春二月／弘前稽古館活字蔵梓」という刊記がある。本書の伝本も甚だ尠く、管見に入つたのは弘前市立図書館・京都若林正治氏蔵本である。これも帝範同様寛文刊本の誤訛は一部訂正してある。

慶應義塾図書館等蔵尾張藩明倫堂刊木活字本二卷一冊（以下「尾本」と略称）

帝範二卷と共に併せて大本二冊である。刊記はないが、此と同じ木活字を以て明倫堂が刊行した「宋李忠定公文集選」（宋李忠定公全集）は刊年が寛政八年から享和元年に亘り、同活字を用いた他の明倫堂藩版の刊年から考えて、

本書の刊行も寛政享和文化初の間であろう。四周双辺有界九行一九字注小字雙行。この本は寛文刊本と殆ど一致するが、その明かな脱誤を訂し、注文の引用文は一部原典によつて校し、また注文末句の也・之等の虚辭は削去する所が多い。寛文刊本を底本として校訂を加えて翻印したものであろう。

林述齋校佚存叢書第一帙収寛政十一年跋刊木活字本二卷二冊（以下「佚本」と略称）

他の本と違つて、注文を雙行に挿まず、正文より一格を低して提行單行大字にしてある。卷末に左の述齋の跋を有する。

題臣軌後

唐武后撰臣軌二卷与太宗帝範竝行今亦有合刻本流布於世二書唐志著録而宋志不載臣軌唯鄭樵藝文略竝載之其他無見也及清乾隆中纂四庫全書帝範獨錄出於永樂大典而不及臣軌則亦似不存焉余家旧藏抄本臣軌一部往往雜以武后制字是蓋當時原本爾但諸書所載制字間与此異未詳其孰是今一仍抄本之旧云己未星夕前一日天瀑識

本註不著撰人名氏唐志云賈行註帝範則此註疑亦賈作然未可必也天瀑重識

林家藏抄本と言うのは、上に述べた如く、同本を以てせる弘賢校注（掖齋の移写）によれば、前掲の穂久邇文庫本や島原藩主松平忠房藏本と同種である。事実この本は竹本・島本と寛文刊本とに最も近く、恐らく林家藏本を底本として、寛文刊本を参照し、加うるに引用文はその原典を以て校勘を加えたものであろう。またこの本は尾藩明倫堂本と同じく、注文句末の也・之の如き虚字が少い。楊守敬が佚存叢書本と寛文刊本を比較して、

活字本為林天瀑所校注脚虚字殊少當是天瀑所刪此本〔寛文刊本〕注脚虚字為多雖訛誤之処此本為甚而根源則較古矣此与帝範体式皆原於唐人卷子鈔本絶非從刊本翻雕者

と評したのは至当の説である。

諸書目に著録されながら、現存しない臣軌の古鈔本には、上記の金沢文庫蔵弘安十年清原直隆点本があり、また徳川家康手沢本が徳川幕府の紅葉山文庫に幕末まで蔵されていた筈であるが今所在不明である。この家康本については、近藤正斎の「右文故事」卷之四（御本日記統録卷上）に左の如く録する。

臣軌 二冊

神君御前本ト称ス即御手沢本也謹テ拝覽スルニ慶長ノ頃ノ写本ナリ又寛保三年七月二十四日有徳公コノ御本及ヒ版本ノ帝範臣軌ヲ召サレテ臣軌ノミ校合スヘキヨシヲ御書物奉行ニ命セラルル八月二十二日川口頼母考異一冊ヲ作り浄藁ヲ小堀土佐守ヘ出ス即御前ヘ上ルト御文庫日記ニ見エタリ然ルニ其考異今伝本ナシ守重嘗テ数本ヲ校合シテ考異ヲ作レリ竊ニ享保ノ盛事ヲ續述セントノ微意ナリ（中略）

臣軌注者ノ事世ノ行本ニ撰人ヲ著サス人或ハ以テ帝範ト同シク唐ノ賈行ナラムト云フ然ルニ此御前本開卷首行ニ臣軌序御撰トアリテ王后ノ傍注ニ二字菅本無トアリ 鄭州陽武県臣王德纂注上トアリ是即唐人ノ注ニシテ和漢千古ノ

疑ヲ解ニ足ル古写本ノ尊キ所以ナリ（中略）又御本卷末ニ識ス本云臣德纂述曰其臣軌中所引三正経及子史二者其正経之義則皆取ニ先儒旧注ニ不_レ敢更生異見一其史之義則唯取ニ河上公ニ焉餘皆出_レ自_レ愚心ニ亦不_レ師ニ祖往説ニ矣ト五十九字アリ其次ニ本押紙也トアリテ江本云ト肩書シテ臣軌既是御撰妙極齋按ニ醫集韻音秋酒官トアリ醫古義詳ナラス疑クハ稽古ノ誤古垂ニ範千載作ニ鑑百僚ニ既為ニ臣之令模ニ廼事君之要道宜誦登ニ於_レ口ニ誠藏ニ於_レ心ニ東髮舛簪庶多_レ弘_レ益長安四年三閏四日江都県祿祥記ト六十一字アリ長安ハ即武后ノ年号ニシテ長寿二年ヲ去ルコト僅九年ナリ是菅江二家ノ本則唐ノ伝来ナルコト見ヘシ豈貴カラサヤ（中略）

守重謹按ニ神君御前本ニ臣軌ノミアリテ帝範ヲ置カレス有徳公帝範臣軌ニ通ヲ召サレテ唯臣軌ノミ考異ヲ命セラ
ル守重竊ニ以為ク賢聖ノ將軍家ハ能皇家ヲ尊崇セラレ能臣節ヲ明ニセラレテ以テ諸侯ニ令シ万邦ニ垂訓シタマフ
其御謙讓ノ御美德符節ヲ合セタルカ如シ然ルニ鎌倉將軍ノ時建長二年五月廿日將軍家有ニ帝範御談議ニ云々相州令
參給教隆真人候_レ之ト東鑑ニ見ユ時ノ輔臣相模守時頼及ヒ明儒教隆力徒ノ如キスラ臣軌ヲ後ニシテ帝範ヲ先ニス
宜ナルカナ後來將軍ノ威振ハスシテ武臣跋扈セルコト是ヲ我神君及ヒ有徳公ノ御謙徳御遠_ニ比スレハ豈タ、芥
壤ノミナラムヤ(以下略)

「日本訪書志」に、「又楓山本及向山黄村本均有鄭州陽武縣臣王德纂注」と録された向山黄村蔵本は、守敬が上記の如
く天正年間鈔本と記しているから、清原枝賢奥書本であるらしい。楊守敬は楓山本即ち正齋の所謂神君御前本に言及
しているが、此は實際見たわけでなく、正齋の記事によつたものであらう。「経籍訪古志」に、

又〔帝範・臣軌〕旧鈔本、林祭酒蔵

臣軌二卷 旧鈔本、京師鈴鹿河内守蔵

俱未見

と録するが、林家旧蔵帝範の外、臣軌は鈴鹿家本と俱に現所在未詳である。島田翰は「古文旧書考」巻一に、「臣軌
二卷建長鈔卷子本」なるものを著録した。この本は、

巻端題臣軌序、次行署天后御撰四字、又次行署鄭州陽武縣臣王德纂注上、巻末題垂拱元年撰、又記臣德纂述曰、
其臣範中所引正經及子史者、其正徳之義則皆取先儒旧注、不敢更生異見、其史之義則唯取河上公焉、餘皆出自愚
心、亦不師祖往説矣、又云、臣軌既是御撰、妙極齷古、垂範千載、作鏡百僚、既為臣之令摸、迺事君之要道、宜

誦登於口誠藏於心、束髮舛簪庶多弘益、長安四年三迷四日江都県孫祥記、又有建長三年二月書写、四年七月再加
 点校之記、卷子之制、每張二十四行、々十八字、注双行十八九二十字、不等、略長五寸九分、行款八分、結舛朴
 拙、極多訛誤、蓋為旧鈔本之下駟、卷首尾捺金沢文庫印章、

と。この本の所在所蔵者を翰は明記しない。果してこの本は実在したのであるうか。翰が巨軌に対する一家言を展述
 せんが為めに、吾妻鏡の將軍家巨軌講読の記事と金沢文庫とを聯結し、正齋の右文故事の題跋を種として、翰が例の
 如く自己脳裏に妄作せる架空の本ではあるまいか。

所在が判明していながら、未だ閲覽に及ぶことを得ない本には、重要文化財に指定されている京都田中家蔵の鎌倉
 鈔本臣軌下巻一軸がある。また楊守敬旧蔵書の目録たる「故宮所蔵觀海堂書目」には、「臣軌二卷唐武后撰王德注 日
 本古鈔本 二冊 又 二卷 日本古鈔本 一冊」と見える。この本について、守敬は「此書以寛文刻本根源為最古此
 本注中大有刪削然墨色如漆審其筆勢當為日本六七百年前人所抄其原本不与寛文本同故卷首有鄭州陽武県臣王德纂注上
 十一字而寛文本無之按此書別有天正間抄本亦有王德纂注之則知寛文本脱也光緒戊子四月宜都楊守敬記」（日本訪書志
 補）と録している。

以上巨軌の現存諸本はそれぞれ誤脱を免れず、相互に出入異同があるが、いずれも同一系統のテキストから出てい
 ることは明かである。その訓読に於て、帝範が各本間に共通する所が多く、異訓・別訓を併記して、相互に校合参照
 を行った跡が著しかったのに比し、本書は朝廷の進講に使用されることなかつた理由もあろうが、諸本の間に訓説の
 出入が多く、異訓を掲げること比較的少い。しかし大局から見れば、どの訓も一部を除いて概ね大同小異と看做され
 るが、宮本に引かれた大江点本の訓説は帝範同様他に対してやや独自の特徴を有する。

七 帝範臣軌正注文所引に存する佚文

楊守敬は、臣軌の注の引文が佚書を含むことに注目し、「余按注中所引論語鄭注七条孝經鄭注二条皆他書所未引者足見其非宋以下人」と述べて、この臣軌注の成立が宋以下に降らざる理由となしている。帝範臣軌の両書は注と共に唐代の成立に係るだけに、現在では佚書となった典籍を引載すること、仔細に点検すれば、単に守敬があげた鄭注にとどまるのみではない。左に両書の正・注文の含む亡書の遺逸を拮撫してみよう。注記の丁数は寛文刊本によることにする。亡佚書の中には完全に亡逸せるものは勿論であるが、一部散逸せる書も含める。またこの両書の佚文の悉くが必しも他の諸書中に引用されていないというわけではない。

帝範

龍魚河図(上・序・一ウ注文)

雜書(寛文刊本誤作雜書)(上・建親・四才注文)

尚書中候(上・序・一ウ注文)

尚書詮(猿本作「尚書銓機」)(上・序・一ウ注文)

尚書緯書類の中にはこの書名の存在を聞かぬが、この本は「尚書璇璣鈴」(或は「尚書緯璇璣鈴」)に該当するものと思われる。この佚文は他書に同書よりの引く所と合致する。

帝王世紀 晋皇甫謐撰(下・崇儉・三才注文)

春秋後語 晋孔衍撰(下・務農・六才注文)

所引の文は他に所在を見ない。

鬻子（上・納諫・十才注文）

楊泉物理論 晉楊泉撰（上・求賢・七才注文）

顏延之纂要 劉宋顏延之撰（上・序・三才注文）

所引の佚文は他に所在を見ない。

臣軌

論語 漢鄭玄注（上・序・二ウ注文 至忠・八才注文 匡諫・廿三才注文 下・誠信・一ウ・注文二条 二ウ注文

三才注文 慎密・六才注文）

孝經 漢鄭玄注（上・公正・一五ウ注文 匡諫・二一才注文 二三ウ・注文）

春秋佐助期（上・序・一ウ注文）

昌言 漢仲長統撰（上・至忠・六ウ正文）

群書治要卷四十五所載の仲長子昌言の文と比較するに、かなり出入異同が多く、臣軌の引文は甚しく刪改を加えているようである。

体論 魏杜恕撰（下・誠信・三才正文）

群書治要卷四十八に杜氏体論を載せ、玉函山房輯佚書に佚文を輯するが、この引文は収められていない。

典語 吳陸景撰（上・同体・三ウ正文）

引用の文は既述の如く、群書治要卷四十八所載典語の臣職と任賢との章から節録して両句を連結したもので、治

要の文とは大に出入がある。上に述べた如く、任賢章から引く所は、撰者としては典語の引用文として記したのではなく、それを適宜改修して地の文となしたのである。

傅子 晋傅玄撰（下・誠信・三才正文）

代〔政〕要論 魏桓範撰（上・匡諫・二三才正文）

以上の佚文悉くが本書に於てのみあって、他書に存しないというわけでない。しかし他の本の引文と比較する時、出入異同があり、校勘上極めて貴重な資料をなしている。帝範臣軌はありふれた本でありながら、どうしたものか、今日に至るまで、和漢の校勘学者が、輯佚校讎の上に殆ど利用していない。ここに特に指摘する所以である。

帝範・臣軌校勘記

凡例

一、本校勘記は、通行の寛文八年跋刊帝範・臣軌を底本となし、上に解説した次の各本を、左の略号を以て引拠し、その正文及び注文を校讎せるものである。

帝範 梅本（梅沢記念館藏鎌倉鈔本） 猿本（猿投神社藏南北朝鈔本卷上） 慶本（慶應義塾図書館藏応安元年鈔本） 野本

（早稲田大学図書館藏影高野山鎌倉鈔本卷上） 国本（国学院大学図書館藏元龜二年吉田兼右鈔本） 正親町本（国立国会

図書館藏正親町家旧藏吉田兼右奥書江戸鈔本） 神本（神宮文庫藏清原国賢奥書江戸初鈔本） 京本（京都大学附属図書館

清原文庫藏慶長四年清原秀賢鈔本） 坊本（慶應義塾図書館藏東坊城家旧藏天保二年菅原聰長鈔無注本） 島本（島原市公

民館松平文庫藏江戸前期鈔本） 林本（内閣文庫藏林家旧藏江戸前期鈔本） 武英本（武英殿聚珍版本）

臣軌 宮本（宮内庁書陵部蔵鎌倉鈔本卷上） 猿本（猿投神社蔵南北朝鈔本卷下） 陵本（宮内庁書陵部蔵景文保二年鈔本卷下）
 下） 国本（国学院大学図書館蔵文龜二年吉田兼右鈔本） 正親町本（国立国会図書館蔵正親町家旧蔵吉田兼右奥書江戶鈔本）
 神本（神宮文庫蔵清原枝賢奥書江戶初鈔本） 関本（内閣文庫蔵清原枝賢奥書江戶鈔本） 文本（国立国会図書館蔵
 文明八年識語室町鈔無注本） 竹本（竹本氏穂久邇文庫蔵江戶鈔本） 島本（島原市公民館松平文庫蔵江戶前期鈔本） 尾
 本（尾張藩明倫堂刊木活字本） 佚本（佚存叢書本）

但し国本・正親町本・神本・関本は同系本であるから、国本を以て代表し、他は相互間に出入差異ある場合にのみ掲げた。帝範
 武英殿本は言うまでもないが正文のみを校讎した。

帝範・臣軌の正文の一部を収載乃至は引用せる諸書、或は両書の正文が引用せる諸書の主要なるものは校勘に参照した。主
 要参照書とその依拠本次の如し。

文苑英華・玉海・貞観政要（原田種成博士著「校本貞観政要」）・群書治要（宮内庁書陵部蔵金沢文庫旧蔵鎌倉鈔本）・明文鈔
 （統群書類従本）・管蠡鈔（寛文刊本により、旧鈔本を参照）・具決外典鈔（元禄刊本）・三教指帰覚明注（寛永刊本）

一、校勘記は、底本に拠って標出せる正文・注文の各句の下に記し、注文の句は正文の句より一格を低した。

一、字体は印刷の都合上、特に支障のない限り、原則として現行活字体に統一した。我が国旧鈔本に多く慣用される異体字・略字・
 俗字・訛字、また「無」と「无」の異同の如き、稀に見る特別の字以外は、特に支障のない限り、原則としてその異同を特記し
 ない。

一、各本の見せ消すの符号は「某字剝去」と記し、校合の注記書き入れは校勘記中に『某字旁有「……某五」の如く記した。合点
 が附された字は*印の符号を当該字に冠した。

一、校勘記中「狩谷掖斎云」「市野迷庵云」と引いたのは、成實堂文庫旧蔵掖斎・迷庵書入寛文刊本の校語の引用である。

帝範校勘記

帝範序 慶本 此行旁有「帝範十二篇」序字旁下低一格有

「太宗撰 敦基本」 *坊本 序字下低四格有「御製」

賜皇太子頌 野本 脫賜字 ○梅本·國本 頌作頌字

*慶本·野本·島本·林本 作頌字 *京本 作治字 按

頌當作頌字

謂公主曰 國本·野本 主誤作王字 *國本 旁有「主」

皆在其中 梅本·京本·野本 皆作備字 *國本 誤作脩

字、旁有「備」 *慶本·島本·林本 誤作俗字

一旦不諱更無所言矣 野本 諱誤作壽字、更誤作與字

所以名帝 野本 脫名字

忘於物我 慶本 忘誤作志字 ○梅本·國本 物誤作初字

*野本 脫物字

公平道達 野本 公誤作云字 ○梅本 道達作道遠 *慶

本·京本 作通遠 *國本·野本 作邈遠 按今本書疏作

通遠

舉事審諦故也 慶本·京本 故下有「謂之帝」三字 *梅

本 故下有「之帝」二字 按今本書疏作「故謂之帝也」

人君与天地 梅本 脫人字

余聞大德 文苑本·武英本 余作朕字 ○武英本 余上有序

曰二字 文苑本 之作其字

樹之君臣

陶均庶類 武英本 陶均作鈞陶 *文苑本 均作鈞字

尚書咎繇曰 梅本 繇字空角 ○國本 繇誤作經字 ○京

本 咎繇作大禹謨三字 按今本尚書同

曆數在躬 梅本 紙背注云「歷_{江本}敦本」 *坊本·武英本 作歷

字

以畫握靈圖 諸本並畫作濫字是

餘広反 諸本並広作廉字是

鄭玄河圖 國本 玄下有云字 *猿本·京本 玄下有曰字

*慶本 玄下有図云二字、図字恐衍

孔安国云河図 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本 図

下有「則八卦是也洛(梅本誤作河字)書則九疇是也王肅云

伏羲(猿本·慶本誤作義字)受河図」是

畫八卦 梅本·猿本·慶本·野本·島本·林本 畫作書字

薦唐堯之德 武英本 薦作荐字 ○文苑本 唐堯作陶唐

龍魚河図曰 猿本 脫河字

到翠嬀之洲 野本 到字重複、嬀誤作嬀字

負図授堯 猿本 堯下有也字

玄珪賜夏禹之功 文苑本·武英本 珪作圭字、賜作錫字

○文苑本 夏作大字

尚書詮曰 梅本·國本·京本·野本 詮作銓字 *國本

旁有「イ无」 *猿本 作銓機二字 按尚書詮即是恐尚書

旋機鈴

玄圭出 猿本·國本·京本·野本 圭作珪字 ○慶本 脫

出字

刻曰延壽經曰 梅本·野本 刻作劉字 *島本·林本 誤

作劉字 按迷庵市野光彥云按刻曰延壽當从板本作劉者訛

○猿本 寿作喜字恐非 ○梅本·猿本·慶本·國本·京本·

野本 經作注字是

禹切既成 諸本並切作功字是

天出玄圭 猿本 圭作珪字

丹鳥呈祥 京本·島本·林本 鳥作鳥字是 *梅本·野本

誤作焉字 *野本 旁有「字」 *文苑本·武英本 作字字

尚書中隻曰 諸本並隻作候字是

赤爵銜書 梅本·慶本 銜作銜字 按銜俗銜字 *國本

誤作衙字 ○京本 書作丹書二字、按藝文類聚等所引並作

丹書

入豐上于昌之戶也 慶本 入誤作人字 *野本 誤作八字

○京本 豐作鄧字 ○梅本·猿本·國本·京本·野本 上

作止字是 ○野本·島本·林本 于誤作干字 ○梅本·慶

本·國本·京本·野本·島本·林本 之戶作戶之 *猿本

無之字 按藝文類聚所引作「入鄧止于昌戶」

周開七百之祚素靈表慶 武英本 七作八字 ○文苑本·武英

本 慶作瑞字

有大蛇当徑 梅本 大誤作天字 ○野本 徑誤作住字

老嫗哭 梅本 哭字空格 *慶本 哭字誤作發字 ○京本

此行作「有一老嫗哭」

人問嫗曰 京本 此行作「人問何哭嫗曰」

其子白帝子也 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本 其

作吾字是 ○猿本 白誤作曰字

今赤帝子殺也 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本 今

下有者字 ○京本 也作之字

啓重世之基 慶本·野本·坊本 世作代字 *坊本 代字旁

有「世」 按作代避太宗諱 *文苑本 作華字

由此而觀 文苑本·武英本 而觀作觀之

非可以智競不可以力爭者矣 武英本 此行作「非可以力爭者

矣」

昔隋季版蕩 梅本·野本 隋作隨字、已下並做此。按廣韻云

國名本作隨 ○野本·坊本 版誤作叛字、旁有「版」

詩大雅版曰 國本·京本 版作板字

毛公曰叛也 猿本·國本·京本 叛作版反二字 *野本

作叛反二字 按今本詩傳作「板反也」

鄭玄曰王為政 慶本 脫王字 ○野本 政誤作攻字 ○梅

本 脫自此行下至之辟二十四字

反先王与天之道 國本 脫之字、天字旁有「大之」

蕩詩曰 慶本 脫曰字

下民之辟 野本 脫辟字

言法度廢壞之貞也 國本·京本 無言字 按今本詩傳有言

字 ○梅本·慶本 壞誤作懷字 ○國本·京本 無也字

孔安國曰分 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本 曰下

有「民有異心曰」是

周易屯卦云 島本・林本 屯字空格、下文同 ○京本 云作曰字

法此屯象 野本 屯誤作己字 ○梅本 象字空格

有為之時經綸 猿本・国本・京本・野本 時下有以字 ○猿

本・慶本 綸下有之字 *京本 綸下有天下二字 按今本

周易正義作「有為之時以經綸天下」

秦失金鏡清明之道也星經曰 野本 失誤作夫字 ○慶本 脱

自金至星七字

北斗七星是七政枢機 慶本 脱是字

陰陽之元本也 慶本 元誤作天字

杓三星為玉衡 慶本 杓誤作杓字 *野本 誤作物字

○国本 玉誤作王字

人君之象 梅本 脱象字

為天星 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本 天下有正

字是

至陽德 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本 至作主字

是

然猶五岳含氣 文苑本・武英本 猶作由字、岳作嶽字 ○梅

本 氣作气字 *猿本・慶本・野本・坊本 作氣字 *国本

旁有「氣」 按說文段注云气古今字

鄭玄云 慶本・京本 云作曰字

容直也 梅本・猿本・国本・京本・野本 容下有也字

方言云 島本・林本 云作曰字

草木刺人為梗 梅本 草木誤作草等 ○梅本・国本・京

本・野本 刺誤作剝字

食骨留咽中 国本 脱食字 ○梅本・慶本 咽誤作唱字

*国本・島本・林本 誤作唱字 *野本 誤作昌字

風塵未寧 文苑本 寧作定字

余以弱冠之年 武英本 余作朕字

慷慨之志 梅本 志誤作忠字

思靜大難以濟蒼生 文苑本・武英本 靜作靖字 ○坊本 濟

作齊字

撰甲執兵 慶本 執誤作执字

衣甲也 梅本・野本 甲字下有、字 *慶本 甲字重複

夕对魚麗之陳 文苑本 对下有以字 ○武英本 麗作鱗字

○梅本・猿本・国本・京本・野本・文苑本・武英本 陳作陣

字、注文同

伍承弥縫 慶本・国本 脱伍字 ○慶本 弥誤作檢字

車戰廿五乘為偏 梅本 車戰誤作陳載 ○慶本 脱乘字

○野本 乘下衍為廿五乘四字、偏誤作備字

承偏隙而弥縫闕漏 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本

偏下有之字 ○梅本 隙字空角 *野本 隙誤作陣字

*島本・林本 誤作潦字 ○梅本・猿本・慶本・野本・島

本・林本 而作即字 ○野本 脱縫字 按今本左伝杜注作

「承偏之隙而弥縫闕漏也」

魚麗陣法也

魚麗陣法也 夔本·慶本·野本·島本·林本 陣作陳字

朝臨鶴翼之困

朝臨鶴翼之困 文苑本 臨下有以字

敵無大而必摧

敵無大而必摧 夔本 無字旁有「イ无」 *京本 無無字、

敵字旁下有「無イ有」 ○文苑本·武英本 必作不字 ○國

本 摧誤作推字、旁有「摧」

兵何堅而不碎

兵何堅而不碎 文苑本 何作無字、碎作破字

剪長鯨

剪長鯨 武英本 剪作翦字 按玉篇云翦俗作剪

謂殘賊也 梅本 賊字空角

知八紘九野之形

知八紘九野之形 ○猿本 ○作埒字 *京本 作埒字是

*國本·野本 作埒字 *梅本·島本·林本 ○字空角

○慶本 自八字至末句闕脫

註千里曰紘也

註千里曰紘也 梅本·猿本·京本·島本·林本 註千里作

「計叔重」

「計叔重」 *國本·野本 作「許叔重」似是 ○梅本·

猿本·國本·京本·野本 紘下有雜字是

有八地々々外

有八地々々外 梅本·猿本·京本·野本 地作埒字、々々

作「々々之」是 *國本 脱八字、作^{八疑}有地^{八疑}之^之

既而承慶天潢

既而承慶天潢 慶本 此六字闕脫 ○文苑本 無而字、慶作

佑字

佑字 ○武英本 無既而二字、承作乘字

後光反漢書天文志

後光反漢書天文志 慶本 後光反漢四字闕脫 ○梅本 後

字空角

字空角 ○猿本·國本·京本·野本 志下有曰字是

天有五潢

天有五潢 慶本 潢誤作漢字

柱不具兵起

柱不具兵起 慶本 具誤作足字 ○猿本 起下有也字

孔安國注云

孔安國注云 諸本並云作曰字

澄登瑤極

澄登瑤極 文苑本 作「登暉瑤極」 *武英本 作「澄清瑤

極」 按瑤同璇

王者正文天之器也 慶本 王誤作主字

極者孔極也 梅本·國本·京本 孔作地字 *猿本 作正

地二字 *野本 無孔字

明兩作離 梅本 脱離字

繼明照于四方 島本·林本 繼誤作縫字 ○野本 于誤

作十字 ○梅本 四誤作曰字 ○島本·林本 于四方誤作

「千里曰方」

王弼云 慶本 云誤作三字

離為日 梅本 脱為字

積聚而明 梅本 脱聚字

繼寶籙之隆基 武英本 寶籙作大宝

君位也 野本 位誤作作字

事籙帝王之圖讖 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本

籙作錄字是 ○猿本 脱讖字

恐懼也戒慎也 國本·京本 此注文闕脫

若臨深御朽 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本·坊本·

文苑本·武英本·玉海引·明文抄引 深下有而字似是 ○文

苑本·玉海引 御作馭字

尚書曰凜乎 梅本·慶本 凜誤作凜字 *猿本 作凜字

按說文通訓定声云凜字亦作凜又作凜。今本尚書作凜字。

*島本·林本 凜字空角

為人上者 國本 為誤作薦字 ○慶本 脫為人上三字

○梅本·野本·島本·林本 脫上字

日慎一日 玉海引 無此四字

思善始而令終 文苑本·玉海引 思作冀字

偏鍾慈愛 玉海引 無此四字

燭蒸反取也 梅本 恭誤作茶字 ○國本·京本 取作聚字

似是 ○國本 也作之字恐非

春秋隱三年 京本 隱下有公字

石磻曰 神宮本 曰作諫字 按今本左傳作「諫曰」

以義方弗納於邪也 梅本·猿本·慶本 脫以字 *野本

脫以義二字 ○慶本 弗誤作佊字 ○梅本·野本 邪誤作

耶字

庭訓有乖……屬以少陽之任 玉海引 無此十六字

詩大雅之板曰 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本 無

之字

懷德作寧 慶本 懷誤作壞字、下文同 ○猿本·國本·京

本 作作維字是

宗子維城 島本·林本 脫城字

德元行酷虛 梅本·猿本·國本·京本·野本 德作「和女

德」是 *慶本 作女德二字、脫和字 ○梅本·猿本·國

本·京本·野本 元作無字是 ○猿本·國本 酷虛作「酷

暴之政」 ○京本 作「酷虐之政」 按今本尚書傳作「酷

虐之政」

以安國 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本 安下有女

字是 ○猿本 國誤作門字

免於難也 國本·京本 免上有使字 按今本尚書傳作「使

免於難」

屬以少陽之任 文苑本 陽作年字非

尚書曰 京本 尚書作「尚書注」 按此引文非尚書經文無

逸篇之注文也

謀逸豫 國本 豫誤作聚字

知民之所依怙之也 國本 民字旁有「臣イ」 *慶本 民

誤作氏字 *京本 民作小人二字、無之也二字、按今本書

傳同

余每此 武英本 余作朕字 ○梅本·猿本·慶本·國本·京

本·野本·坊本·文苑本·武英本·玉海引 每下有思字是

未嘗不廢寢忘食 玉海引 無此七字

自軒昊已降迄至周隋 玉海引 自作今日二字 ○文苑本·玉

海引 已作以字、至作于字

經天緯地之君 武英本 經上有以字

其道煥焉 文苑本·玉海引 焉作然字 *文苑本 然下有

「焉」作

博採史籍聚其要言 武英本 採作覽字 ○坊本 其誤作基字

云尔 武英本 尔作耳字 ○玉海引 無此二字

帝範上 猿本 上作「卷上」二字、卷字剝去、旁有「江有」

○慶本 層上有「裏書云帝範卷上菅二品本帝範上敦本」 *野本 層上有「帝範卷上二品本帝範上敦本」

君体篇 国本 篇字旁有「江本无此目六」 *坊本 篇字下有「江本无此目錄」

去讒篇 梅本 紙背注云「以上江本無此目錄但家本有之」 *慶本·野本 旁有「江本無此目錄」

君体篇 梅本 篇字旁下有「江本无篇字」紙背注云「敦光本如此皆有篇字」 *野本 篇字旁下有「江本無篇字與皆同之」、

層上有「君体江本如此與皆無篇字 君体篇敦光本如此皆有篇字 篇字剝去、旁下有「江无已下同」 *慶本 篇字下小字雙行有「江本無篇字與皆同之」 *国本 篇字旁有「江本无」 *坊本 篇字下有「江本无篇字與同」

夫民者国之先 武英本 民作人字、已下並効之

如山岳焉 武英本 岳作嶽字 易繫曰 慶本 脱曰字

貞明者 梅本·猿本·慶本·国本·京本·野本 者下有也字

貞者正也一也 野本 一下衍孔字 日月照臨之道 梅本 脱日月二字 ○慶本 脱臨字

億兆之 武英本 億兆作兆庶 足以兼苞 野本 兼誤作庶字、旁有「兼歟」 *武英本 苞作苞字 按苞通苞

非慈厚 坊本 厚作愛字、傍有「厚江」 *正親町本 滋厚旁

有「一本云江家本慈愛作慈厚」 *慶本·野本 厚字旁有「愛」 杜曰父族 猿本 杜下有預字 按父族已下之文正義之文非杜注 ○梅本 父誤作九字 *国本 父字旁有「九イ」

曰四五屬之內 梅本·猿本·慶本·国本·京本·野本 無 曰字是 ○国本 四誤作曰字(神本曰字旁有「四イ」)

○猿本 五誤作吾字 父母昆弟 猿本 母作女字是 己女昆弟 梅本 脱女字 ○野本 女誤作安字 ○慶本

女至下文為一族十二字闕脱 之子女適人者 梅本 之子女作「己女之子女」 *猿本·慶本 作「己之女子」 *国本·野本 作「己之子女」

*京本 作「己之女子」似是 母族之三 慶本·京本 無之字是 母母姓 猿本·慶本·京本·神本 作「母之母姓」是 *国本 作「母之姓」非

母女昆弟適人者 慶本 脱女字 ○猿本·京本 者下有「与其子」是 *神本 插入此三字

妻族二 梅本·慶本 脱妻族二字 妻之父父姓 猿本·慶本·京本 作「妻之父姓」是 妻姓為一姓 猿本·慶本·京本 妻姓作「妻之母姓」是

○猿本·慶本·国本·京本·野本 一姓作一族是 ○猿本 一族下有也字

処後思恭 武英本 後作位字 ○梅本·慶本·島本·林本

恭作巽字 *国本 恭字旁有「巽」 按巽通恭。玉篇云「巽」

又愨也与恭同

傾已勤勞 梅本·国本 勩作勩字 按正字通云勩同勩

此為君之体也 武英本 為作乃字

建親篇

不可以偏制故与人共治之 武英本 無以字、治作理字

不可以独居 武英本 無以字

親疎兩用則并兼 野本 用誤作閑字 ○武英本 無則字

昔周之興也 坊本 也誤作世字

將以狄伐鄭 野本 狄誤作秋字 ○猿本·島本·林本 伐

誤作代字

富辰諫曰 猿本·慶本 諫下有王字 ○梅本·国本·野本

島本·林本 諫下有平字非

雖有小忿 国本 小忿作少怨、怨字旁有「忿」

不廢懿親 梅本 懿親倒誤 *慶本·島本·林本 懿誤作

懿字 *野本 誤作「不懿廢親」

鄭有平惠之勩 慶本·国本 勩誤作勩字 *野本 誤作愨

字、下文同

晉鄭是輔 梅本·国本·野本·島本·林本 脫輔字 ○猿

本·慶本·神宮本·京本 輔作依字是

號鄭納之 梅本·猿本·慶本·国本·野本 號誤作號字

*島本·林本 誤作喘字

是其勩也 島本·林本 勩誤作勩字 ○梅本·猿本·慶本

国本·野本 勩下有之字恐衍文

論語孔子曰 国本 無孔子二字

鄭玄注曰 国本 曰作云字

故卜祚靈長 野本 祚誤作祚字

秦之季 梅本·猿本·慶本·国本·京本·野本·坊本·武英

本 季下有也字

莫持二世而亡 猿本·野本·武英本 持作恃字 ○国本·京

本 世作代字 *国本 代字旁有「世」 *梅本·慶本

世字旁有「代」

枝葉扶疏 慶本 屬上云「扶疏或作扶疎」 *武英本 扶疏

作不疎非

漢祖初定關中 武英本 無祖字

戒亡秦之去策 武英本 戒作誠字 ○諸本並去作失字是

過於古制 国本 古作故字 旁有「古」 *慶本·野本·

坊本 古字旁有「故」 *正親町本 故制左旁有「*古

今」、右旁有「江家本古作故一本制作今」

末大則危 野本 末誤作末字

鉄鉞之災 武英本 災作誅字

二月壬午晦 京本 午作子字 ○梅本·猿本·慶本·国本

京本·野本 晦下有日字是

斬吳王濞於丹徒 梅本 濞字空格 *国本 濞誤作漁字

*慶本·国本·野本·島本·林本 丹作舟字

膠西王印 梅本 印誤作印字 *慶本 誤作市字 *野本

誤作即字

楚王代燕王遂 猿本·京本 代作戊字是 *慶本 誤作伐

字 ○野本 代燕王誤作「殺」一字

濟南王辟光 野本 光誤作先字

舊川王賢 梅本 舊誤作審字 *慶本 誤作審字 *國本

誤作留字

雄渠皆自殺 猿本 雄作熊字 ○梅本 渠誤作鑿字 *慶

本 脫渠字

不忍加之鉄質 國本 忍誤作思字

斬惡之罪也 京本 惡作腰字

鉄樞也 猿本 樞作鐵字 按集韻云樞斫木槓也、或作鐵

*慶本 誤作堪字

說文曰芒破也 猿本 破作鉞字 按市野迷庵云說文真本芒

破也作莖斫刀也

鉄万于反 梅本·猿本·慶本·國本·京本·野本 万作方

字是 ○梅本·猿本·慶本·國本·野本 于誤作干字

鉞禹月反斧也 猿本 鉞誤作鉞字 ○京本 鉞下衍者字

○慶本 斧誤作奇字

所致也魏武 坊本 也誤作世字、武誤作民字

無一戸之民 武英本 一作封字 ○國本·京本·坊本·武英

本 民作人字 *國本 人字旁有「民」(正親町本 人字旁

有「一本民作人蓋後人辟諱改之下効之」)

*坊本 旁有

「民江」 *慶本·野本 民字左旁有「江」(小字、右旁有

「人」 *島本·林本 民誤作民人二字

無磐石以為基 坊本 磐誤作船字 *武英本 作盤字、按磐

盤通 高帝王子弟 島本 帝字重複 ○野本 帝下有封字 ○國

本·京本 王作封字

地大互相制 梅本·猿本·慶本·國本·京本 大互作犬牙

是 ○野本·島本·林本 互作牙字

神器保於他人 武英本 神作大字

故諺曰流尽則源竭條落則根枯 野本 諺字旁有「語」 ○武

英本 無故字、諺作語字、則作其字 ○坊本 竭誤作縲字

○明文抄所引 條作枝字

噬臍之患 國本 噬誤作噬字(神本作噬字、正親町本噬字剗

去、旁有「噬」) ○梅本·野本 臍作奇字、注文同 按說

文通訓定声云奇段借為臍 楚文王伐申過鄧 梅本·慶本 伐誤作代字 *猿本·國本

伐誤作戊字 ○野本 伐申誤作代甲 ○慶本·國本 鄧誤

作劉字、慶本下文同

鄧侯曰 國本 鄧誤作鄧字、下文同 ○猿本·野本 鄧下

有祁字 *梅本·慶本·國本·京本 鄧下有折字 按鄧当

作鄧祁 ○梅本 侯誤作便字 *國本 誤作候字

吾甥也止而享之 慶本 吾誤作五字、而字重複、享誤作京

字 ○野本 止誤作上字

騷甥養甥 猿本・慶本・京本 騷甥下有聘甥二字是 ○国

本・野本 脱下甥字

亡鄩国必此人也 慶本 亡誤作土字 ○猿本・京本 国下

有者字是 ○梅本・慶本・国本・野本 人下有甥字、恐衍

文

後君噬臍也 梅本 後作僂字 按僂俗後字 ○梅本・慶本

君誤作若字

致之太弱 野本 致字旁有「枝或」 *坊本 致字旁有「枝イ」

無固本之隆 島本・林本 隆誤作澄字 *武英本 作基字

而少力 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本・坊本 少下

有其字

使輕重相鎮 武英本 鎮作慎字

安危也 猿本 無危字

工也厭去也 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本 工作

正字 按作止字疑是、止正字形相似 ○慶本・京本 厭作

厭字 按厭壓通用 ○梅本 去作之字 *国本・野本 作

云字 *猿本・慶本・京本 無去字是 按市野迷庵云按說

文鎮壓也壓訛厭土二字土字遂訛為去字

猜忌之心 猿本 猜誤作犢字

承才反 慶本 承才誤作豕土

斯二者 国本・野本・武英本 不拾書 *慶本 自此至篇末

低一格 *慶本・野本 層上云「斯二者江本如此一字引下與

同前」 *猿本 旁有「江本一字下書之以下同」 *坊本

旁有「如是江本ニアリ奥同之」

君德之弘 武英本 弘作宏字

設令懸教 猿本・慶本・野本・坊本 令字旁有「命江」 *国

本 旁有「命江作」 *慶本 右旁有「分」 *武英本 作分

字恐非

以光大為工 武英本 工作巧字

括膏曼 梅本・猿本・慶本・京本・野本・坊本 曼作昊字

*国本 誤作昊字、旁有「昊」

古集反 猿本・国本・京本・野本 集作奪字是 *梅本

誤作舊字 *慶本 誤作奮字

民仰之 国本・京本・武英本 民作人字 *国本・京本 旁

有「民イ」

民脩之 国本・京本・坊本・武英本 民作人字 *慶本・野

本 民字旁有「人」 *坊本 人字旁有「民」 ○梅本・国

本・京本・野本・武英本 脩作循字

宜其不遠 武英本 不作宏字

尚書堯典曰 慶本 典誤作真字、曰誤作日字

若稽古帝堯 猿本・京本 若字上有日字是 *慶本 若上曰

誤作月字 *国本 誤作日字 ○慶本 若誤作君字 ○梅

本 稽字空角 *慶本 稽作乱字 *国本・野本 作乱字

按乱・乱当作乱字。集韻云吡、一曰考也、或作乱、通作稽

○野本 堯下衍々字

助功也 野本 功下衍々字 ○京本 無也字 按今本書伝

無也字

言克放於上世之功化也 梅本・猿本・慶本・国本・京本・

野本 克作堯字是 ○野本 脱放於二字

克諸丞々 梅本・猿本・慶本・国本・京本・坊本 丞作丞字

是 ○武英本 丞々作丞义

重華垂 梅本 垂字旁有「準」

確書曰 猿本・慶本・野本・確作雉字是 ○国本・京本

誤作雄字

衛有人 国本 衛作衡字

方面衛重華曰衛々 猿本・国本・京本 上下衛作衡字 *梅

本・野本 下衛作衡字 ○猿本・慶本 々作者字

有豈表如日也 諸本並豈作骨字是 ○慶本 日誤作日字

*島本・林本 日誤作月字

重華重童子也 猿本・慶本 童作瞳字是、下文同 ○国本

此行剗去

重華舜目 慶本 目誤作同字

因以為名 慶本 因誤作固字

無以紆破義 猿本 紆作姦字 *坊本・武英本 作奸字 按

集韻云姦或作紆、又云奸亦作紆

察之以明撫之以德 武英本 無以明撫之四字

求賢篇

任使得其人 梅本 無其字、得字旁下有「其」

尚書堯典曰 慶本 脱曰字

義仲義叔和仲和叔 梅本・京本 上下義作義字是、下文同

*野本 下文作義字 ○慶本 上仲作中字、義叔下衍之後

二字 ○猿本 下仲作中字 ○国本・京本 和叔下有也字

義氏和氏世掌天之官 野本 脱和氏二字 ○国本 世字旁

有「堯」(神本・正親町本無此旁記) ○梅本 掌誤作常

字 ○梅本・猿本・慶本・国本・野本 天下有地字是 *京

本 天下有地四時三字 按今本書作天地四時之官

四岳義四子 国本 四誤作日字 ○梅本・猿本・慶本・国

本・京本・野本 義下有和字是

分掌四岳之諸侯 猿本・慶本 侯下有也字

左伝文十八年曰 猿本 文下有公字

伯翳仲堪 国本 翳(翳之譌字)作翳字(翳同字)

仲伯虎 野本 虎誤作庸字

注曰元善 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本 善下有

也字

士之居世 慶本・国本・京本・坊本 世作代字 *野本 旁

有「代」

戢翼隱鱗 慶本 戢誤作戢字 *島本 誤作骨字

俠風雲之運 諸本並俠作侯字是 ○武英本 侯作待字、運作

会字

懷奇瀛異 梅本・猿本・慶本・国本・京本・坊本・武英本

瀛作蘊字 按瀛同瀛、瀛亦作蘊

是以明君求俊乂 武英本 無以字 ○梅本 又誤作斂字、旁有「人」 *慶本·野本 誤作刃字 *島本·林本 誤作人字

博訪英才 武英本 才作賢字

搜揚仄陋 慶本 仄誤作彡字 ○武英本 仄作側字 *正親町本 仄字旁有「仄一作側」 按側陋仄陋同

而東反 梅本·慶本·國本·野本 東誤作未字 ○梅本

反誤作及字

有辛之腰臣 慶本·國本·京本·坊本·武英本 辛作莘字

*猿本 辛字旁有「莘注同」 按康熙字典云史記夏本紀贊夏

啟封支子于莘、因声近改為辛

有莘氏腰臣 猿本·慶本·國本·野本·島本·林本 莘作

辛字

鼎俎以滋味 猿本·慶本·國本·京本 鼎字上有負字是

○島本·林本 鼎誤作鬲字 ○猿本 滋誤作法字 *國本

誤作慈字 *島本·林本 誤作湿字

困於繚紲 慶本 紲誤作經字

秋師及咨師戰于乾時 梅本 秋字空角 ○梅本 下師誤作

邵字 *島本·林本 誤作鄭字 ○野本 于字旁下有持「

非 ○梅本 乾下衍持字 ○國本 時誤作持字

我師敗績 梅本·慶本 績誤作讀字 *神本·野本 誤作

續字 *猿本 誤作漬字

鮑叔帥師 梅本·慶本·國本·野本 帥誤作師字

子糾親也 梅本 糾字空角

請君許之 梅本 君誤作若字 ○猿本 許作計字 按今本

左伝作討字

管召讎也 梅本 召作仲字 按石經、宋本左伝俱作召 ○梅

本 讎字空格 *猿本 讎作讎字 按讎通讎 *慶本 誤

作讎字

請受而甘心焉 梅本 甘誤作可字

及堂阜而脱也 京本 脱也作稅之 按今本左伝作稅之、札

文王世子不稅冠帶、釈文云稅本亦作脱、稅通脱稅解也

漢書曰 梅本 曰作云字

及項梁度淮 慶本 及誤作反字 ○猿本·慶本·京本 度

作渡字 ○梅本 淮字空角

杖劍從之 梅本 脱杖字

又屬項羽為郎中 野本 又誤作有字、脱中字

信去楚燒漢 猿本·國本·京本·野本 去作亡字 *國本

亡字旁有「已」 *慶本 作土字、土恐亡字之譌、下文

亡字俱誤作土 *梅本 誤作六字、下文亡字同

治粟都尉 慶本 治誤作浩字 ○梅本 粟誤作栗字

上未奇之也 慶本 未誤作末字

何等已數言上不我用 梅本·猿本·國本·京本 已作巳字

是 *慶本 作也字非 ○慶本 言誤作元字、下文同、脱

上字

即亡何聞信失 猿本 亡誤作土字、下文同 ○梅本·猿本·

慶本・京本 失作亡字似是 下文同 *野本 失誤作夫字
有言上 猿本・慶本 有下有人字 *京本 有上有人字

*梅本・野本 有下衍々字

丞相何失上恐 梅本・慶本・国本・野本 丞誤作逐字 ○慶

本 何誤作行字 ○梅本・国本・野本 失誤作文字 ○諸

本並恐作怒字是

何來調上且怒且喜罵何 京本 調上作「調上上」 ○梅本

且喜樹誤 ○猿本 罵誤作蜀字

若亡何也何曰 慶本 若誤作君字 ○梅本 曰字空角

非敢亡 慶本 非誤作卦字 ○京本 亡下有也字

追亡者耳 野本 追誤作臣字 ○国本 脱亡字

所追者誰也 京本 所有有若字 無也字

追信許也 猿本・慶本 信作韓信二字 ○梅本 無也字

諸將易得 京本 得下有耳字

至如信国士無雙也 京本 信下有者字 ○島本・林本 無

誤作此字

然而商湯 武英本 無然而二字

卒能獻規景毫 武英本 卒作終字

左伝昭公四年曰 野本 曰字下衍々字

有景毫之会也 京本 会作命字 按今本左伝作命

執旄牧野 武英本 旄作旌字

寔頼淮陰之策 武英本 寔作是字恐非 ○梅本・慶本・国本

陰誤作陽字 *梅本・慶本 陽字旁有「陰」

絶海也 慶本 絶誤作洩字、旁有「絶イ」

檣楸之功 梅本 檣字旁有「棹一本」層上有「楸イ」 *武英

本作楸字 按檣楸同

如紹反小楸也 猿本 紹誤作盟字 *慶本 誤作沼字

○国本 檣誤作穢字

黃帝刻木 梅本 刻字空角 *猿本・国本・野本 刻作刻

字 (刻)字 *慶本 作判字、恐刻字之訛 *武英本 作刻

鴻鶴之凌雲也 武英本 鶴作鵠字 ○梅本・猿本・慶本・野

本・武英本 凌作凌字 按凌凌正字 *坊本 作陵字

因羽翮之用 慶本 用字旁有「由」

帝王之治国也 野本・坊本・武英本 治作為字 *坊本 旁

有「治江」

匡弼之資 武英本 弼作輔字

任之則逸 武英本 則作斯字

与魏王 猿本・慶本 魏下有惠字

魏王問王 猿本 問王作「問曰王亦」、按今本史記同 *慶

本・京本 作「問齊王曰」 *国本 作「問齊王」

若寡人小国也 慶本 若誤作君字 按今本史記作「若寡人

国小也」

径寸之珠 梅本・猿本・国本・野本・島本・林本 径作徑

字 按径通作徑 *慶本 作経字非

各十二乘十枚 国本 乘下有為字非 按今本史記乘下有者

字

奈何以万乘之国 慶本 脱以字

吾臣有檀子者 慶本 吾誤作五字

不敢為冠 猿本・慶本・国本・京本・野本・島本・林本

冠作寇字是 *梅本 作離字

東取泗上十二諸侯 慶本 泗誤作洒字、侯誤作俊字 ○島

本・林本 泗誤作四字

有盼子者 猿本 盼作盼字是 *慶本 誤作盼字 *国本

誤作昉字 *京本 誤作盼字

不敢東渡河 猿本・慶本・国本・京本・野本 渡作漁於二

字是 *島本・林本 渡作漁字 *梅本 東下一字空角、

河上有於字

吾臣有史黔夫者 慶本 史作吏字 ○国本 夫誤作失字

○京本 此行作「吾吏有史黔夫者」 按今本史記同

燕人祭北門 梅本 北誤作杜字 *国本 北字旁有「社」

趙人祭西門 猿本・慶本・京本 西門下有「徒（京本作徒

是）而從者七千餘家」 按今本史記同

使備盜 猿本・慶本・京本 盜下有賊字、按今本史記同

則道不拾遺 猿本 脱則字

將照千里 猿本・慶本・京本 照下有以字 按今本史記同

豈特十二乘 慶本 脱豈字 ○梅本・国本・野本 特誤作

持字 *猿本 誤作恃字 ○猿本・慶本・京本 乘下有哉

字是 ○国本 乘誤作番字

梁惠王慙 猿本 梁作魏字似是。慙下有而字恐非

揚泉物理論曰 慶本 物誤作出字

黃金累千 国本・京本 無黃字 按宋本意林五・藝文類聚

二十・太平御覽四百二各引作黃金

此求人之貴也 武英本 此下有乃字、人作賢字

審官篇

明王之任人 坊本 王字旁有「主」 *武英本 王作主字

○昔蠡鈔（寬文刊本）引 任作使字、下文同

以為棟樑 猿本・慶本・国本・坊本・武英本・明文抄

引 樑作梁字 *梅本 樑字旁有「梁一本」 按正字通云樑俗

梁字

以為拱榭 武英本 榭作角字非

榭也榭也 梅本 榭誤作榭字 *国本 誤作椽字

居家反 慶本 居誤作屠字 ○諸本並家作豕字是

樞謂之械也 京本 樞作樞字非、下文同 按

械当作杙字、下文同

大者謂之楨 慶本 脱大字

械椽木於地 慶本 械字上衍械也二字 ○梅本 椽誤作椽

字 *国本 誤作椽字 按椽当作椽字、日本古俗誤作椽字

○猿本 於誤作施字

所繫牛也 慶本 脱所字 ○猿本 也作馬字

所繫牛也 慶本 脱所字 ○猿本 也作馬字

明王之 慶本 王字旁有「主」 *野本・武英本 王作主
字 *野本 主字旁有「王」

亦猶如是也 梅本・坊本 無如字 *慶本・野本 如字旁有
「或本有之」 ○武英本 猶如作由一字 ○菅蠡鈔引 無也
字

無智勇怯 諸本並無下有愚字是 ○武英本 智下有愚字
故良匠 梅本 良字旁有「長」

明君無棄士 武英本 君作主字
忘其善 慶本・京本 忘作去字 *島本・林本 誤作
忌字 ○菅蠡鈔(寬文刊本)引 其誤作衆字

割政分機 猿本 機作職字似是 *慶本 機字旁有「職」
涵牛之鼎 武英本 涵作函字 ○明文抄引 鼎作斲字

捕鼠之狸 狩谷掖齋云河海抄若菜下卷引此文狸作猫、埃囊抄
所引作狸。私按河海抄一本(天理圖書館藏文祿鈔本等)作狸

多斗之 猿本・京本 斗作汙字似是、下文同
淡不可食 猿本・慶本 淡下有而字 ○猿本 不下有以字
少斗之 梅本 少作小字 ○慶本・國本 斗誤作年字

燠不熟之 猿本・慶本 燠作焦字 按燠通焦 *京本 作
熬字 *島本・林本 誤作樵字

下白反 國本 白作昭字是 *猿本・京本 作昭字 按昭
昭字之譌 *梅本 誤作昭字 *慶本 誤作魚字 *野本

誤作魚字
字書墜沒也 猿本 墜作涵字似是 *梅本 誤作隊字

*慶本・島本・林本 誤作濑字
不可使之搏獸 武英本 之作以字

江漢之流 梅本 漢字旁有「海」
斗霄之粟 野本 粟誤作栗字

智有長短 武英本 長短作短長
充百而尚小 武英本 充作蘊字 ○猿本・坊本・武英本 小
作少字

或統一而巳多 武英本 巳作為字
有輕材者 菅蠡鈔引 材作才字

有劣智者 野本 劣字旁有「小江」 *慶本 劣智旁有「小
力」 *坊本 旁有「小力江」 *武英本 作小力

責以大功 武英本 作「賴以成職」
君扱臣而授官臣量已而受職則 武英本 無此行

委任責成 梅本 責字旁有「資」
設官之審也 慶本・野本 審字旁有「當」 *武英本 作當
字

斯二者 梅本・猿本・野本・坊本 此行抬頭 *慶本 此行
抬頭且已下至篇末低一格

治乱之源也 慶本・國本・野本・坊本 乱字旁有「国」 ○梅
本 也字旁有「或无」 *武英本 無也字

導俗俟賢明而寄心是以 武英本 導作道字、賢明作明賢、無
是以二字

百川决地 坊本 地誤作他字

溟渤之深源 猿本 渤誤作激字

以海月之凝朗 武英本 無以字、凝作深字

況君人 武英本 無況字 ○慶本 君誤作是若二字、旁有「君」

必須明職審賢拔才 島本・林本 必誤作心字 ○武英本 才

作材字

書曰則哲唯難 武英本 書曰作故云、唯作惟字 *慶本 唯

字旁有「惟」

尚書俗繇誤 諸本並皆作咎字是 ○猿本 謾誤作暮字

*慶本 誤作暮字

吁威若皆 梅本 威字空角

則哲能官人 猿本 人下有也字

納諫篇

虧聰 野本 聰字旁有「聰」 *坊本 聰字旁有「聰」

*武英本 聰作聰字

缺也毀也壞也 野本 缺誤作數字 ○梅本・猿本・慶本

壞誤作懷字 *野本 誤作懷字

粥萬子曰禹門設韶以待四海之士 野本 萬作亭字 ○梅本

猿本・慶本・國本・京本 粥萬作鸞(鸞)一字是 按群書

治要卅一引作「禹之治天下也以五声聽門懸鼓鍾鐃磬而置韶

以待四海之士」

日謂有人以獄訟押韶也 梅本・猿本・慶本・國本・野本・

島本・林本 謂作語字是 *京本 作語字 ○諸本並有作

寡字是 ○慶本 以誤作次字 ○猿本 押作揮字是 *國

本 作揮字非 *京本 作揺字非 *慶本 脱押字 按群

書治要引作「語寡人以訟獄者揮韶」

古之治天下 梅本 古下有人字恐非

猶不可棄 武英本 棄下有也字

未必可容 慶本 未必作必未

其議可觀 武英本 議作義字

不責其辨 梅本 責字旁有「責」、下文同 ○武英本 辨作

辯字

壞疎 武英本 壞誤作懷字 ○慶本・野本 疎作疏 按疎俗

疎字 *野本 疎字旁有「疎」

漢書云 梅本・猿本・慶本・國本・京本・野本 云作曰字

子雲字子遊 京本 遊作游字

甚尊重 野本 尊誤作疏字

雲上書求見 國本 見字旁有「覽」(神本・正親町本無此

旁記)

今朝廷上不能匡主 猿本・慶本 朝廷下有「大臣」、主作君

字

下无益民 京本 无作亡字 ○猿本・京本 无下有以字

賜尚方斬馬劍 國本 尚字下衍求字 ○野本 斬誤作軒字

○野本 劍誤作鉤字

斷倭人一人以厲其餘 國本・野本 斷作斬字恐非 ○猿

本・京本 無上人字 ○猿本・慶本 厲作勵字

帝問曰 猿本 問誤作門字

小臣居下訟上 猿本・慶本・国本・京本・野本 訟作訕字

是 *梅本 誤作詔字

攀檻折之 慶本・国本・野本 攀誤作攀字

說苑曰師經鼓瑟 今本說苑・群書治要四十三引・三教指帰

覺明注引 瑟作琴字、下文同

无敢見違 梅本・国本・野本 違誤作違字

師經授瑟 諸本並投作授字 按今本說苑・群書治要引 作

授字、三教指帰覺明注引 作授字

不中之陳潰之 猿本・慶本・京本・今本說苑・群書治要引・

三教指帰覺明注引 上之作中字 ○今本說苑 陳作旋字、

下文同 ○国本 潰誤作續字 *猿本・野本 誤作潰字

使提師經 三教指帰覺明注引 提作投字

下堂一等 慶本 下誤作可字

師曰臣可得一言而死亡 梅本・猿本・慶本・国本・京本・

野本・今本說苑・群書治要引 師下有經字是 *三教指帰

覺明注引 師作經字 ○野本 臣誤作巨字 ○今本說苑

無得字 ○国本 乎作之字恐非

師經曰堯舜之君恐言而人不違 三教指帰覺明注引 無師字、

君作為君唯三字 ○梅本 君誤作若字、下文同 ○野本

脱不字

桀紂之君唯恐言而人違之 三教指帰覺明注引 君作為君二

字、違作拒字

臣撞桀紂 三教指帰覺明注引 撞下有吾字

非撞吾君也 梅本 君字空格

文侯積之 猿本・国本 釈誤作扱字

補陳以為誠 梅本・猿本・慶本・京本・今本說苑・群書治

要引 補字上有不字是 ○国本 脱為字 ○京本・今本說

苑・群書治要引 誠作「寡人戒」

陳也者窓也 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本 無上

也字是

標之以作戒引裾却座 坊本 標誤作標字、引誤作州字

辛毗字佐治 慶本 脱佐字 ○島本・林本 佐作左字

帝欲徙冀州土家 野本 欲誤作故字 ○猿本・慶本・国本・

野本 徙誤作徒字、下文同 *国本 下文作徙字 ○梅本

冀誤作翼字 ○梅本 土字空格 *野本 土誤作七字

帝意甚盛 梅本・国本・野本 甚誤作其字 ○国本 盛誤

作監字

帝知諫 猿本・国本・野本 知下有欲字 *京本 知下有

其欲二字

皆莫敢言 猿本・慶本 莫作無字 *野本 莫誤作冀字、

言字下衍毗言二字

陛下徙土家計安出 京本 陛下下有慾字 ○慶本 脱徙字

○猿本 計誤作討字 *京本 計作其計二字

帝曰卿言 猿本 卿作汝字 ○京本 言作謂字

吾不与卿議也 京本 卿下有共字

安得不与臣議 京本 此行作「厠謀議之官安得不与臣議邪」

所云非私也 猿本・慶本・京本 所有有臣字是 ○慶本

所誤作可字

不对起入内毗隨而引 梅本・猿本・慶本・国本・京本 不

上有帝字是・*野本 不上有帝也二字、也字衍文 ○京本

对作答字 ○猿本 隨誤作隋字

帝遂奮衣不還 梅本・猿本・慶本・国本・野本 奮作奮(舊)

字 按三国志作奮

待我何太急耶 猿本・京本 待作持字 *国本 誤作得字

按三国志作持

今徒既失民心 慶本 脱徙字

上幸上林皇后慎夫人從 猿本・慶本 上幸上有「漢書曰」

三字是 ○慶本 從誤作徒字

其在禁中 慶本 禁誤作「林三」二字

即袁盎却慎夫人不肯坐 梅本・国本・野本 此行作「良(国

本作郎字) 署盎却慎夫人坐怒慎夫人肯坐」 *猿本 作「郎

署盎却慎夫人坐慎夫人怒不肯坐」是 *慶本 作「即署盎

却慎夫人坐慎夫人肯坐」 *京本 作「郎署長布席盎引卻

慎夫人坐慎夫人怒不肯坐」

上怒起 梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本 上下有亦

字 盎因前說曰臣聞之 国本 因作自字 ○国本・野本 曰誤

作四字 ○梅本・猿本・慶本・国本・京本・野本 無之字

上下和合陛下 慶本・京本 合作今字、按漢書作今 *猿

本 合作命字恐今字之譌 ○島本・林本 陛誤作階字、下

文同

慎夫人迺妾妾主 京本 迺作迺字、下文同 ○慶本 脱妾

一字 ○島本・林本 主誤作王字

適所以禍之也 国本・野本 禍作過

独不見人豕乎 梅本 豕作麤字

上迺說入 猿本・慶本 說作悅字

慎夫人賜盎金五十斤也 慶本 無慎字、五誤作吾字 ○猿

本 無此十字 ○梅本・島本・林本 斤作斗字 ○京本

無也字

故忠者瀝其心 武英本 故下有云字

理檄反 慶本 理誤作珪字

瀝盪也 慶本 盪作盪字、下文同 按盪同盪 *梅本 作

瀝字 *猿本 作盪字、下文同

野王案 猿本 案誤作安字

是也瀝流也 慶本 脱上也字 ○国本・野本 瀝作盪字

*慶本 作盪字 *猿本 作盪字 *梅本 瀝字空格

恣暴虐之心 慶本 恣誤作恐字

極荒淫之志 梅本 志誤作忠字

德超三皇 坊本 超誤作起字

材過五帝 慶本 材誤作林字

豈不悲矣 梅本·猿本·坊本 矣作夫字 *島本·林本 作乎字 *武英本 作哉字

去讒篇

国之盜賊也 菅蠡抄引 無之字

莫後反 猿本·慶本 後作侯字

以其諛諛之姿 諛当作諂 ○慶本·国本·京本 姿作恣字

*慶本 恣字旁有「姿」 *野本·坊本 姿字旁有「恣」

懷其紆邪之志 武英本 無懷其二字 ○坊本 邪作耶字、旁有「邪」下文明

怨富貴之不我先朋党相持 武英本 怨作恐字 ○坊本 朋誤作明字

比周相習

国本 習字旁下有「論語曰君子周而不比小人比而不周忠信為周阿党為比注也」

無高而不昇 武英本 昇(昇)作升字

是以朝有千臣 武英本 無是以二字

宋昭公出云曰 梅本 宋字空格 ○慶本·野本 昭誤作照字、下文同 *猿本·慶本·京本·野本 云作亡字是

*国本 作巳字恐巳字之譌

知所以王矣 猿本·慶本·国本·京本·野本 王作亡字是

吾君聖 梅本·猿本·慶本·国本·京本·野本 聖下有君字是 ○梅本 君字俱誤作若字

昭公去国而方悟 梅本·国本·京本 昭作桓字 *梅本·京

本 桓字旁有「昭」 *野本 昭字旁有「桓」 *坊本 昭字旁有「桓本」 ○武英本 方作不字非

尹文子曰 梅本·国本·野本 尹誤作伊字

左右皆九石 野本 脱左右二字 ○猿本·慶本·京本 皆有曰字是

宣王終身而不知

一二字当作宣王 武英本 宣王作寧一二字、武英本校注云寧

左伝襄廿六年 京本 襄下有公字

宋人伊戾 猿本·慶本 宋下有寺字 按左伝作宋寺人而無竊 島本·林本 無字重複

秋楚客聘于晋 梅本 楚客誤作芙蓉 *島本·林本 誤作英一字 ○梅本·慶本·国本 聘誤作躬字 *島本·林本 誤作暇字

請野享之使往 島本·林本 請誤作清字、下文同 ○国本·京本 享作亨字 *梅本 誤作厚字 *猿本·慶本 作饗

字 按左伝作享字 ○猿本·慶本·京本 之下有公字是

伊戾請從之 野本 無之字

小人事君子也 梅本 「小人事君」重複

敢有弑乎 猿本·慶本·京本 弑下有心里字 按左伝作弑心有供其外 島本·林本 供誤作洪字、下文同

臣請往也 慶本 請字重複 ○島本 往誤作性字

欲用牲加書徵之 猿本·慶本 欲誤作軟字 *国本·野本 誤作欲字 *島本 誤作欣字 *林本 脱欲字 *梅本

敬字空格 按欲俗作敬 ○国本・野本 牲誤作性字 *梅

本 脱牲字 ○国本 加誤作如字、徵誤作微字

太子將為乱 慶本 脱乱字

公曰為我子又何求 慶本 脱曰字 ○梅本・慶本・国本・

野本・島本・林本 又誤作久字 *猿本 誤作父字

对速欲速 諸本並对速作对曰是

公使視之 梅本・慶本・島本・林本 使誤作便字 ○梅本

猿本・国本・京本・野本 視作視字是 ○慶本・島本・林

本 誤作親字

問諸夫人 国本 夫人旁有「大イ夫イ」

固闕之 梅本 闕誤作問字 *野本 誤作問字 *国本

闕字旁有「問イ」

公囚太子也 梅本・慶本・国本・野本・島本・林本 囚誤

作内字

昭廿七年曰 京本 昭下有公字

楚左尹邾宛攻呉 梅本 尹誤作君字 *慶本 誤作若字

○梅本・野本 攻誤作政字

聞呉乱 梅本・島本・林本 聞誤作問字

邾宛直而和 猿本・慶本 宛下衍曰字 ○京本 和下有「国

人說之」

令尹子常賄而信讒 梅本・島本・林本 令尹誤作合君 ○国

本・野本 尹誤作君字 ○梅本・慶本 賄誤作賄字 ○猿

本 讒誤作譖字

謂邾宛曰令尹欲飲酒於子氏 島本・林本 令尹誤作命君

○梅本・慶本 脱飲字 ○京本 此行作「謂子常曰子惡欲

飲子酒又謂子惡令尹欲飲酒於子氏」

无以酬之 島本・林本 酬字空角 ○京本之下有「如何」

令尹好甲兵 島本・林本 甲誤作甲字、下文同 ○梅本・

慶本・国本・野本・島本・林本 脱兵字

取五兵 京本 五兵作「五甲五兵」

寘諸門 国本 寘誤作寘字 *梅本 誤作寘字 按寘俗寘

字、寘俗寘字

及饗日 梅本・慶本・国本・野本 及誤作反字 *国本・

野本・島本・林本 饗誤作卿倉二字 ○梅本・慶本・国本・

野本・島本・林本 日誤作曰字

甲兵在門矣 慶本 脱甲字

且此役也 京本 且上有「子必無往」 ○慶本 且誤作且

字 邾宛取賂而還 梅本 脱宛字 ○京本 邾宛作子惡、下文同

邾宛聞之自殺也 梅本 脱邾字 ○京本 之下有遂字

○野本 自誤作向字

令尹炮之 梅本・国本・野本・島本・林本 脱令字 ○島本

林本 尹誤作君字 ○慶本 炮誤作虵字 *野本 誤作坵

字 *猿本 誤作聽字

尽滅邾氏之族也 野本 邾下有宛字非

暗主庸君以之迷惑 武英本 以之作之所 ○野本・坊本 惑

作或字

忠臣孝子所可泣兔 武英本 所作之字

故藜蘭欲茂 猿本 藜作藜字 按藜藜俱俗藜字

讒人蔽之 梅本 蔽誤作斃字 *猿本·坊本 誤作斃字

斯二者 國本·野本·武英本 不提行 *慶本 此行已下至

篇末提行低一格

昏明之本也 武英本 昏明作危國 ○梅本·猿本·慶本·國

本·京本·野本·武英本 無也字

莫尚於忠言 梅本 言誤作「臣。」^忠

毀德敗心莫逾 武英本 毀作敗字、逾作踰字

皆能窺於明鏡 武英本 能作解字非 脩作修字 ○武英本

脩其德能不如訪哲人 猿本·武英本

拒善自愚 武英本 作「詎自庸愚」

甘口也 國本·京本 也誤作之字

左伝閔元年 京本 閔下有公字

宴安酖毒不可懷 猿本 酖誤作醵字 ○慶本 不誤作石字

○梅本·國本·野本 懷誤作懷字

比之酖毒 梅本·慶本 比誤作此字 ○梅本·野本 毒下

衍妻字 *島本·林本 毒字重複

一名運日 梅本 日誤作目字 *猿本·島本·林本 誤作

日字 *慶本·國本·野本 脫日字

広雅日鷄鳥雄日運雌日陰諧度志日 島本·林本 広誤作廣字

○梅本 脫「広雅日」 ○猿本·京本 運下有日字是

*野本 運下有日字、日当作日 ○慶本·島本·林本 雌

誤作雌字 ○猿本·慶本·京本 度作広字是 *梅本 誤

作廣字 ○慶本 志誤作忠字

形似応 慶本 似誤作以字 ○梅本·猿本·慶本·國本·

京本·野本 応作鷹字是

大如鴉毛黑喙長 梅本·野本 大誤作太字 ○國本 鴉作

鷲字 按当作鷲字 ○京本 黑作紫黑二字 *野本 作墨

字 ○慶本 喙誤作吹字 *野本 誤作家字

食麩及糠実 梅本·慶本 麩誤作地字 ○野本 無及字

○猿本·國本·京本 糠作糠字是

以羽翮櫟酒水中 島本·林本 酒誤作師字 ○猿本·慶本·

國本 中字下有「殺人也」 *野本 中字下有「敬人」

○京本 此行作「以其羽翮歷酒中則能殺人也」

故明主納諫 武英本 無故字 ○慶本·國本 主字旁有「王

イ」 *武英本 主作王字

命因甘 坊本 因誤作目字

可不誠哉 國本·京本·野本 誠作諫字 *慶本 誠字旁有

「諫与江」 *梅本·坊本 誠字旁有「諫与」 *京本·野本

諫字旁有「誠イ」 *野本 諫字下有「江」(小字) *正親

町本 諫字旁有「諫一作誠」 ○武英本 可不誠哉四字疊

帝範上之終 梅本·慶本·國本·京本·野本·坊本 無之終

二字 *猿本 作「帝範卷上」 *島本·林本 無尾題

帝範下

誠盈篇 通鑑引 誠作戒字 ○慶本 篇作「篇江无已下同」

渠儼反 国本·島本·林本 儼作灑字 *京本 作儼字

尚書恭儉惟德 梅本·京本 書下有曰字 ○国本·京本

惟下衍野字

不奢之称也 慶本 脱不字

広雅儉小也 梅本·京本·野本 小作少字

静以脩身 武英本 脩作修字

民勞則怨起 慶本 民字旁有「人」 *武英本 作人字

奇伎淫声 武英本 伎作技字

鄭衛之音 慶本 鄭誤作鄗字、下文同

乱世之音 国本·京本 音下有也字是

比於慢矣 慶本 比誤作此字

亡国之音也 慶本 亡誤作己字、下文同

濮水之上地 慶本 地誤作池字

於此水出之 京本 之作也字 按礼記鄭注作「於此之水出也」

好濫淫去 慶本 濫誤作瀆字 ○梅本·京本·野本 去作

志字是

促速煩志 梅本·慶本 促誤作役字 ○慶本 煩誤作穎字

置是乱音也 梅本·国本·京本·野本 置作並字是 ○慶

本 置·音俱誤作普字、脱也字 ○京本 乱下有世字是

礼記月令曰 梅本 曰誤作日字、下文同

鷹鷩蚤鷩 梅本·慶本·国本 鷹誤作鷹字 ○慶本 鷩作

鷩(俗鷩字)字恐非 *国本 作鷩字 按鷩或作鷩 *京

本 作隼字 按鷩或作隼 ○京本 鷩作鷩字 按集韻云鷩

鳥擊也或作鷩 *梅本 誤作博字恐搏字之訛 *国本 誤

作搗字

得疾羶之氣也 慶本·国本 羶誤作病字

西蜀獻之 京本 蜀作旅字似是 *梅本·慶本·国本 蜀

作劉字恐非

大如犬也 梅本·慶本·国本 犬下有之字

田獮不時 国本·京本·武英本 獮作獵字 按集韻云獵、說

文、放獵逐禽也、通作獮

農商之業麋焉 武英本 商之業作桑一字

黼黻 梅本·慶本·島本·坊本 作黼黻、底下注文作黼黻

*国本 作黼黻 *林本 作黼黻 並下文同 按黼黻俗作黼

黻黼黻黼黻黼黻 絺絺 梅本·慶本·島本·林本·坊本 絺作絺字是 *京本·

武英本 作絺字 按絺恐絺字之譌 *国本 誤作絺字、俱下

文同。按正字通云絺俗給字、五經文字云給作絺譌

尚書曰 京本 書下有注字是

若斧形 梅本 斧誤作斧字 *慶本 作斧字 按斧恐斧

(俗斧字)字之譌

兩已相背 慶本 兩誤作兩字 ○京本 兩上有為字 ○慶

本・国本・京本 已作己字是 ○国本 背誤作替字 *慶
本 脱背字 按今本尚書(益稷) 伝作「黼若斧形黻為阿己
相背」

尚書曰 京本 尚書作詩注是

龜者曰綵 京本 龜作龜字 ○梅本・京本 綵字下有也
字 *慶本・国本 綵字下有之也二字 按詩(周南葛覃)
毛伝作「精曰絺纈曰綵」

之如何 梅本 作「如之何」 按論語諸本並作「如之何」
対曰盍微也 按論語諸本並也作乎字

鄭玄云 梅本・慶本・国本・京本 云作曰字

周法什一而稅 慶本 周誤作用字 一誤作上字

皇侃曰 国本 脱曰字

十二稅 京本 此行作「十稅二」

至於哀公 梅本 脱於字 ○梅本・慶本・国本 公作亦字

*京本 公下有亦字 *島本・林本 公誤作忽字

民財匱 慶本 民字旁有「人」、下文同 *坊本 旁有「人」

「一」 ○武英本 此句作「人才遺」 恐非、下文同

飢寒之患生焉 武英本 飢作饑字

乱世之君恣其嗜欲 坊本 世字旁有「代」 ○梅本 嗜作

嗜字 按嗜恐嗜・嗜(俗嗜字)字之譌 *坊本 嗜作嗜字

按說文通訓定声云耆假借為嗜

短褐不全 短当作短字、武英本 作短字 *梅本・慶本・国

本・坊本 短作短字 ○梅本・慶本 褐誤作褐字

鄭玄曰 島本・林本 曰作云字、下文同

綿色也 梅本 綿作縞字 ○慶本 無也字

帛赤黃也 京本 赤作丹字 按今本說文作丹字 *国本

赤誤作亦字 ○梅本・慶本・国本・京本 黃下有也字是

○国本 無也字

思又反 慶本 脱反字

考工記曰 慶本 記誤作說字

畫繪之事 国本 畫誤作畫字

五千倫 梅本・慶本・国本 作「五采備」似是 *京本

作「五色備」

厭蕪豢 国本 豢誤作豢字(正親町本旁有「豢」)

人糟糠不足 梅本・慶本・国本・京本・坊本 人作民字 *梅

本・慶本 民字旁有「人」

礼記曰 慶本 礼記誤作史記 ○島本・林本 曰作云字

人神憤怒 武英本 憤怒顛倒

伏柴未終而傾危已至 島本・林本 伏誤作供字 ○武英本

無而字

崇儉篇

聖代之君 梅本・武英本 代作世字 *梅本 旁有「代」

存乎節儉 国本・京本 存作為字 *国本 旁有「在江作」

*京本 旁有「在」 *梅本 旁有「在江本」 *坊本 旁

有「在江」 ○坊本 乎誤作平字

穀智聰明 武英本 穀智作睿知

土階不崇 武英本 階作堵字

帝王世紀曰 梅本・慶本 紀誤作記字 *島本・林本 曰作云字

高二尺 諸本並二作三字是 ○梅本 尺誤作人字

茅茨不剪 京本 茅作苜字 按苜通茅

採椽不斷 國本・京本 採作采字

桓二年曰 島本・林本 曰作云字

杜預大羹肉汁 慶本 杜誤作杜字 ○梅本・慶本・國本・

京本 預下有曰字是 ○梅本・國本・島本・林本 肉作完

字 按完俗宋字、集韻云肉古作宐 ○慶本 肉汁誤作「不

牛不致」四字

風淳俗朴 武英本 朴作樸字

此節儉之德也 武英本 無此六字恐非

斯二者 國本・京本・武英本 不拾書 *慶本 旁有「江本

一字下書之已下同」

五關近閉 京本・武英本 關作闕字是、下文同

劉子曰 梅本 劉誤作劉字 ○島本・林本 曰作云字

五情慾之關也 國本 慾作恣字 ○慶本・國本・京本 慾

下有有心字 ○慶本 關誤作問字

令德遠盈 武英本 令德作嘉命

權曜月之芳 武英本 曜月作榮耀

故知驕出於志 武英本 故作以是二字 *梅本 於字旁有

「本无イ」

慾生於身 武英本 身作心字

賞罰篇

則歲有飢荒 武英本 飢荒作饑寒

人不彫弊 梅本・慶本・國本・京本・坊本 人作民字 *梅

本 民字旁有「人」 *島本・林本 人字旁有「民イ」○武

英本 彫作凋字 按韻會云凋通彫

教令失度 坊本 度誤作庶字

焱風暴雨摠至 國本 焱作炎字非 *京本 作焱字 按今

本札記焱作焱字、焱誤通焱、說文通訓定声云焱為焱之誤字

○梅本・慶本・國本・京本・島本・林本 摠作摠(俗摠字)

字、按摠同綵

蓬蒿並興 島本・林本 並誤作煎字

防其心害源 梅本・慶本・國本・京本・武英本 無心字是

*林本 心字剗去

適己而妨於道 國本 己下衍以字(正親町本以旁有「以恐衍

字歟)

務農篇

倉廩實 諸本並廩作廩字(俗廩字)是

衣食之則忘廉恥 武英本・明文抄(一本)引 乏作足字

○武英本 忘作志字 *明文抄(一本)引 作知字

躬耕東郊 梅本 郊誤作郡字

敬授民時 坊本 民字旁有「人」

无九年之蓄不足 梅本・慶本・国本・京本 蓄下有日字是

不足禦寒温 武英本 禦作御字、温作暑字

漢書曰藁遂為太守 島本・林本 曰作云字 ○諸本並藁作

藁字是 ○京本 為下有渤海二字

人有佩劍者教之云 京本 云作日字

壳劍以買牛而常佩犢也 慶本 牛下有「而壳刀」三字 ○梅

本・国本・京本 無也字

堅柯田反固也 国本・京本 柯作何字 ○慶本 田作円字

* 国本 田誤作日字 * 島本・林本 田誤作云字 ○慶本

固誤作固字

章義過曰堅 梅本・慶本・国本・京本 義下有奄字是 ○梅

本・国本 曰誤作日字

摩而不磷 梅本・慶本・京本 摩作磨字

求伎巧之利 武英本 伎巧作什一

亡丁反 国本・京本 亡誤作己字

莫若禁絕 慶本・国本・京本・坊本 若作不字（正親町本不

字旁有「不一作若」）

則競懷仁義之心 坊本 則上有然字 * 正親町本 則字旁有

「則上一有然」

斯二者 梅本・慶本・島本・林本・坊本 拾書

子育黔黎唯資威惠 武英本 黔黎顛倒、唯作惟字

則中華懼軌 梅本・慶本・国本・京本・坊本・武英本 懼作

懼字似是

徒類反 梅本・慶本・国本 類作類字非

爾雅懼也 慶本・国本 懼作懼字 * 梅本・京本 作「懼

懼也」是

郭璞曰即撰也 島本・林本 撰誤作撰字、曰作云字 ○梅

本・京本 撰作噶字是 ○梅本・慶本・国本 也上有之字

若履及而戴雷霆 武英本 若作如字 ○坊本 戴作載字

威惠並施 武英本 施作馳字

画刑不犯 慶本・坊本 刑字旁有「形」

漢書武紀曰 京本 武下有帝字 ○島本・林本 曰作云字

唐虞画衆而民不犯 梅本・慶本・国本・京本・島本・林本

衆作象字是 ○慶本 脱民字

白虎通云 国本・京本 云作日字

其衣服象五刑 京本 刑下有也字

犯墨者蒙巾 梅本 蒙作蒙字非 ○国本 巾誤作中字、旁

有「巾」

以緒著其衣 国本 緒誤作類字

犯黷者以墨蒙其體也 慶本 黷誤作體字 * 国本 誤作黷

字、下文同 ○慶本 墨誤作黑字 ○京本 其字重複、処

作象字

而画之 国本 画字重複

犯宮者扉 梅本・慶本・国本・京本・野本 扉作扉字是、

下文同

墨黯其面也 国本 黯作黔字 ○京本 此行作「墨謂以墨

黥其面也」

剗割鼻也 京本 割鼻作「截其鼻」

髓者去膝蓋骨也 慶本 脱者字、膝誤作腓字

宮割其陰也 国本・島本・林本 宮上有害字 ○慶本 宮誤

作害字

扉草屨也 慶本 屨誤作履字

春秋後語曰以公孫鞅為左庶長使定变法之令 慶本 公孫至

令十三字誤在前注句末 *国本・島本・林本 此行誤在前

注句末 ○島本・林本 曰作云字 ○国本 無長字 ○京

本 長下有卒字 ○梅本 無使字 ○梅本・慶本 变法之

令作法令二字 *国本 作「德之令也」 *京本 作「法

之令也」 *島本・林本 作「德之全也」非

令既備 梅本・慶本 令作法令二字 *島本・林本 脱令

字 ○国本・京本 備作「具未布」三字 *国本 具字旁

在「備」作

其恐民不信 国本・京本 民下有之字、信下有己字

三大木 梅本・慶本・国本・京本 大作文字是 ○京本

大下有之字

徙置其北門 梅本・慶本 徙誤作徒字、下文同 *島本・

林本 誤作徙字、下文同 ○慶本 置作立字 *島本・林

本 誤作四字 ○梅本・国本・京本 無其字

莫敢從 国本・京本 從作徒字似是 *梅本・慶本 誤作

徒字 ○京本 從下有者字

復榜曰 梅本 榜作牒榜二字 *慶本 作梯榜二字 *島

本・林本 作機榜二字 *国本・京本 無榜字 ○島本・

林本 曰作云字

与五十金 慶本 五作吾字

有一人從 国本・京本 從下有之輒二字

以明不欺 慶本 欺下有之字

仁信並著 武英本 並作普字

勤穡務農 諸本並勤作勸字是 ○坊本 穡誤作積字

飢寒之患塞 武英本 飢作饑字 ○坊本 塞誤作寒字

豐厚之利興 国本・京本 豐作農字 *国本 利作秋字非

旁有「利」(神宮本作利字、旁有「秋」) ○島本 厚誤作

原字

君子之化下 慶本・坊本・武英本 無子字 *慶本 君字旁

下有「子」

欲澄其流 武英本 澄作止字恐非

闕武篇

国之凶器也 貞觀政要議征伐篇一本(菅家本・刊本皆)引

之作家字

好戰則民彫 島本・林本 則字旁有「邦」、当在下郡字旁

○底本・島本・林本 民字旁有「人」 *武英本・貞觀政要

引 民作人字 ○国本・京本・武英本・貞觀政要引 彫作凋
字、下文同、按說文通訓定声云彫假借為凋

邦境雖安 島本・林本 邦誤作郡字 ○武英本・貞觀政要一
本(菅家本・元槧本・明初刊本・韓版注解本)引 境作国字

(政要戈直集論本邦境作中国)

忘戰則民殆 武英本 忘作亟字恐非 ○慶本・国本・貞觀政
要引 民作人字 *坊本 民字旁有「人イ」 ○国本 殆作

怠字、旁有「殆イ作」、下文同 *梅本 下文殆作怠字、旁有
「殆イ本」

農隙以講武 島本 隙誤作濼字恐隙(古文隙)字之訛 ○武
英本・貞觀政要引 無以字

三年治兵辨等列也 京本 治作訓字 ○武英本 此八字脫

奪、誤在於注文
吳越曰 国本・京本 越作起字恐非 ○島本・林本 曰作
云字

軾揖闕蛙 慶本 揖誤作攢字

說苑曰孫広子 島本・林本 曰作云字、下文同 ○京本
広作厲字是

卅二国尽伏矣 慶本 脱国字 ○京本 伏作服字
楚安夏徐 梅本・国本・京本 安作必字是 *国本 必字

旁有「安イ」
若信不可伐也 梅本 若誤作君字 *京本 信字旁下有

「有道」 ○慶本 伐誤作代字、下文同

強之伐弱 慶本 弱下有也字

若虎之食肥也 梅本・京本 肥作豚字是 ○京本 也下有

「惡有其不得理」

遂与師 諸本並与作興字是

殘偃王 梅本 殘誤作踐字 ○京本 殘下有之字

将死矣 梅本 将作殍字 *国本 作俘字 *慶本 作俘
字並恐非

達於文德 梅本 達作濼字 *京本 作賴字

吾好仁義之道 京本 無吾字

不去詐人之心 梅本・慶本・国本・京本 去作知字是

至於此乎也 梅本・国本 無也字 ○京本 此句作「至於

此夫古之王者其有備乎」

何則越習其威 貞觀政要一本(刊本皆)引 則作也字恐非

○貞觀政要一本(南家本・写字台本)引 威作威儀也三字

徐忘其備也 貞觀政要一本(元槧本・明初刊本・韓版註解本)

引 忘作亡字非 ○武英本 無也字

孔子曰不教民 島本・林本 曰作云字 ○坊本 曰旁下有

「以イ」 *貞觀政要一本(刊本皆)引 曰下有以字 按論

語有以字 ○貞觀政要引 民作人字 按論語作民字

弧矢立威 武英本・貞觀政要一本(菅本・刊本皆)引 立作

之字、按易繫辭下云弦木為弧、剡木為矢、弧矢之利、以威天

下、蓋取諸睽

崇文篇

弘風遵俗 武英本 弘作宏字 ○諸本並遵作導字是

敷教訓人 梅本 訓誤作割字、層上有「訓イ」 ○国本 人

字旁有「民イ」

不遊文翰 梅本 翰誤作轄字

毛詩曰 島本・林本 曰作云字

簞々竹干 梅本 簞誤作簞字 *慶本 誤作簞字 *国

本・京本 誤作翟字 ○島本・林本 竹誤作斤字 ○梅本・

慶本・国本・京本・島本・林本 干作竿字是

竿謂之絕 梅本 絕作籠字是 按籠俗籠字 *慶本 誤作

箔字 *国本 絕字旁有「筵イ作」

郭璞云 慶本・国本・京本 云作曰字

非括羽不美 武英本 括作管字 按集韻云管箭末曰管或作括

建明堂 梅本 建誤作達字

孔顛達曰 島本・林本 曰作云字

東西九筵 慶本・京本 筵作筵(俗筵字)字是、下文同

凡九室 国本 九誤作七字、旁有「九イ」

室四尺八謂 梅本・京本 尺作戸字是、下文同 ○梅本・

慶本・国本・京本 謂作牖字是

卅六尺 京本 卅上有共字是

七十二牖 梅本 二作七字 *慶本 脱二字

国之陽三里之外 島本・林本 陽誤作湯字 ○国本・島本

林本 三誤作主字 *京本 誤作一字

七望之内 国本 七誤作一字 ○諸本並望作里字是

丙巳之地也 国本・京本 巳誤作己字 ○国字 地字旁有

「北イ」

立辟雍 慶本・国本・坊本 辟作璧字 *慶本 注文同

*国本・島本・林本 注文誤作璧字 *国本 旁有「璧イ」

礼記王制曰 島本・林本 曰作云字、下文鄭玄曰作云字

天子曰辟 梅本 辟下有雍字似是 *京本 辟下有雍字

研精六藝 武英本 研精顛倒

光於天下不朽者 武英本 無天下二字

其唯為学乎 慶本 脱其字 ○武英本 無為字

此崇文之術也 武英本 無崇字、無之字

斯二者 国本・京本・武英本 不抬書

長氣亘地 梅本・慶本 氣作氣字 *国本 氣字旁有「氣イ」

按玉篇云氣氣也

成敗定子鋒端 諸本並子作乎字是

当此之時 武英本 時作際字

貴于戈 梅本・慶本・京本・坊本・武英本 于作干字是

海岳既晏 武英本 岳作嶽字

左伝宣十二年曰 京本 宣下有公字 ○島本・林本 曰作

云字 ○京本 曰下有夫武二字

禁暴戢兵 慶本・国本 兵誤作立字、旁有「兵イ」 ○島

本・林本 戢誤作戰字

和衆豐財 慶本・国本 豐誤作農字 ○国本 脱財字

○京本 財下有者也二字

尚書大禹謨曰 島本・林本 曰作云字

金木水火土穀 慶本 土下衍數字 ○國本 穀誤作數字

○京本 此行作「水火金木土穀惟修」、今本尚書同

正德利用厚生 國本 脫正字、利下衍數字 ○慶本 生誤

作王字 ○京本 厚生下有「惟和」

當乎此際 武英本 乎此作此之 ○梅本 際作隳字

輕甲胄 梅本 胄作胄字是 *國本 誤作曹字 *京本 作曹字

焉可廢也 菅蠱鈔引 無也字

此十二條者 慶本 不拾書

皆在茲乎 武英本 皆作咸字、乎作焉字

古人有言 武英本 言作云字

唯行不易 武英本 唯作惟字、下文同。行下有之字

豈獨見善途 武英本 豈作非字 ○慶本・國本・京本・武英本 見下有於字

遠而難遵 梅本 遵誤作導字

邪徑近 坊本 邪誤作耶字

小人皆 坊本 小作少字非 ○慶本 皆字旁有「イ有江无」

*坊本 有「江本无」 *武英本 無皆字

不能逸居其易 武英本 逸作力字恐非

是知禍福無門 武英本 是作故字

左伝曰 京本 左伝作老子 按左伝襄廿三年云、禍福無門、

唯人所召。老子(五十八)云、禍乎福之所倚、福兮禍之所伏、
熟知其極 ○島本・林本 曰作云字

唯人所召 武英本 所作自字

慎過於將來 武英本 過作禍字、於作于字

挾哲王以師与 武英本 挾上有当字、王作主字、以作為字

○國本・京本 以下有為字 ○梅本・慶本・國本・京本・坊本 与作焉字是 *武英本 無与字

無以吾為前鑑 武英本 無作母字

夫取法於上 武英本 無夫字

在位已來 武英本 已作以字

不施於前 梅本・慶本・國本・京本・坊本・武英本 施作絕字是

非防愆也 島本・林本 防誤作沔字

割柄 梅本・慶本・國本・京本・坊本・武英本 割作刻字是

犬馬鷹鷂 坊本 鷂誤作鷂字

無遠必不致 武英本 無不字恐非

亟人勞 坊本 亟字旁有「承江」 ○武英本 人勞顛倒

斯数事者吾之深過也 武英本 無数字、無也字

其益多矣 武英本 無矣字

平定区宇其功大矣 武英本 区作寰字、無矣字

民不以為怨 慶本 民作人字 *島本・林本・坊本 民字旁

有「人」 ○武英本 此五字作「人不怨」三字

德未以之虧 武英本 無以之二字

然猶盡美之蹤於焉多愧 武英本 猶下有之字 ○梅本 美誤

作蓋字 旁有「美」* 武英本 愧作媿字

業泰而身安 武英本 無而字

縱非則業傾而身喪 武英本 縱作從字、無而字

国之基也 武英本 無之字

天之位也 武英本 無之字

不可惜哉 梅本·坊本 可不作不可 *坊本 旁有「可不」

*慶本 此行作「不可惜哉」
不_不不_不惜_惜才_才

可不慎哉 梅本·國本·坊本 可不作不可 *坊本 旁有「可

不_不已_已上_上江_江本_本 ○坊本 慎作惜字 ○慶本 此行作「不可慎哉」
不_不江_江惜_惜

武英本 無此四字

帝範之下終 諸本並無之終二字

臣軌校勘記

臣軌序 國本 此行下有「臣一本作忠一部內皆同則天皇后用

此臣字」(小字) ○文苑本 作臣範序

御撰 宮本·國本·文本·佚本 此行第二行 ○國本·文本

御上有「天后」二字 *國本 旁有「二字皆本无」 ○宮本·

國本·文本 撰下有「鄭州陽武縣臣王德纂註上」(小字)「國

本註作注) ○文苑本 此行作「天后」

天著衆 宮本·國本·文本·佚本·尾本 衆作象字是

庶品同於照臨 文苑本 庶品作品物

朕以庸昧 文苑本 朕作願字

常願甫彈微懇 文苑本 無常字、甫作申字恐非、無微字

爰須衆僚 文苑本 須作泊字 ○島本 衆誤作象字

明逾則哲 文苑本 則作睿字

志切旁求 島本 切下衍旁切二字

書曰 國本 曰作云字

惟帝其難之 宮本·國本 惟誤作推字

亦曰 宮本·國本·竹本·島本·佚本 亦作又字

啓迪後人也 宮本·國本·佚本·尾本 無也字

愬川岳之靈 佚本·文苑本 愬作總字

左思蜀都賦曰 竹本·島本 已下至漢將蕭五十二字誤作大

字單行混入正文

愬若君主 宮本·國本 愬作矚字 *尾本 作矚字 按文

選蜀都賦作矚字 ○宮本·國本·尾本 主作平字是 *竹

本·島本·佚本 主作王字非

毛詩曰嵩高惟岳 尾本 嵩作嶽字、岳作嶽字 按嵩或作嶽

札記孔子閒居云其在詩曰嵩高惟嶽云々。此句非出於毛詩

漢將蕭何昂精生於豐通於制度也 宮本·國本 脫漢字

○尾本 無也字 按文選五十八褚淵碑文李善注引作「漢將

蕭何昂星生於豐通於制度」

衆彥分司 島本 衆誤作象字

知過万人 宮本·國本 知作智字 ○竹本·島本 人字空

格

美德曰彥也 官本・国本・尾本 德作土字是 *竹本・島

本 德字空格 ○官本・国本・竹本・島本 彥下有之字

○佚本・尾本 無也字

広扇淳風 官本 風已下至正文「為事上之軌模作臣」正文

注文俱脱奪

聖人之大宝曰位也 佚本・尾本 無也字

慈愛特深 文苑本 深作存字

猶且思垂勸勵 文苑本 思作更字

懷忠良也 佚本・尾本 無也字

曰語汝 国本・竹本・島本・佚本 曰下有吾字 *慶応本

校語云「吾嘗」○国本 語作謂字 *慶応本校語云「嘗

本作語」

正直而固者軸也 竹本・島本 正直作由(武后字正)亘

○国本 無固者二字 *竹本・島本 無固字 *慶応本校

語云「正菅本作由直亘無固字」○国本・竹本・島本・

佚本 也下有軸字

孟母方織 神本 織作績字 *闕本 織字旁有「績庸作」

問学所至矣 国本・竹本・島本 問下有曰字 ○国本 至

作生字

以刀斷其織 国本 刀作或字恐非 *闕本・神本 或字旁

有「刀庸作」 *竹本・島本 刀作司字恐非

孟子懼而□□且夕勤學 国本・竹本・島本 空格作「問其」

*佚本・神本 作「問其故」似是 ○闕本・佚本・尾本

且作旦字是 ○尾本 作「而旦夕」

成天下之名儒也 国本・佚本 無也字

比者太子及王已撰修身之訓 慶応本校語云者下有為字 ○諸

本 並撰作撰字是 *文苑本 撰作選字、修作脩字

以善道之也 国本 無之字 *竹本 之作々字 *島本

之作道字 *慶応本校語云之菅本作々 ○佚本・尾本 無

也字

遊心策府 文苑本 策作文字

貽我彫管管彫 国本・竹本・島本 貽誤作語字 *掖齋校

語・慶応本校語作詒字 按語恐詒字之訛 *毛詩正義云貽

本又作詒音怡遺也 ○竹本・島本・佚本・尾本 管彫作彫

管是 *国本 作「彫々策々」

悅擇女美之也 佚本・尾本 無之也二字 ○按今本毛詩作

「說擇女美」、毛詩正義云說本又作悅

故綴叙所聞以為臣軌一部 文苑本 叙作序字、軌作範字

鄭玄曰 島本 鄭字空格 *竹本 脫鄭字

召公太公畢公榮公 国本・竹本・島本 召作邵字 ○国本・

竹本 太作大字非 ○竹本・島本 榮作勞字非

闕天散宜生南宮适 竹本・島本 天誤作友字 ○国本・竹

本・島本・佚本 适作括字

發揮言行 文苑本 言誤作元字

旁通情之也 国本・竹本・島本 之作々字 ○佚本 無之

字 *尾本 無之也二字

作臣下之繩准 文苑本 臣下作人臣

一曰禹之為君也 佚本 日上二字空角作□□ 按日上恐有脫

字、史記夏本紀云左準繩右規矩 *尾本 作「史記曰」

右規矩 竹本·島本 矩誤作雉字

鑑前脩 宮本·國本 脩作修字、注文同

法夫前脩也 宮本·國本·佚本·尾本 無也字

一欲宣力四方 國本 脫四方二字

汝為也 佚本·尾本 無也字

作舟楫也 佚本·尾本 無也字

和女也 宮本·國本·文本·竹本·島本·佚本 女作汝字

○佚本·尾本 無也字

樂由旧章 一竹本·島本 樂誤作「六十」二字

資敬之途斯一也 宮本·國本·文本·竹本·島本·佚本 無也字

父子雖至親 宮本·國本 無至字

終飯言而榮行 文苑本 榮行作菓石恐非

忠言逆於耳……毒藥苦於口 尾本 無兩於字 按今本漢書

無於字

以慈所撰 諸本並慈作姦字是

非筆削之工 文苑本 工作公字恐非

貴申裨導之益 文苑本 申作用字、導作道字

孔子文辭 竹本·島本 辭誤作乱字

有可與人共者 島本 人共誤作昔一字 ○宮本·國本·竹本 無人字

弗独有也 宮本·國本·竹本·島本 弗作非字

削則朗 諸本並削作削字是 *竹本·島本 脫下削字

異語為珍蒼壁 宮本·國本·文本·竹本·島本·明文抄引

異作選字、注文同 ○諸本並壁作璧字是

遂婦遺其玄珠 宮本·國本·尾本 遂作還字 ○佚本 珠誤作疎字

巽予之言能無悅乎 宮本·國本·竹本·島本·佚本 予作

与字是 按今本論語作「巽与之言能無說乎」

周礼曰蒼璧祀天也 宮本 周誤作同字 ○宮本·國本·島

本 祀作礼字是 ○宮本·國本·佚本 無也字

贈人以財者唯申即目之歛 文苑本 財作賄字、目作日字、恐

俱非

家語孔子去周 佚本 語下有曰字

仁者之跡 宮本·國本·尾本 跡作号字

以言也 宮本·國本 也作之字 *尾本 作乎字 按今本

孔子家語作「及去周老子送之曰吾聞富貴者送人以財仁者送

人以言吾雖不能富貴而竊仁者之号請送子以言乎」

西門豹之情 尾本 情作性字 按今本韓非子·群書治要四

十引皆作性字

董安子 宮本·島本·佚本 于誤作干字 ○按群書治要引

安作闕字

故佩弦以急己也 按群書治要引弦作絃字、今本韓非子·群

書治要引急己作自急

修己必顧其規 佚本·文苑本 修作脩字

三思而後行也 尾本 無也字

庶照鄙誠敬終高德 文苑本 誠作識字

凡諸章目列於後云 文苑本 於作之字

臣軌上 國本 上字下有卷字 ○佚本 此行前序文末有「臣軌序終」

軌序終」

同体章 國本 此行下有「君或本厲作之則天皇后世用君字」

(小字)

四支之載元首 菅蠡鈔引 載作戴字

為心使也 官本 也字旁有「点本無之」

皆申於心 官本·國本·竹本·島本·佚本 申作由字是

為心之使也 官本·國本·竹本·島本 使下有々字

相得而後成用 菅蠡鈔(一本)引 得作須字

乃成其用也 竹本·島本 乃誤作及字

故臣之事君 官本·文本 臣作患字(則天文文字臣字)、已下臣

多作患字者

猶未若君臣之同体也 菅蠡鈔引 無猶字 ○菅蠡鈔一本(寬

文刊本)引 無之字

故云未若也 國本 若誤作君字 ○官本 若下有々字

股肱耳目 竹本·島本 耳下衍々字

孔安國曰 國本 曰作云字

余欲左右有人 國本 人作民字 *宮本 人字旁有「民」

按今本尚書余作予字、人作民字、注文同

我所有之人 官本·闕本·神本·尾本 我上有助字是 ○闕

本 人字旁有「作民」

汝翼成我也 尾本 無也字

余欲宣 闕本 余字旁有「予作」

布力立理功 官本·國本·竹本·島本 力作方字非 *宮

本 方字旁有「力」 ○宮本 理作「伯之理」非 ○佚本·

尾本 理下有之字 按今本尚書孔作「立治之功」

汝群臣當為也 佚本·尾本 為下有之字 *尾本 無也字

按今本尚書孔作「當為之」

以臣為体也 國本 脱以字(闕本有以字)

心安則体安君恭則臣恭 菅蠡鈔引 兩則作即字

栱櫨榱桷 國本·文本·竹本·島本·佚本·尾本 榱作桷字

是

成其広廈 官本·國本 厦下有也字

為國者之亦 官本·國本·文本·佚本·尾本 無之字是

謂人君欲理國者 官本 君作厲字(則天文文字君字)、已下君

字多作則天文字者 *竹本·島本·佚本 君作夙字、按夙

恐則天文字厲之訛

資其衆賢之也 官本·國本 之作云字 *佚本·尾本 無

之字

離人材能 宮本・国本・文本・竹本・島本・佚本 人下有之字

非君臣同体 宮本・国本・文本・竹本・島本・佚本 君作群字

有仁智文武之臣 宮本・国本 臣作惠字、按惠恐惠字之訛 興其功業也 宮本 業下有々字

離心離德 宮本 離心旁有「二字無点本」 平人也 宮本・国本・竹本・島本・佚本 無也字

而離心離德不用也 宮本・国本・竹本・島本・佚本 離心 離德作「執心用德」是 ○国本・佚本 用作同字是

此其所以亡也 島本 亡誤作巳字 按巳巳(俗亡字)之訛、 注文同

而心德同 国本 同下有也字 言周以同德 宮本・国本 以下有同心二字 *竹本・島本

以下有同以二字 按以心字之誤 孔安国曰……壅塞之也 諸本並此行十六字在下正文達四聰

下是 広視聰四方 国本 脱聰字 ○佚本 聰下有於字 按今本 尚書孔伝有於字

使下無壅塞之也 宮本・国本・佚本・尾本 使下有天字是 ○国本・佚本 無之字 *宮本 之也二字剝去

將司聰也 尾本 聰誤作聰字 注文同 樂所以聰耳也 宮本 耳下有々字 ○国本 無也字

若九重也 尾本 無也字

毛詩曰折父 宮本・竹本・佚本 折作折字 *宮本 旁有「折」 按毛詩鄭注云古者折折畿皆同 *国本・島本 誤

作折字 ○宮本・国本・竹本 父誤作文字 *宮本 旁有「父」

作朕股肱耳目也 佚本・尾本 無也字 晏子曰旒臣 宮本・国本・竹本・島本・佚本 旒臣作古者

是 臣多見 佚本・尾本 臣誤作惡字、恐則天文字惠字之訛 ○佚本・尾本 多下有所字 ○佚本 見下有也字

而天下理 宮本 天作而字(則天文字天字) ○竹本・島本 天誤作衆字、恐則天文字而字之訛 ○尾本 理作治字

按作理避諱 ○宮本・竹本・島本 理下有神字非 *宮本 神字剝去

論語曰無為者其舜歟之也 宮本・竹本・島本 曰下有理字 非 ○国本・佚本 為下有理字 ○国本・佚本・尾本 無

之也二字 按今本論語作「無為而治者其舜也與」 為下為人 宮本・竹本・島本 脱上為字 ○国本 人作仁

字 按今本尚書作「為下為民」 曰乃命三后 宮本・国本・竹本・島本・佚本 曰上有又字

是 至忠章曰竭力 尾本 脱此句 ○竹本・島本 忠誤作臣字

○諸本並力下有「尽劳而不望其報也」(島本報誤作執字、佚

本無也字)

言手必存之 竹本・島本 必誤作女字

欲君之安也 宮本 也字旁有「点本無之」

竜為出也擾柔而可撫而騎 宮本・國本・竹本・島本・佚本
竜下有之字是 ○宮本・國本・佚本・尾本 出作虫字是

○宮本・國本・佚本 撫作狎字 *竹本・島本 誤作押字
按今本韓非子作「竜之為虫也柔可狎而騎」、韓非子翼龜云史

記無柔字、狎上有擾字、戰國策注引狎作擾、佩文韻府无韻
柔字引作可擾柔而騎

然而喉下有逆鱗徑之処 宮本 經作徑寸二字似是 *國本

作徑寸二字 按徑疑徑字之訛 *竹本 作徑字非 *島本

作住字非 ○尾本 此三字作「徑尺」 按今本韓非子作「然

其喉下有逆鱗徑尺」、翼龜云三国名臣序贊注引、尺下有之
処二字 *佚本 無此三字

若嬰之則殺人 尾本 若下有人有二字、之下有者字、則下

有必字、今本韓非子同

說者嬰之則不幾全也 宮本・國本 全下有矣字 按今本韓

非子作「說者能無嬰人主之逆鱗則幾矣」、三国名臣序贊注引
作「說者嬰之則不幾矣」

陸景典語曰 諸本並陸作陸字是 按已下引文在群書治要四

十八所載陸景典語臣職・任賢兩章、而治要所載文小異
國之所以有臣臣之所以事上非俱欲備員而已 治要引作「天子

所以立公卿大夫列士之官者非但欲備員敷設虛位而已也」

君之俟臣 宮本・國本 俟作任字 *竹本・島本 作徑字

非

欲其助已宣化 國本 助誤作功字 ○宮本 己誤作也字

○諸本並宜作宣字是

豈唯但備其員已也 宮本・國本・佚本 無唯字 ○宮本・
國本・竹本・島本・佚本 員下有數而二字 ○佚本 無也

字 *尾本 也作乎字

天下至庶庶事至繁非一人之身所能周也 群書治要引 天上有
以字、至繁作愆猥、周下有理字、無也字

故分官列職 群書治要引 列作別字

各有司在 國本 在作存字

処其位者必荷其憂 宮本・國本・竹本・島本・佚本・群書治
要引・明文抄引 位作任字 ○群書治要引 憂作責字

臣之興主 諸本並興作与字是

則君臣之道著也 宮本 君字旁有「忠亠江如此」

上下協心 國本 無上下二字

是其道著 竹本・島本 著誤作者字

至忠章 島本 不改行直接上句末

称枚居位 諸本並枚作材字是
不以私害公 佚本 脱以字

見賢舉之 宮本 舉字欄脚有「善」
程功積事而不求其賞 菴蠡鈔(一本)引 程誤作呈字、求作

問字

不求其賞報者 闕本・神本 報作祿字

濟人故 宮本・國本・佚本 故下有也字

而曰忠正於其君者 宮本 曰字旁有「思」

所以大臣必懷養人之德 國本・文本 臣作忠字 *國本 忠

字剗去、旁有「臣」(闕本・正親町本作臣) *宮本 臣字

旁有「忠或」 ○國本 無之字

去小利也 宮本 去誤作法不二字 *國本・竹本・島本

誤作法字

捨小而取大之也 國本 脱而字 ○佚本・尾本 無之字

昔孔子之曰 諸本並無之字是

勤勞不倦 宮本 勤誤作動字

如土之性也 國本 脱性字

掘之則甘泉出焉 國本・文本 掘作堀字

不自伐其功也 竹本・島本 伐誤作代字

乃順行之於外也 國本 乃下有後字恐非 ○尾本 無也字

人臣之義 宮本・國本 義下有也字

孔安國曰臣於人者 宮本 曰下臣上旁有「歎而美之曰」

按雖書孔伝有此五字、而此恐非原注文

謂心常在其左右也 佚本 謂心作言一字 按謂心恐言字之

旁訓、作言字似是

昌言曰人之事親也 按已下引文与群書治要四十五所載仲長子

昌言文有出入異同

勞辱之事 宮本・國本・文本・竹本・島本 勞作榮字 *宮

本 旁有「勞」 按群書治要引作勞字

勞辱之苦 國本 勞作榮字、苦誤作共字

不以為倦之也 佚本・尾本 無之字

見父母食 宮本・國本・文本・竹本・島本・明文抄引 食作

塗字

病期致其憂也 諸本並照作則字是

欣喜而戴之 宮本 戴字旁有「戴」

不從己 宮本 從誤作徒字

涕泣以感之 宮本 感字層上有「咸」一本

孜孜勤勉不怠也 宮本・國本・竹本・島本・佚本 勤作勸

字

其見遺忘也 島本 忘誤作息字、注文同 按息恐忘(俗忘字)

字之譌 *竹本 作息字、注文作息

見君之遺忘則不怨加勤 國本 忘誤作志字(闕本作忘)

○宮本・國本・佚本 怨下有而字

此為臣之道 國本 臣誤作忠字、道下有也字

革改也 竹本・島本 改誤作政字、下文同

以安危險易 國本 險誤作檢字

改變其心志之也 佚本・尾本 無之字

見君之一善 國本 脱一字

偏於天下 國本 偏誤作偏字 *竹本・島本 誤作福字

則尽心而潛諫 國本 則作即字恐非 ○國本 而作以字、旁

有「而イ」 *宮本 而字旁有「以江」

古語云 国本 云作日字

以事君則忠也 宮本・国本 以下有孝字是

則不能立太忠 竹本・島本 脱立字 ○諸本並太作大字是

○宮本・国本・文本 忠下有也字

大忠必出於純孝也 国本 脱於字

穎考叔純孝 島本 穎誤作款字 ○宮本・竹本・島本・佚

本 考作孝字

施及莊公也 尾本 無也字

為人之本与 国本・佚本 与作歟字

則成功立行 宮本・国本 則下有有字 ○宮本・国本・竹

本・島本 行下有也字

家因国而得立 宮本 因誤作固字

後家先国 宮本・国本 国下有也字

勸我以道 島本 勸誤作觀字、下文同

勸正我已 国本 已作也字

若其勸正已故 国本・尾本 若誤作苦字 *佚本 作以字

○国本 勸誤作勤字

勸正之功甚大 宮本・国本 大下有也字

守道章

覆天載堊 宮本・竹本・島本・佚本 載作鳳字（則天文字）

*宮本 旁有「戴点本」「戴イ本」 *文本 作戴字

无所不苞 佚本 苞作包字

下載於地 国本 載作戴字

不可測其原 国本 原作厚字

稟授無形 宮本・竹本・島本・佚本 授作祿字（則天文字）

*宮本 旁有「受」「授」

屈申随變 宮本 申誤作中字

小入无間 竹本・島本 入誤作人字

夫樞道及經合義 佚本・尾本 及作反字似是

江海山林之士 国本 海作河字、注文同 *宮本・文本・竹

本・島本 無江海二字 *宮本 山字上旁有「江海イ」 *国

本 江河旁有「二字イ无」

閑遊潛遁 国本 遁作道字 *宮本 旁有「道」

身先榮也 宮本 先作光字、旁有「先」

聖人尊貴之 国本 無貴字

問広成於峒山 宮本 峒作明字 *国本 作桐字

見四子於汾水 宮本 汾作洛字 *宮本・国本 水下有也

字

侯王若守之 宮本・国本・文本・竹本・島本 若作能字 ○佚

本 若下有能字 按河上公老子日本古鈔本・宋刊本作若能二

字、宋刊本無之字

侯王而能守道 尾本 而作若字 按河上公老子日本古鈔

本・宋刊本作若字

以道自輔佐 按河上公老子日本古鈔本・宋刊本佐下有也字

以道自佐之主 国本 主誤作至字（神本作主）

敵人自服 官本・国本 服下有矣字 按河上公老子日本古

鈔本服下有也字

夫佳兵者 神本 佳字旁有「中本飾」家本」 按河上公老子

日本鈔本一本（梅沢記念館藏応安鈔本）佳作饒字

祥善也 国本 善作吉字（神本作善）

兵者驚精神 国本 無着字（神本有者）

不当修飾也 按河上公老子宋刊本也作之字

不処其国也 按河上公老子宋刊本無也字

自勤若竭力而行 佚本・尾本 若作苦字是 ○官本・国本

行下有也字 ○神本 此行作「自勤苦湯心力而行也」 按

河上公老子日本古鈔本・宋刊本若作苦字、日本古鈔本行下

有也字、宋刊本有之字

治身則長存 神本 則作以字 按河上公老子日本古鈔本・

宋刊本則作以字、下文同

治国則太平 官本 則字下旁有「以」

傾然而存之 諸本並傾作欣字是（神本作傾）

見財色采利 神本・尾本 利作誉字 *官本 利字旁有

「誉」 按河上公老子日本古鈔本・宋刊本作誉字

感於情欲 官本・国本・竹本・島本 感作惑字 *關本

誤作或字 *官本 惑字旁有「或」 ○国本 脱情欲二字

（神本不脱） 按河上公老子日本古鈔本感作惑字、宋刊本

作或字

而復亡也 国本 復誤作後字（神本作復） ○島本 亡誤

作已字 ○国本 無也字 按河上公老子日本古鈔本・宋刊

本亡下有之字

聞道大笑也 諸本並也作之字是 按河上公老子日本古鈔本・

宋刊本作之字

見道恭敬 官本・国本・竹本・島本・佚本 恭敬作柔弱是

按河上公老子日本古鈔本・宋刊本作柔弱

故大笑也 神本 笑下有之字 按河上公老子日本古鈔本笑

下有之字、宋刊本也作之字

不足名之為道也 官本 足下旁有「以」 ○神本 也下有

以字 按河上公老子日本古鈔本之作以字、宋刊本作「不足

以名為道」

自天祐之 竹本 自誤作日字 *島本 誤作目字

吉无不利也 国本 吉誤作言字

莫見其形 官本・国本 形下有矣字

内以修身 文本 修作脩字

言理人修身 佚本 修作脩字

臣忠也 官本 忠誤作惠字

子孝也 国本 孝誤作者字、旁有「孝歎」（關本・神本・正

親町本作孝）

更相親愛 竹本・島本 愛誤作受字

言人有道者 国本 脱者字

道不可不貴也 官本 貴下有々字

無道不亶也 国本 無道作道無、旁有「無道」、亶字旁有

「宣」作*

纒自足也 竹本・島本 自誤作目字

在其所取之也 国本 無也字

猶日月 宮本・国本・文本 月下有也字

不能易其所 竹本・島本 不下衍く字

自江至河 宮本・国本・竹本・島本 江作河字

千里之内曷景同 国本 曷誤作略字 *島本 誤作景字

欲致鳥者先樹木 宮本・国本・竹本・島本・佚本 木下有注

文「林茂而鳥自歸」

尚乃忘之 国本 忘誤作志字 *島本 誤作息字

豈能動矣也 尾本 無矣字

以此修身 佚本 修作脩字、注文同

求其己之所未得物也 宮本・竹本・島本 物作神字 *国

本 作福字 *佚本 作者字

勞於分外故也 宮本・国本 勞作當字

福至則喜 国本 喜作嘉字

終身不悟 宮本・竹本・島本 終作修字恐非 *宮本 修字

旁有「終」

得其道成焉 国本・文本・佚本・尾本 道下有則字

公正章

夫天覆於上 竹本・島本 天誤作人字

豈有私哉也 佚本 無也字 *尾本 哉也顛倒

以親昵 尾本 昵作瞶字、按說文云瞶(瞶)或从尼作昵

易其操 宮本・国本・竹本・島本 操作模字

石鵠戮其子 国本・佚本 鵠作錯字

弑其親 宮本・国本・竹本・島本・佚本 弑作滅字 *尾

本 作殺字

可謂公矣也 尾本 無也字

軫近於正 国本 正下有也字

阿親戚則公法不行 竹本・島本・佚本 則誤作利字

伊呂是也 竹本・島本 無也字

又曰君子 宮本・竹本・島本 脫又字

是之謂公也 文本 脫之字

公正於殷周 国本 殷周作周文

竭意君朝 竹本・島本 竭誤作謁字 ○宮本 朝誤作明字

理人之道方端 文本 理誤作理字

可以当此一焉 国本 焉下有也字

不可理家 島本 理誤作理字

神明不勞 竹本・島本 脫神字

姦邪自息也 宮本 息下衍云字

私道行則刑罰繁 国本 脫則字(神本不脫)

姦邪不止也 国本 無也字

神非心不明 佚本 非誤作不字

皆由於心之也 佚本・尾本 無之字

莫不先正其心矣也 尾本 無矣字

夫不照於昧金 佚本 照作正字

照於鑿鏡者 宮本 脫於字、鑿字旁有「鑿_点本」 按說文通訓

定声云鑿段借為鑿 *國本 鑿字旁有「明_イ作」

則必不能怨也矣 國本 則下有物字、無也矣二字 *宮本

無也字 *尾本 無矣字

言榮辱隨其所行 竹本 辱誤作辰字、隨誤作道字 ○宮本

國本·竹本·島本·佚本 行下有也字 *宮本 也下有

「_レ」

六正一曰 國本 正下有者字 按今本說苑有者字

預禁乎未然之前 今本說苑 未作不字

德流後裔之也 佚本·尾本 無之字

諭主以長策 宮本·國本 策作榮字、注文同 *宮本 榮字

旁有「策_一本」 榮字下注云「江(江本作榮)」

鄭玄曰善則稱君 國本 脫鄭字

過則稱己也 佚本 無也字

伐猶取 宮本·國本·竹本·島本·佚本 取下有也字

言功事立 國本·具決外典鈔引 功下有成字似是

不敢猶取其勞之也 宮本·竹本·島本·佚本 猶作独字似

是 *國本 無猶字 ○佚本·尾本 無之字

如此者大臣也 今本說苑 大作良字

而不解怠 佚本 懈作解字

數稱於往古行事 今本說苑·群書治要四十三引 古下有之字

○今本說苑 行上有德字

安國家 今本說苑 家下有「社稷宗廟」

往之君 國本·具決外典鈔引 往下有古字 ○佚本 無之

字

若堯舜禹湯之皆 國本 若誤作君字 ○島本 湯誤作陽字

○尾本 無之字 ○佚本 之皆作者一字 *具決外典鈔引

皆作比字

以励其君 宮本 君下有矣字 *國本·具決外典鈔引 君

下有也字

察見成敗 今本說苑 察見作「明察幽見」 *群書治要引

作「明察極見」

早設智謀 國本 無智字

令君終世無憂 今本說苑·群書治要引 令作使字 ○宮本·

國本·文本·竹本·島本·群書治要引 世作已字、注文同

(島本注文誤作无字、具決外典鈔引亦作已字) *佚本·今

本說苑 世作以字

能軫君昔時之禍 島本·佚本 禍誤作福字

如此者智臣也 島本 脫智字

文謂簿書也 竹本·島本 文誤作父字

不令受贈遺 諸本並無令字似是 按今本說苑·群書治要引亦

無令字

食飲節素 今本說苑 食飲作飲食 ○今本說苑·群書治要引

素作儉字

所為不諛 今本說苑 諛作道字

臣貞醜正 佚本 臣誤作惡字 ○具決外典鈔引 臣貞作惡

直 ○尾本 醜正顛倒

從君意 宮本·國本 意下有也字 ○具決外典鈔引 意作

立志二字

犯主之嚴顏 今本說苑 無嚴字

面言主之過失不辭其諫 諸本並失作失字是 ○宮本 辭旁有

「亂」

怒忠直之士 具決外典鈔引 忠作志字非

不憚嚴顏而言過失 宮本·國本·竹本·島本·佚本·具決

外典鈔引 而作面字似是

冀護國得安 國本 冀下有死字 ○宮本·國本·竹本·島

本 護作獲字、得作悔字 ○具決外典鈔引 作「冀獲國安」

奄逢以亡 宮本·國本·具決外典鈔引 以下有之字

比于以之喪 諸本並于作干字是 ○佚本 無之字 ○國本

喪作哀字恐非

志存必誅 國本 志誤作忘字 ○國本·具決外典鈔引 誅

作諫字

不悔所行也 宮本 無也字 ○具決外典鈔引 也下有「奄

逢夏桀臣也比于殷紂臣也」、按此十二字恐後人所補

是謂六正也 今本說苑 謂作成字

邪一曰 今本說苑 邪下有者字。群書治要引 作「何謂六

邪一曰」

弃公室之衰 佚本 弃誤作弄字

猶不有尺節以告之也 宮本·國本·竹本·島本·佚本 有

作肯字是 ○國本 無也字

希旨而取容 宮本·國本 希作睇字 按韻會云睇通作希

*竹本·島本 誤作禱字 ○國本 旨誤作旨字

求主之所好而進之 今本說苑 而作即字

私求具主之所好之物 國本 無求字 ○宮本 具作其字

苟得与君合志同為歡樂 國本 志誤作忘字、同作因字恐非

豈顧有其後害也 國本 無其字

中實詖險 今本說苑 詖作頗字 *群書治要引 作險詖

外貌小謹 宮本·竹本 貌誤作鑿字、旁有「貌」 按今本說

苑作「外貌小謹」

巧言令色鮮仁矣 宮本·國本·佚本·尾本 仁矣倒是

又心疾賢 今本說苑 疾作嫉字

恐君用之 國本 君誤作居字

而隱其惡 群書治要引 無而字、下文「而匿」無而字

皆由進人退人不美故也 國本 皆誤作背字 ○竹本·島本

無也字

如此者奸臣也 國本·今本說苑 奸作姦字

辨足以行說 宮本·文本·竹本·島本·佚本·尾本·今本說

苑·群書治要引 辨作辯字是

外妬乱朝廷 國本 廷作庭字 *島本 誤作逆字

如此者讒臣也 佚本 此作是字

專權禮威 今本說苑·群書治要引 威作勢字

持操國事 今本說苑 操作招字

成其朋党 島本 朋誤作明字、下文同

增加威權 今本說苑 威作勢字

以自貴顯 宮本 貴字旁有「亮或」 *群書治要引 貴顯作顯貴

以自尊顯也 國本 也下有矣字

如此者賊臣也 島本 臣誤作惡字

諂主以邪 宮本·文本·竹本·島本·尾本·今本說苑 主作言字 *宮本 言字剗去、旁有「主」

墜主不義 宮本 主作王字非、旁有「主点本」 ○群書治要引 主下有於字

用邪僻之行 國本 僻誤作避字

陷於不義 宮本·國本·竹本 義下有也字

讒佞人共為朋党 宮本·國本·竹本·島本·佚本 佞下有之字 ○國本·竹本·島本 朋誤作明字

以蔽主之明 國本 無之字(聞本主之明作明主二字)

不得使其彰著之也 佚本·尾本 無之字

使白黑是非无隔別也 國本 使作故字 ○宮本 隔別作間隔

侯伺可不推因而附 國本 不作否字 ○今本說苑 作「候伺可推而因附」

然遂使主之過患 國本 然下有後字

流聞四隣之也 佚本·尾本 無之字

是謂六邪 竹本·島本 是謂倒誤

不行六邪術 諸本並邪下有之字

見人所樂 尾本 見作為字、下文同

上安而下理 今本說苑·群書治要引 理作治字

此人臣之術也 宮本 人字旁有「イ无」

匡諫章

使合於正道 竹本·島本 使誤作便字 ○宮本 道下有也字

王臣蹇々 宮本·竹本·島本·佚本 蹇作響字、下文同

*宮本 響字剗去、旁有「蹇」 按蹇響通用

易曰蹇卦 尾本 脫曰字

執心不同 諸本並同作回字是

匡王室者也 竹本·島本 者誤作考字

鮮能忠正 竹本·島本 鮮誤作鱗字

以蹇々之材為難也 國本 材作操字 *宮本·竹本·島本 作採字 *宮本 採字剗去、旁有「操」 ○國本 也下有矣字

君有過失 國本 無失字、過字下旁有「失イ有」 *宮本 失字旁有「江本无失字」

唯拋与我和夫 國本 無夫字

水火醴醢醢梅以烹魚肉 竹本·島本 水誤作小字 ○宮本

醴誤作醴字、醴誤作醴字、旁有「醴」本*

*佚本·尾本 醴作醴字是也、烹誤作享字

杜預曰亦如羹 國本 脫亦字、如字量

杜預曰不可也 諸本並曰下有否字是

以成君之可也 國本 無也字

既戒既平 宮本 戒誤作或字、注文同、注文旁有「戒」○竹本 平誤作乎字

和齊可否 國本 和下衍之字

警戒且平也 國本·竹本·島本·佚本 警戒作敬字

異於大羹也 國本 也下有「>」

子從父命孝乎臣從君命忠乎 宮本 從誤作徒字、旁有「從」*

○國本 父下君下各有之字

爾汝 佚本·尾本 汝下有也字

奚何也 宮本·國本·竹本·島本 無也字

哀公問於孔子曰子從父命……夫子奚疑焉 今本孔子家語作

「子貢問於孔子曰子從父命孝乎臣從君命貞乎奚疑焉」按宋

蜀本孔子家語附劉世珩札記云、子貢問於孔子曰、永懷本作魯

哀公問 奚疑焉上、永懷本上有三問孔子不對趨出以語子貢曰

鄉者君問丘曰子從父命孝乎臣從君命貞乎三問而丘不對賜以為

何如子貢曰子從父命孝臣從君命貞矣、五十六字與荀子同當從

尔不知也昔万乘之主有諍臣七人 今本孔子家語 尔作賜汝二

字、知作識字、昔作昔者明王四字、主作國字、諍作爭字、下

文同

不失天下之也 尾本 無之字 ○佚本 無之也二字

不失其國之也 尾本 無之字 ○佚本 無之也二字

不失其家也 佚本 無也字

不陷於不義也 佚本 無也字

則則不離於令名也 宮本·國本·竹本·島本·佚本 下則

作身字是 *尾本 無下則字 ○佚本 無也字

子從父命奚詎為孝 今本孔子家語 子上有故字 ○宮本 詎

作誰字 奚詎為忠也 宮本·文本·竹本 詎作誰字 *島本 詎字旁

有「誰」 ○今本孔子家語 忠作貞字 ○佚本·今本孔子

家語 無也字

從父之令 國本 令作命字 *宮本 令字旁有「命」、下文

俱同

善只為善 國本 只作亦字、下文同

焉得為忠臣孝子乎也 佚本·尾本 無也字

主暴不諫 國本 諫作諍字、旁有「諫」作

不用即死 今本新序 即作則字

畏罪而不敢言下情不得上通 今本說苑 罪作罰字、今本說苑

群書治要引 無得字

此患之大也 宮本·國本·文本·竹本·島本·佚本 大下有

者字是 按今本說苑·群書治要引有者字

乃令曰臣有欲進善言而謁者 今本說苑 乃作於是二字、令下

有國字、無臣有二字、無而字

罪至死 今本說苑 至作当字

夫臣於人者……不易也 國本 此注文混入正文、旁注云

「イ本以下注」

然後可以事其君矣 佚本 後誤作復字

書曰為臣不易也 尾本 書作論語二字是 ○佚本 無也字

君有過失而不諫諍 今本說苑 無失而二字

將危國家殞社稷 今本說苑 無冢字 ○宮本・國本・文本・

竹本 島本・佚本・今本說苑 稷下有也字

將欲危其國家 國本 脱欲字

尽忠貞之言 宮本 貞作真字恐非

用則留不用則去 今本說苑 留・去下各有之字

用則可 今本說苑 可下有生字

謂之諍 菅蠡鈔(寬文刊本)引 諍下混入下注文「謂能以死

諫其君也」八字

有能率群下以諫君 今本說苑 此句作「有能比和同力率群下

相与疆矯否」

群下謂眾臣也 島本 衆誤作象字

君不能不聽 今本說苑 君下有「雖不安」三字

竟能尊主安國者 今本說苑 此句作「成於尊君安國」

抗君之命返君之事 今本說苑 抗作亢字 ○佚本 返作反字

○今本說苑 事下有「竊君之重」四字

歸之於正義 國本 義下有也字

除主之辱而成國之大利者 今本說苑 而作「攻伐足以」四字、

無者字

故諫諍輔弼者所謂社稷之臣 菅蠡鈔(寬文刊本)引 謂作以

字恐非 ○今本說苑 「者所謂」作「之人」二字、臣下有也

字

明君所貴也 宮本・國本・文本・島本・佚本・菅蠡鈔引・今

本說苑 君下有之字 ○菅蠡鈔(寬本刊本)引 無也字 ○

菅蠡鈔(一本)引 貴下竄入「諫諍輔弼雖迹有殊至於安國寧

人其功不異故俱謂社稷之臣与明君之所貴」三十一字 ○今本

說苑 貴也作「尊礼而」三字

此工匠之勇也 明文抄所引 工作巧字

漁父之勇也 宮本 漁誤作魚字、旁有「漁」

暴骨流血不辭者 宮本 暴字剗去、旁有「曝」(当作曝字)

○宮本・國本・文本・佚本 血下有而字是 ○竹本・島本

不下有而字非

居于広廷 宮本・國本・文本・竹本・島本・明文抄引 廷作

庭字

作色端辨 宮本・竹本・島本・佚本 辨作辯字是

左伝注曰軒丈夫車 國本 注誤作法字 ○諸本並丈作大字

是

忠果之臣 宮本 果作梁字 *國本 誤作臬字

広廷作色犯主蔽顔 宮本・國本・竹本・島本・佚本 廷作

庭字 ○島本・佚本 無顔字

不願乘軒之榮 竹本 乘誤作垂字 ○島本 榮字重複

代要論曰 宮本 代誤作伐字 按代当作政字、蓋作代避太宗

諱、隋唐志作桓範世要論

矯枉正非 宮本 枉字旁有「狂」* 菅蠡鈔(寬文刊本)引

作狂字

矯君之枉正君之非 島本 脱枉・非兩字

則危故論語曰 群書治要四十七引 危下有道也二字、無論語

二字

危而不持顛而不扶 竹本・島本 脱「不持顛而」四字

焉用彼相矣 國本・群書治要引 無矣字

相扶王者也 尾本 王作主字 ○宮本・竹本・島本 王誤

作工字 *國本 誤作公字

然則扶危之道莫過於諫 群書治要引 無然則二字、危作之字、

諫下有矣字

家之將興 群書治要引 興作盛字

若君父有非 宮本・國本 非下有而有字

國泰家榮 宮本 泰作安字、旁有「泰本」

不可得 國本・佚本 得下有也字

臣子不諫諍 國本 無諍字

臣軌上終 宮本・國本・文本・竹本・島本 無終字

臣軌下 陵本 此次行低二格有「御製鄭州陽武縣臣王德囊注上」

*文本 次行低一格有「御撰」

誠信章

無以取愛於其君 陵本 愛誤作受字、旁有「愛敷」

君有誠信 陵本 脱信字

大車无輓小車無軌 島本 輓誤作軌字、軌誤作輓字

鄭玄曰大車栢車小車羊車 竹本・島本 脱曰字 ○陵本

柏作指字 ○島本 小車誤作小事

輓穿轅端着之 陵本 着誤作者字

君臣父子 陵本 君誤作若字

則不能成歲 陵本 歲誤作威字 按今本呂氏春秋無則字、下

文不信下無則字

則其花不成 按今本呂氏春秋無則字、花作華字、成作盛字

則其物不長 按今本呂氏春秋作「其土不肥」

冬之德寒 國本 脱之字

况於人乎 按今本呂氏春秋作「又况乎人事」

不可以无信也 島本 无誤作死字

失孝慈也 國本・竹本・島本 失誤作夫字

可与為終者 猿本 与誤作與字

通於天地 猿本・陵本・國本・文本・竹本・島本・佚本 地

下有矣字

暢亦服也 猿本・陵本・國本・文本・竹本・島本・佚本

服作通字是

馬服而後求良焉 國本・文本・竹本・島本・明文抄引 服作

肥字恐非 *文本 欄脚有「服」本 按孔子家語五儀解・群

書治要十引作服字、荀子哀公文亦同

士必慤信 猿本 無必字 ○今本孔子家語 無信字

而後求智焉 群書治要引 智作智能二字、今本孔子家語 作

智能者三字

馬不服而良則泛佚

陵本 馬下衍而字 ○猿本 佚誤作俟

若士不慤信而有智能 今本孔子家語·群書治要引 此句作

「不慤而多能」

譬之豺狼 島本 譬誤作磨字

不可近也 今本孔子家語·群書治要引 近作邇字 ○今本孔

子家語 無也字

夫士无慤信 猿本 无下衍信字

適足助 陵本 適誤作通字

為乱君父師 猿本·陵本 君作群字 *島本 誤作父字

比豺狼 竹本·島本 豺誤作材字

其可近哉也 陵本 脱其字 ○佚本·尾本 無也字

人信之矣 國本 人字旁有「民」

子曰去兵 國本·陵本·竹本·島本·佚本 無子字

人所特急者 猿本·國本·陵本·竹本·島本 特誤作持字

食又可去也 猿本 也下有矣字

体論曰 陵本 論下衍語字

夫誠信 猿本·國本·陵本·文本·竹本·島本·佚本 信下

有者字

事君上 國本 上字旁有「子イ」、作子非

懷婦也 猿本·國本·陵本·竹本·島本 無也字

然後万物成 猿本 脱後字

然後百行著 猿本 著誤作着字

傅子曰 佚本 傅誤作傅字 ○竹本·島本 誤作「伝日」

言出於口結於心 群書治要四十九引 上下於作乎字

故立其身 猿本·陵本·國本·文本·竹本·島本·佚本·群

書治要引 故作以字是

不移易也 猿本 移下衍之字

奉亦事也 佚本 亦作又字

事君事父 猿本·陵本 作「事君父」

不可以无信 猿本 信下有也字

君臣之道邈陸 猿本 君誤作信字

忠於其君 猿本·國本·陵本·竹本·島本·佚本 君下有

則字 孝於其父則父子之情 竹本·島本 脱父則二字

不可以為君子也 猿本 脱以字

慎密章

謂若曾參顏回之儔 國本·陵本 儔作比字 *竹本·島本

脱儔字

禍發於人所忽也 猿本·陵本 所誤作欣字 *國本·竹

本·島本 誤作彼字

突煙焚邑之也 佚本 焚誤作樊字 ○佚本·尾本 無之字

○陵本 也作矣字

人臣不慎密者 国本・竹本・島本 臣誤作惡字(恐惡字之譌)

禍成於末 国本・竹本・島本 末誤作末字

智伯永歎於水灌也 猿本 脱永字 ○陵本・佚本・尾本

濯作灌字

聰者聽於無声 普蠡鈔(一本)引 聰作聰字恐非

慎於未成 普蠡鈔(一本)引 慎作懼字、同(寛文刊本)引

作恐字

思豫患慮 猿本・国本・陵本・竹本・島本・佚本 慮作防

字

必致傾危 陵本 致誤作攷字

孔子曰終日 陵本・文本 無曰字

憂患不至 陵本 至誤作生字

恐懼戰兢 尾本 兢誤作競字

雖終為善 猿本・陵本 終下有身字似是

夫口者開也 文本・佚本・尾本 開作開字、下文同 按日本

古俗多混用開闕者

駟馬追之 猿本 脱之字

舌者兵也 猿本 兵誤作丘字

反自傷也 竹本・島本 反作及字恐非 ○国本 反字旁有

「及」

則及自傷己 猿本・尾本 及作反字似是

枢機制動之主 猿本・佚本 主作至字

榮辱之主 陵本 主作至字

而戒懼之 猿本 戒誤作或字

則慎之弥甚也 猿本・国本・陵本 無也字

響隨言而美惡 国本 而下衍々字

以喻憂患寵榮 佚本 喻誤作逾字 ○猿本 喻下空格、無

患字

言之所以召響 闕本 之誤作其字

自所以致影亦猶然慎之 猿本・国本・陵本・佚本 自作身

字是 ○猿本・佚本 身下有之字是 ○猿本・国本・陵

本・竹本・島本・佚本 無然字是 ○陵本 「所以致影亦

猶慎之」八字重複

所以召禍也 猿本 禍誤作福字

慎汝之身 猿本・陵本 身下有也字

礼諫有五 陵本 礼誤作孔字

則詭詞辞善 猿本・尾本 脱詞字 ○陵本 脱此五字

知之韜藏 陵本・尾本 藏下有也字

况其外乎也 佚本・尾本 無也字

輒削草藁 猿本 藁誤作蒿字、旁有「藁」

懼其事洩於外 猿本・陵本 外下有也字

故享祿也 猿本・国本・陵本 無也字

廉潔章

人能躡 猿本・陵本・佚本 躡下有之字似是

地與之時 猿本・尾本 時作財字是

分地之利也 国本・竹本・島本 無也字 ○佚本 也作矣字

矣字

言所為必合於道也 猿本・陵本 言下有其字

理官莫如平 竹本・島本 平誤作王字

知者不為非其事 陵本 知字旁有「智」

行廉以全其真 猿本 真作貞字 *国本 真字旁有「心イ作」

招劫奪之患 佚本 劫誤作却字

踐傾危之災 猿本・国本・佚本・尾本 災作災字、按災同災

災

不如德尊也 猿本 尊下衍之可二字

仲孫忌諫曰 佚本・尾本 忌作它字

以子為悖且不顯国也 国本 悖誤作悖字 *陵本 誤作悖字

*文本 誤作恠字（恐恠字〔俗悖字〕之譌 *島本 誤作怪字、旁有「悖イ」 *文本 無也字

不足以行矣 猿本 足誤作是字

貪於奢侈好文章 諸本並奢作奢字是 ○猿本・国本・陵本

文本・竹本・島本・佚本 好下有於字是

垂德於後 陵本 脫於字

是武子之德 猿本・陵本 是下有有字

若以与我 猿本・国本・陵本・文本 以下有玉字

不若人有其宝 国本 人下衍不字

食公祿者 国本・竹本・島本 無公字

爭商賈之利也 猿本 賈作価字 *国本 作賈字

能自給魚 陵本 給誤作結字、旁有「給」

己為相之祿足以自給其魚 陵本 己誤作以字 ○猿本 足作是字 ○島本 給誤作終字

良將章

君之所恃 猿本・国本・陵本・文本・竹本・島本・佚本 恃下有也字

下有也字

恃之以禦侮也 国本 以誤作次字（閣本作以） *猿本・陵本 侮誤作悔字

致其慈愛 陵本 愛誤作受字

夫愛兵之道 陵本・島本 愛誤作受字

將愛兵之道 猿本・国本・陵本・竹本・島本・佚本 將上

有言字 ○陵本 愛誤作受字

使其逸樂豐厚 猿本・陵本 無其字

外存憂恤之心也 国本 憂誤作優字（閣本誤作侵） *陵本 誤作愛字

有病癱者 猿本・陵本・文本 癱作癱字 *国本 作癱字

*佚本・尾本 作癱字 按癱癱癱同字、癱恐癱字之譌

然後卒勇也 陵本 卒下有為字

達謂偏得汲也 国本・陵本 偏誤作偏字

当其合戰 猿本 其字旁有「以」

士卒爭先者 島本 脫土字

士卒爭先者 島本 脫土字

士卒爭先者 島本 脫土字

士卒爭先者 島本 脫土字

士卒爭先者 島本 脫土字

皆由其將也 猿本·陵本 皆上有言字

况以愛卒下 猿本 以字旁有「於」 ○猿本·國本·陵本·

文本·佚本·尾本 卒作率字是

雖曰木石猶感念矣 猿本·陵本 猶下有知字

况以仁愛卒下 猿本·陵本·佚本·尾本 卒作率字是

其必得之乎 猿本 乎作也字 *國本·陵本·竹本·島本

佚本 作矣字 *尾本 無乎字

避高而就下 今本孫子 就作趨字

避美而擊虛 國本·陵本 擊誤作繫字

故水因地而制形 今本孫子 無故字、形作流字 按通典兩引

皆作形、御覽一作形、一作行、群書治要三十三引作行

制其尅捷之勝也 猿本 捷作摠字 *國本 作摠字

*佚本 作捷字 *尾本 作捷字 按捷·摠·摠·捷並与

捷同字 *陵本 脱捷字

兵無常道 今本孫子 兵上有故字、道作勢字 *群書治要引

兵上有故字、常道作成勢

兵能隨敵 陵本·今本孫子·群書治要引 無兵字 *國本

兵能旁有「二字一无」 ○今本孫子 隨作因字 *群書治要

引 隨作与字 謂之良將也 今本孫子·群書治要引 作「謂之神」

得失由之故不可不察 陵本 失誤作朱字 ○猿本 察下有

也字

昔魏武侯問吳起曰兵以何為勝 按已下至不可疲之文今本「吳

子」治兵第三第一章之引文也。今本吳子以何作何以、群書治
要三十六引作以何

兵以整為勝 神本·闕本 整字旁有「治」 按吳子整作

治字、下文所謂整者亦作治字

雖有百萬之師 按今本吳子無之師二字、群書治要引有之師

左氏伝註曰 猿本 註作注字是 *國本·陵本·竹本·島

本·佚本 無註字

動則有威 猿本·國本·陵本·文本·佚本·尾本 威作威字

是、注文同

退不可追 神本·闕本 追字旁有「近」

前却如節 按今本吳子如作有字、群書治要引作如字

左右心應 按今本吳子應下有「雖絕成陳雖散成行」

心左右應也 猿本·國本·陵本·竹本·島本·佚本 右下

有之字

其衆可合 陵本 衆誤作象字、旁有「衆」

可用不可疲 猿本·國本·陵本·文本·佚本 用下有而字是

按今本吳子有而字

一劍之任 佚本 一字空格

知不可乱 猿本·陵本·文本 知作智字

宿忘主 猿本·文本 主作生字

宿謂止宿 陵本·島本 止誤作上字

百勝之術也 猿本·國本·陵本 無也字

謂得百戰百勝之術 猿本·陵本 術下有也字

無恃其不來 文本 來下衍悟字

当恃吾有備以待之 猿本·国本·陵本 吾下有之字 ○猿

本 待誤作恃字

無恃其敵之不攻 陵本 脱其字

恃吾之兵 国本·陵本·竹本·島本 兵作良字 *猿本

作見字 按見恐良字之譌

先防求防 国本 求誤作未字、旁有「求」(神本·閣本作求)

彼不能守 陵本 彼誤作役字

其進退由己也 陵本 脱己字

必為人所擒 文本 擒下有也字

必為敵人所擒虜也 佚本 必字空格 ○陵本 所誤作可字

無後繼之也 猿本·尾本 無之字 ○陵本 無也字

其母其問使者 猿本·文本 無上其字 ○諸本並無下其字是

○尾本 問下有其字

故用升分粒 猿本·国本·陵本·竹本·島本·佚本 分下

有菽字是

不能全升 佚本 升誤作菽字

左氏伝注曰 佚本 注作註字非 *陵本 脱注字

米食曰粒也 陵本 脱曰字 ○佚本 無也字

藜藿黍粱 諸本並素作藜字是 ○猿本·陵本·竹本·島本

梁誤作粱字

犬豕曰豢也 国本 犬誤作大字 ○佚本 無也字

不許入門 陵本 許誤作計字 ○猿本 門下有也字

故至於戰陣 諸本並陣作陳字

有猷一糞糗糒者 猿本·国本·陵本·文本·竹本·島本 糞

作壹字 按烈女伝作糞字 ○猿本·文本·佚本 糗作糗字是

*国本·陵本 作糗字、並下文同

書曰峙乃糗糒 陵本 峙誤作峙字、下文同 ○猿本·国本·

陵本·竹本·島本·佚本 糒作糗字 *尾本 作糗字、下

文同 按今本尚書作糗字

当貯峙汝糒之糗也 陵本 当誤作尚字、峙誤作峙字 ○猿

本 峙下衍以字、汝下有糗字 ○佚本 糒字重複 *陵本

糒下有糗字非 按今本書孔伝作「当儲峙汝糗糒之糗」

如有飮容 猿本·国本·陵本·文本·竹本·島本 飮作餒字、

注文同 按餒与飮同

飮飽 佚本 飽下有也字

謂升分菽粒 猿本 脱謂字

謂藜藿黍粱 国本·尾本 梁作梁字是 *佚本 脱梁字

子發謝然後得入 烈女伝謝下有母字

及後為將 陵本·竹本·島本 後作復字

能齊其勞 猿本·国本·陵本·尾本 勞下有逸字是

其安危也 猿本·国本·陵本·佚本 其上有共字是 ○尾

本 無其字

括不可使將也 国本·竹本·島本 無也字

不任將帥 国本·陵本·竹本·島本 帥誤作師字

身所奉飯而進食者 猿本 身作自字

大王所賜金幣者 国本 幣字旁有「帛」

今括一旦為將 猿本・国本・佚本 且作旦字是

避君之南面也 国本 無也字

無敢仰視之者 猿本・文本 無之字

故軍吏懼也 猿本 吏下衍不字

乃日視便利田宅可買者 国本・竹本・島本・佚本 日作曰字

恐非 国本・陵本・竹本・島本 買作賈字

父子不同 島本 同誤作問字

括貪虛 陵本 貪誤作含字

伐廉頗為將四十餘日 諸本並伐作代字是 国本・文本・竹

本 四十作卅字 *島本 誤作卅字

終如括母之言也 猿本 如誤作始字

若羅綱所掩覆 猿本・国本・島本・佚本・尾本 綱作網字

*陵本 脱綱字 *竹本 誤作細字

一軍見擒制 猿本 擒作覆字

利人章

秦命人為黔首也 陵本 秦誤作秦字 国本 無也字

樹后王君公 陵本 王誤作主字 *国本 公誤作云字

以大夫師長 陵本 長下有矣字

受君之重位 猿本 君誤作臣字

牧天之甚愛 陵本 愛誤作受字

牧養 佚本 養下有也字

不以為重 諸本並不作下字是

後不與其怨 猿本 脱後字 国本 輿誤作与字 国猿

本・陵本 其誤作甚字

猶魚之恃水 猿本・国本・陵本・竹本・島本・佚本・明文抄

所引 特作待字

我不能使也 猿本 使誤作欄字、旁有「使」

皆引過以歸也 猿本 也作之字

管子曰佐国之道先富人 按管子佐作治字、人作民字、人作民已

下倣之

人富則易化 按管子作「民富則易治也」

貴其農也 陵本 農誤作粟字

勸農之急必先禁末作 猿本・国本・陵本・文本 勸上有凡字

按管子作「凡為国之急者必先禁末作文巧」、下文末作下亦有

「文巧」

末作謂彫文纂組也 諸本並未作末字是 国本 組誤作細

字

則人無遊食人無遊食則務農 按管子 而無字下有所字、務農

作必農

務勤農業 尾本 勤誤作勸字

務農則田墾 按管子務農作「民事農」

墾開 佚本 開下有也字

田姓足也 諸本並田作百字是 国本 足誤作是字

禁之作者 諸本並之作末字是

或破金為碎 猿本・陵本・文本 金作全字似是

奔本逐末 島本 逐誤作遂字

為奔本逐末故 諸本並遂作逐字是 ○佚本 故下有也字

養黎元 島本 元誤作先字

謂省人僇役 猿本 役誤作捉字

使人以時也 猿本 脱使字 ○佚本 無也字

是以論語云 陵本 是誤作足字 ○猿本 云作曰字

孰誰 佚本 誰下有也字

增益君上 陵本 脱上字

餘十年之蓄 猿本・陵本・文本 餘作有字

有此備也 陵本 備誤作備字、注文同 *佚本 注文作備字

務在勸導 尾本 導誤作道字

論曰夫君臣之道 猿本・文本 此行抬頭

孤之有仲父 猿本 孤誤作疎字

若飛鴻之 猿本 若誤作君字

至神攸契 陵本・文本 攸作所字 *猿本 誤作欣字

星象降於穹蒼 國本 穹蒼旁有「蒼穹イ作」

王文憲集序曰 陵本 王誤作正字

万物觀也 陵本 觀誤作觀字 ○佚本 無也字

其益政也 竹本・島本 脱政字

若作酒醴 陵本 醴誤作釀字

尔鹽梅也 國本・竹本・島本・佚本・尾本 尔下有惟字是

* 陵本 尔下有雅字非 ○佚本 無也字

謨明弼諧 國本 明誤作朋字

惟人所召也 佚本 無也字

者子曰大道 陵本・竹本・島本・佚本・尾本 者作老字是

* 國本 作左字非

人好經也 諸本並經作徑字是 ○佚本 無也字

其刑墨 國本 脱刑字 ○尾本 刑作形字

因人所利而利也 佚本・尾本 人下有之字 ○闕本・佚本

也作之字 * 尾本 作之也二字

采不召而來 猿本・國本・陵本・文本・竹本・島本・佚本

而下有自字

然則忠正者 猿本 正誤作政字

惠迪吉 陵本 惠誤作忠字 ○國本 吉誤作告字(闕本作

吉) * 陵本 誤作去字

惠逆凶 猿本・陵本・佚本 惠作從字是 * 國本・竹本

島本 脱惠字

惟影響也 佚本・尾本 無也字

臣軌下終 猿本 作「臣軌卷下」 * 國本・陵本・文本・竹

本 「作臣軌下卷」 * 島本 作「臣軌下」

垂拱元年撰 佚本 此五字在尾題前 * 文本 無此五字

附記 本稿に参照せる帝範臣軌の上記の貴重なる諸本の閱覽複写を特に許可された御所藏者並に關係者の各位に対し謹んで感謝の意を表する次第である。